

33332  
I74  
2⑤



0023727-000

333. 32-174-2ウ

支那戦時経済論

石浜知行・著

慶応書房

昭15

ADD



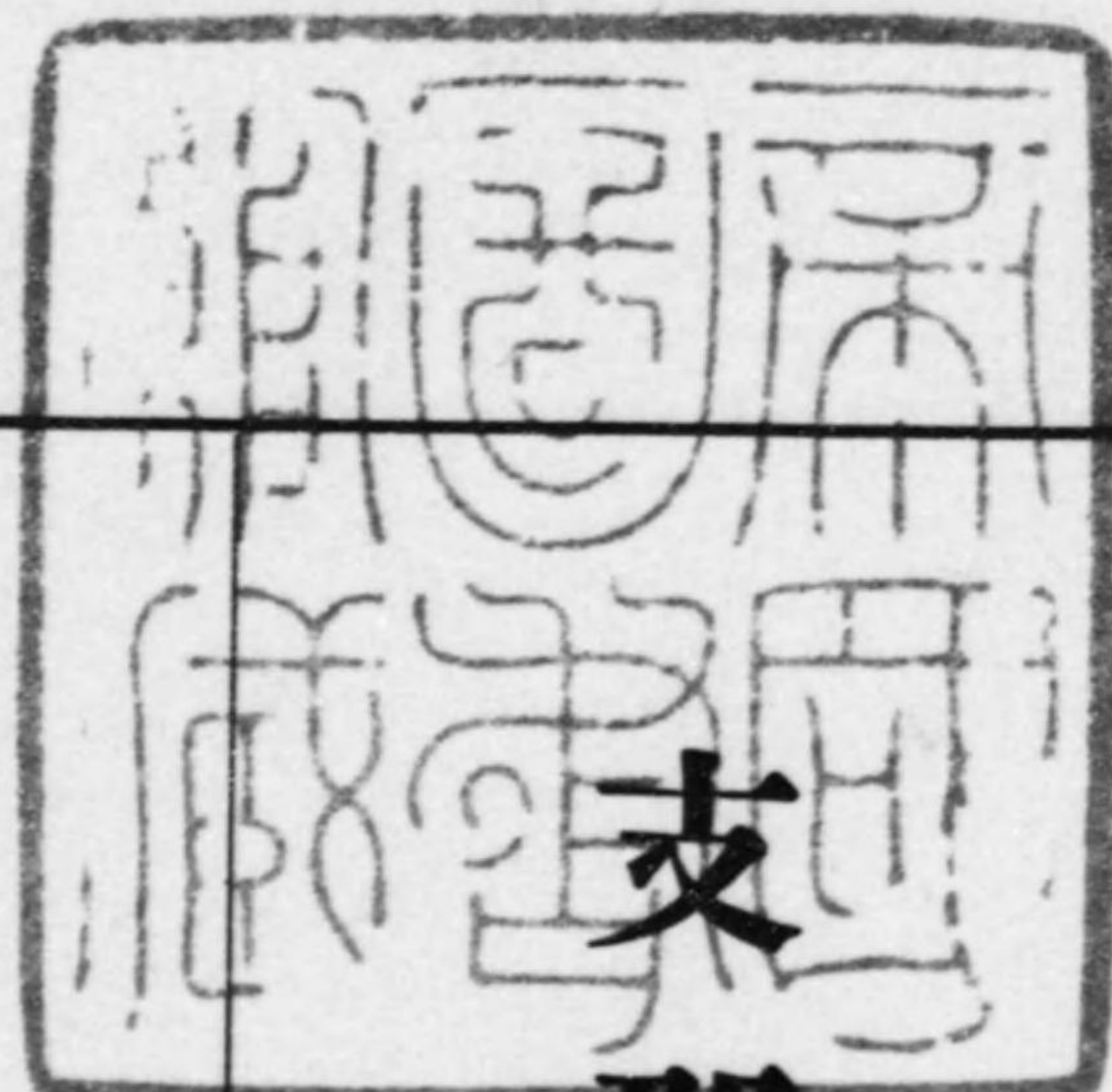
587



333.32  
I.74  
25

石濱知行著

支那戰時經濟論



慶應書房版





## 序の言葉

私は昭和十二年十二月、召集の令をうけ、その後約二ヶ年間で支那の戦野にあつた。前半は上海、南京、天生港、杭州等の戦線で働き、後半は上海の軍報道部に勤務した。報道部では、軍務として支那経済の調査、研究、報告にあたり、報道部長馬淵大佐の慫慂によつてその一部を内地の雑誌に発表した。第一章武漢淪陥直前の支那経済と、第二章抗戦支那の経済外交とはそれであり、本書に於いても當時の後記をそのまま残しておいたのは、執筆當時の事情や氣持をいくぶんでも残さうと思つたからである。内地歸還後も、現地で得た知識と資料をもつて、時々的小ピクを捉へて、歸還後のおちつかない氣分の中で、支那経済に關するいくつかの論文を書いた。それらを出來るだけ系統的に整理したのが本書である。

筆者はこれによつて支那経済論を提起するといつた大それた考は毛頭ない。執筆の動機は、馬淵大佐の言に従つて、時々支那経済についての資料や支那側の意圖を紹介し支那戦時経済について日本人たちの若干の参考にもと思つたのである。本書は、云は



ば、今度の出征を記念する経済的ルポルタージュたるに過ぎない。私は大正九年大學卒業後滿鐵調査部に入り、滿洲蒙古一帯を踏査して、『滿蒙に於ける朝鮮人の研究』（滿蒙全書所収）を書いた。それ以後機會なくして大陸への關心を満足させえなかつたが、今度の出征を機として、先蹤に従つて支那經濟研究をつづけ度いと思つてゐる。

本書を、上海報道部におられた馬淵逸雄大佐（現支那派遣軍報道部長）、宮脇襄二中佐（現滿洲國弘報協會）および、滿鐵上海事務所長伊藤武雄君、上海村上法律事務所高田一君の四氏に捧げる。伊藤、高田兩君は昔からの友人であり、今度の出征にあたり上陸當時から歸還まで公私ともに御禮の申しやうもない御世話になりました。本書は、これら四氏の並々ならぬ御好意の直接・間接の結果であると信じてゐる。

この序を書いてゐる九月五日は、奇しくも上海で歸還命令をうけてから丁度一周年である。出征當時は生きて還るとは思はなかつたのに、一年後、貧しくはあれどこの書成るを見て感慨まことに深きものがある。

昭和十五年九月五日

石 濱 知行

目 次

第一章 武漢淪陷直前の支那經濟……………三

- (一) 迫り来る武漢決戦
- (二) 武漢戰の意義
- (三) 長期戰に對する疑惑
- (四) 抗戰建國綱領による經濟政策
- (五) 武漢戰直前の稅制
- (六) 武漢戰直前の法幣
- (七) 武漢戰直前の國債
- (八) 武漢戰直前の貿易政策
- (九) 武漢戰直前の金融政策
- (一〇) 抗戰と西南建設

第二章 抗戰支那の經濟外交……………二五

- (一) 抗戰經濟に於ける經濟外交の役割
- (二) 經濟外交路線の問題
- (三) 經濟外交の基調
- (四) 自主外交の本體

第三章 抗戰支那の經濟建設……………五一

- 第一節 支那經濟建設の發展……………五一
- 第二節 抗戰力としての經濟建設……………五七

目 次



第三節 支那戰時農業と農業金融……………八

第四章 抗戦下の法幣問題……………一〇

第一節 法幣の性格……………一〇

第二節 最近の法幣異變……………一七

第三節 法幣の現段階……………二三

第四節 支那の對日法幣工作……………三〇

(一) 圓系通貨流通に對する妨得 (二) 物資流通に對する制限 (三) 法幣流通の制限 (四) 外貨取得への制限(外匯統制)

第五章 支那の抗戦財政……………一四

第一節 支那戰時財政の展望……………一四

(一) 財政建設の進展 (二) 事變後の戰時支出 (三) 事變後の租稅政策

第二節 抗戦支那の公債政策……………一六〇

(一) 租稅と公債 (二) 抗戦以來の公債 (三) 公債の消化

第三節 最近支那財政の諸問題……………一七三

(一) 雜幣の増發 (二) 金收集政策 (三) 華僑の送金 (四) 白銀協定

第四節 支那の財政は何故續くか……………一八四

第六章 抗戦下の支那貿易……………一八九

第一節 抗戦下支那貿易の特質……………一八九

第二節 援華貿易路の遮斷と重慶政權……………二〇二

第七章 抗戦下の上海經濟……………二二六

第一節 支那民族資本の動向……………二二六

第二節 上海租界の敵性……………二三三

第三節 上海物價騰貴の問題……………二四四

第八章 支那經濟の諸問題……………二五二

第一節 國共問題と法幣問題……………二五一



目次	四
第二節 大陸圓系通貨の問題	二六三
第三節 支那民族運動と蔣・汪政權	二七五
第四節 蔣政權下の合作金庫及び工業合作社	二八五
第五節 歐洲大戰と支那事變	二九四

重要統計一覽

香港の各港への貿易	二六
事變來海關稅收入	二五〇
日本側支配の關稅	二五二
重慶政府支配の關稅	二五二
各關關稅收入表	二五九
重慶側公債發行額	二六〇
外債未償還額表	二六六
支那の各國よりの輸入率	二九四
支那各港貿易比較表	二九六
閩ブロック向輸出入の内譯(本邦側)	二九七
合作金庫の組織系統表	二九七
支那農業金融の系統表	二九三

目次



支那戰時經濟論



## 第一章 武漢淪陷直前の支那經濟

### 一 迫り来る武漢決戦

長江に沿つて、北から南から、西へ西へと殺倒しつつある皇軍の偉力は、すでに固始、廣濟、瑞昌を突破して、ひたすら武漢めざして迫りつつある。現地にあつて、報道の任につく我々は、奥地の酷熱と瘴癘と不利なる地勢とたにかひつつ武漢へ、武漢へ——と進撃する我が將士と、武漢の地にしがみついて三鎮を防禦しようと必死に抵抗する支那軍隊との、息がまるやうな切迫感を、時々刻々に、脈々と感ずる。

武漢三鎮は果していつ陥落するか。支那側今日の観測においては、或はすくなくとも八ヶ月は支へうべしと言ひ、或は二箇月半は抵抗しうると言つてゐる。九月二日のロンドン・タイムスは、淪陥の時期を十一月中旬後と豫斷してゐる。

上海の華美晨報（九月七日）は、その社説『武漢可守多少時日？』と題し、かかる日限を切ることは、根本的に不可能であつて、かかる推測はただ一箇の豫言にすぎず、今日推論を作すも、決して明日の事實を看取し得ないと論じ、武漢の守衛は次の三箇の問題如何によつて、はじめて解決しうる。即ち、今後日本軍の攻撃力と華軍の抗戦力との比



重如何、中國の政治は更に一步進んで軍事と配合し得るや否や、中國の戰略如何の問題である。同社説の結論はかうである。要するに、もし華軍の抵抗力が長期に亘つて日本軍の攻撃力を掣肘するならば、もし中國當局が戰區四周の民衆を組織し武裝するならば、もし抗戰的戰略が單に『攻勢防禦』に止まらず防禦地帯擴大を計るならば、中國の武漢は永久に中國の武漢であり、最後の勝利を獲得しうるに到るであらうと。

國民黨といはず、中國共產黨といはず、目前の共通の合言葉は、武漢の死守である。共產黨はすでに民衆武裝による武漢死守を、つとに力説してゐる。陳友仁は香港のサンデー・ヘラルドへの寄書において、武漢をもつて支那の日本への抵抗の心臓なりとし、また支那政府最後の足場なりとし、それ故にこそ、いかなる犠牲を拂つても死守しなければならず、武漢は第二のヴェルダンであり、ヴェルダンと同じく強化されなければならぬ、と要求してゐる。

蒋介石も、ロンドン・タイムズ特派員に向つて、漢口の失陥は、南京の失陥以上に、中國の抗戰を頓挫さすものであるがゆゑに、吾人は必ず漢口を守り、漢口を失ふべきでない、旨を力説してゐる。

支那政府當局と、中國共產黨との間には、武漢死守の意義および程度に關しては、政治的に若干解釋を異にするであらう。しかし危機を目前にして、武漢防衛の必要を痛感せる點においては、一致してゐる。

支那紙の論調によれば、武漢はまさに、第二のヴェルダンであり、第二のマドリッドであり、第二のウオタールである。そのゆゑにこそ、數十萬の精銳大軍を幾陣にも配して、武力的に三鎮を防禦するばかりでなく、支那紙の言葉借りれば、財力、人力、物力の動員、工程隊、救護、婦女的な工作、少説話多做事、給養和軍備、傷及病、間諜等

の諸工作をもつて總動員的に武漢扼守に恐奔しつつある。

かくて『大武漢は抗戰中心』に向つて果敢なる驀進を強行しつつある皇軍と、必死に武漢を守らんとする華軍とは、長江をさしはさんで旬日を出ずして、武漢の地に歴史的決戰を展開するであらう。

## 二 武漢戰の意義

しかし、武漢會戦にあまり過重的な意義を附して、武漢會戦を武漢會戦としてのみ簡別的に、他との連關を無視して考察することは、同會戦に對する正當な評價または見方とはいひえないであらう。武漢淪陥の時期をもつて支那事變解決の時だと解するがごときは、同會戦にたいする、かうした誤つた評價のうへに立つものであつて、決して今後の對支工作を効果的ならしめる所以ではない。

武漢における支那の必死的抵抗は、長期抗日戰の一段階として認識するを要する。それは決戰ではありえても、決して最後の意味での決戰ではない。長期抗戰を唯一の武器とする支那にたいしては、すくなくともかかる認識をもつてかからねばならぬ。

長期抗戰は、最初からの支那の基本的戰略である。長期抗戰論の理論的基礎は、たとへば、毛澤東の最近の長論文『論持久戰』によればかうである。日本は小國であり、退歩的であり、國際的に寡助であるに反し、支那は大國であり、進歩的であり、國際的に多助である。これが日支兩國の相矛盾してゐる基本的特質であつて、長期抗戰戰略論は



この特質の規定する所のものである、とする。

支那の戦術はことごとくこの長期抗戦の原則から由来してゐる。南京、徐州の會戦にみたやうな退却戦術・遊撃戦術のごとき、みなこの原則から出で、その原則を強化しようとする戦術である。遊撃戦術のごときも、『遊撃戦術の戦術』によると、遊撃戦術は、支那が大國であるにかかはらず、ソヴィエットのやうに強國でなく、一の大國にして弱國である、といふ客觀的條件から發生せるもので、その形態は、後綫を前綫たらしめる戦術（變後方爲前方）であり、これは占領地帯の點（一都市、一村落）と線（交通線）とを攪亂する目的をもつものであつて、その最後の目的とするところは、それによつて戦争を永びかす、ことにある。かくして遊撃戦術も結果長期抗戦の戦術として利用せられてゐる。

八月二十四日の華美晨報の社評（社説）は『關都市支配鄉村論』と題して、支那の經濟的基礎は都市的工業上に建設せずして、鄉村的農業上に建築せるものであるがゆゑに、支那においては、大都市支配小城市・小城市支配小鄉村の理論は通用せず、これは支那にとつては『亡國論』であり、現に上海、南京その他の大小都市は占領せられてゐるが、その四郊は決して失陥してゐない。ここに長期抗戦の可能性あることを強調してゐる。

かかる長期抗戦論は、現實に直面して、はたして自己を貫徹しうるか。戦争の進捗による現實の變化につれて、この原則にたいする懷疑が、内外から發生しはじめたことも事實である。

われわれは、最近におけるその一、二の例をつぎにみよう。

### 三 長期戦に對する疑惑

八月二十二日のノース・チャイナ・デーリー・ニュースに『長期戦は得策であるか』といふ論文が掲載されてゐる。筆者は、H. B. Chang となつてゐる。同紙の紹介文によると、これは有名な支那の教育家の匿名であり、同紙は筆者の眞正を保證してゐる。

この論文の趣旨はかうである。國民性の最大の價値は、個性の場合と同じく、その維持のうちに求むべきであることを記憶しなければならぬ。我々の國の生存を護るかぎり、不名譽もまた名譽である。換言すれば勝利はもちろん成功であるが、敗北もつねにかならずしも失敗ではない。この立場から長期戦が支那にたいして得策か否かを検討するならば、今日までの支那事變における支那の敗北は、決して戦術上の錯誤や軍隊訓練の缺點のためではなくて、支那が日本よりも絶對的に弱いことによるのであつて、この弱さは、われわれの血と肉をもつてさへ償ひえないところのものである。われわれの軍事當局は、この事實に無知なのではない。知つてゐればこそ長期抵抗を主張する。しかし精密に、靜かに戦局の未來を研究するならば、われわれの根本的な戦術は、健全な、非狂熱的な希望のうへにもとづかなければならない。この希望は、日本は經濟的に崩壊するか、列強は支那を助けるか、の二つに分析される。しかし、前者についてはここ數年間に期待すべくもないし、後者については、從來の例が證據だてたやうに期待出来ない。だから、この二つの希望は全く根據がない。



いま一つの例は、八月二十四日のシヤンハイ・タイムスの論説「適切なる諸問題」である。支那事變の進展による支那の不利は、愛國心において眞摯であり純粹である多くの支那人をして、この戦争が支那および支那国民の上に與へつつある破壊と窮乏の擴大をや、批判的に眺めはじめさせた。長期戦は、日本には困難ではないが、支那にとつては回復すべからざる損害を與へた。國家的生存と國民性の保持は何よりも重大である。もし戦争過程において國家的生存および幸福が回復し得ない損害をうけるならば、もし國土がだんだん屠殺場と化し、その大部分が殆ど荒廢に歸するならば、そして、もし同時に敵を打ち負かす希望がないとすれば、むしろ、戦争の起つた外交的、政治的、經濟的原因を、平和への公式を見出すために、再検討すべきでないか。支那と日本は相互に平和に暮すための方法を研究しなければならぬ。自然は彼等を隣邦として作つたのだから。——かうこの社説は結論してゐる。

かうした長期抗戦論にたいする懷疑論、およびそのうへに立つ和平論は、國民政府内にも擡頭しはじめたことは事實である。

しかし抗戦必勝、建國必成を目標とする澎湃たる長期抗戦的主張にとつては、これらの懷疑論はいふまでもなく亡國的、敗北主義的刻印を押され、現在のところ、いまだ政治の主流を動かさうだけの力をさへもたない。今日、支那の對日戦略の基調は依然として徹底的長期抗戦である。

しかるかぎり、目睫にせまつた武漢會戦もこの長期抗戦的戦略の角度からその性質を把握すべきであり、したがつて、武漢戦前後の支那のあらゆる對策もまたその角度からなされつつあるのであり、それは對武漢防衛策であると同

時に、その後に於ける事態に備へるがための政策でもあるのである。長期抗戦が對日方策の主流であるかぎり、あらゆる部門の工作は、かかる特質をもつ。

ここに述べようとする武漢會戦直前の支那の經濟工作も、それは武漢戦にたいする對策であるとともに、それ以後の事態に處するための準備工作である。さうしたものととして觀察しなければ、現在の經濟工作のもつ意味を正當に秤量しえない。

最近孫科は、ユービーの特派員に向つて、「君、正に世界に向つて告げよ、日軍中國領土を撤退せず、中國日軍を中國領土より驅出せずば、中國は必ずや抗戦を繼續すべし」と長期抗戦をあくまで豪語してゐる。

#### 四 抗戦建國綱領による經濟政策

支那最近の經濟の正確なる調査は甚しく困難である。資料としては、主として支那の最近の新聞・雑誌（外字、華文）によるより外に道がないが、それらは多分に宣傳的性質をもつてゐるから、その真相を知るには、深き注意と割引をもつて臨まなければならぬ。戦争が永びいて戦時經濟が逼迫しつつある現在においてことにさうである。以下の叙述はかかる用意をもつて讀まれんことを特に希望する。

雑誌華美の一論文（九月二日發行）「一年來中國財政經濟活動情態」によれば、全面的抗戦陣の展開以來中國内の一切の經濟状態は不斷に變動をつづけ、日支事變開始以來の支那經濟は戦争初期には財政硬塞して不安現象を呈したが



政府の努力の結果着々として抗戰勝利の基礎をきづき、財政經濟は現在一新的段階に到達した、と言つてゐる。

現在支那の經濟工作は、今春開催された國民黨臨時全國代表大會で決定された抗戰建國綱領中の經濟プログラムの線に沿つてなされつつある、と看做してよいであらう。壽勉成によれば、それは大體つぎの八項より成つてゐる（雜誌民意四月二十日號）。

- 一 經濟建設はすべて軍事中心。人民生活の改善。
- 二 農村經濟の發展工作。合作組織、開墾事業、水利事業の促進。
- 三 鑛産開發による重工業の培養。輕工業の獎勵。地方工業の發展工作。
- 四 戰時租稅制度の推行と財政の徹底的改革。
- 五 銀行業務の統制とそれによる商工業活動促進。
- 六 法幣の鞏固、輸出入貨物管理による金融の安定。
- 七 交通（水・陸・空）の修築。
- 八 投機抑制。

これらの經濟政策は、壽勉成によれば、つぎのごとき基調から出立してゐる。

- 一 一部階級の利益を目的とせず、全民衆の利益を主眼とする。

- 二 大局的計畫的統制經濟政策の遂行と、それによる公私企業の相輔並行。
- 三 特に農村經濟の發展に留意。
- 四 一切の經濟建設、殊に輕重工業を軍事的需要中心に編成する。

われわれは、特にかかる基調によつて動きつつある最近支那の經濟動向を、そのおののについて瞥見しよう。主として武漢淪陷直前こころ一、二ヶ月の素描である。

### 五 武漢戰直前の稅制

孔祥熙は事變一周年參政會の席上で、勃發以來重要地區が次から次へと淪陷し收入激減すると反對に、軍事費の需要が激増して、『その調辦は言語に絶した』と白狀してゐる。

孔祥熙はかかる資金調辦の方法として、三種の方策、増稅又は新稅徵收、紙幣増發、内外債募集を擧げてゐるが、しかし、『戰區擴大、沿岸封鎖の下に各地商工業が救済を俟つの際、増稅は到底不可能』だと斷言してゐる。

支那の増收入は、關、鹽、統の三稅が大宗であつて、これが全稅收の約八〇パーセントを占めてゐたのであるが、事變勃發以來沿岸各地相繼いで淪陷したため、これらの稅收入は激減した。これが對策としての増稅または新稅の徵收が孔祥熙のいふやうに不可能だとすれば、稅收入に關するかぎり、稅制の調整によつて稅收の増加をはかるより外



に道はない(戰時適應辦法)。

かかる調整としては第一に轉口税の整理がある。これは昨年十一月一日施行しはじめたので、それによると、統税をかけたもの、および一般救濟藥品(軍事上の見地から)を除いた凡ての貨物にして海關を通過するものに對して轉口税を補征することにした。ただ、肩挑負販の貨物、稅款二角五分以下のものには轉口税を免除した。この轉口税は、外國公司派遣船の内河交通恢復以來、來往貨運頻繁となつたため、いくぶんか征收が恢復したのであるが、商業月報(上海市商會發行)の最近の調査によると、四月初旬以後内地の情形が吃緊し、滬蘇錫(上海、蘇州、無錫)の航綫を除いて滬杭(上海—杭州)、滬平(上海—平望鎮)等の航運の大部分は停駛し、貨運減じ、加ふるに滬甬(上海—寧波)、滬通(上海—通州)間の貨運が制限されたために、轉口税は大影響をうけ、海關の報告によると、本年四月分の稅收は三月分のそれに比して三分の二を減少し、實數はおそらく百萬元の不足であらう、と報告してゐる。四月以後の調査ははまだ發表されてゐないが、戰區の擴大、揚子江航運の杜塞、臨時、維新兩政府の稅接收その他の權限擴張によつて轉口税の收入は、さらに減じたものと推測される。

第二に統税。これは國家統一事業の進捗に伴うて歷年整理を斷行したため、逐次增收を見てゐたが、事變勃發によつて大打撃をうけた。そこで應急辦法として昨年十月、十一月の交に、非常時期印花稅法を頒行し、烟酒稅法を増加し、征收統稅區域の擴張(雲南、新疆、西康、青海)を斷行した。しかし戰局の發展に伴ひ工場地帯及び商業區域の失陷のために稅權執行は困難を加重し、それが統稅收入にあたへる影響もすくなくないことと察せられる。

第三は所得稅であるが、これは民國廿六年より施行しはじめ、いまだ緒につきはじめたところを戰爭に見舞はれ、大打撃をうけたことは孔祥熙も認めてゐる。事變に處するために政府の發行した國防公債は、この所得稅收入を基金に指定してゐるがために、その收入狀況を知悉することが必要となり、調査を開始してゐるが、それによると所得稅經收機關は、中央、中國、交通等の銀行、三等以上の郵便局二千八百餘ヶ所であり、二十五年度の收入は六百四十九萬餘元(豫算超過百分の五〇)であり、二十六年度に七ヶ月はすでに戰時關係に入つてゐるが、それでもすでに一千一百餘萬元に達してゐるから、年度末(本年三月)には、もつと増加して、規定の額に達したであらうと推測してゐる。この稅の最近の狀態について、財政部所得稅事務所主任高秉坊が語つたところとして、各華字新聞の報道するところによれば、戰爭による稅減を補ふために、全國重要區域の物產經濟調査を開始し、物價及び物產等の統計を編製し國內會計専門家の意見を徵し、商業帳簿の改正を一齊に行つて、將來稅基之鞏固、稅收之増加を計らんとしてゐる。本稅は充分な伸縮性と絶對の公平性を具有してゐるから、稅收は日とともに増加するであらうし、國防公債はこの稅を基金としてゐるから信用收效廣大たること疑なし、と樂觀説を述べてゐる。しかし、孔祥熙のいふやうに、『戰區擴大、工商業破壊によつて、社會全般に亘つて何れも戰爭の打撃をうけたので、同稅の徵收に大影響をかうむり、別に政府は補給の方法を講ぜざるを得ない』といふのが、おそらく實情であらう。

第四に鹽稅があるが、これは製鹽地として重要な北支が淪陷したため大打撃をうけたことと思はれる。しかし、七月二十九日の譯報紙の報するところでは、中國政府の調査の結果、井鹽、石鹽、池鹽、海鹽、精鹽、粗鹽を合せて、



全國產鹽額（滿洲及外蒙を除く）は約三千七百五十萬四千擔であつたが、事變によつて、長蘆、山東、浙江等の産地を失つたがために、かなりな減額をみたはずであり、その代り政府は、ストック鹽の内地運搬、食鹽輸出禁止を行ひ四川産鹽（井鹽）の増産を實行し、ために四川の鹽賣買は活況を呈し、商人は重慶に轉運所を設け、一度の鹽輸送で一、二千元の利益を獲得してゐるといふことであるから、鹽稅の収入も多少の増加を見つつあるであらう。

要するに各種の稅收入は戰敗によつていちぢるしく減收をみ、それが抗戰財政に及ぼす打撃はすくなくないと察せられるが、國民政府としてもいろいろ策を講じて、稅收の増加を企劃しつつある。奥地や西南の産業開發や資源開發のごときも、軍需品生産力充實、必需品自給の目的のほかに、稅源増加の意味を多分にもつてゐる。

現に八月十一日の新聞報によれば、いま政府が極力努力して積極的な建設工作をやつてゐる西南六省では、中央稅收も増加を認めし、民國二十六年豫算によると、統稅、印花稅、所得稅等約四千萬元、鹽稅、關稅を合計すれば年約一億五、六千萬元であつたのが、戰爭以來貿易の南遷、製鹽の増加、工廠の西移等によつて、西南六省の稅收も増加し、二億乃至二億四千萬元に達することである。

最近の報によれば、國府は中央稅收の増加をはかるために、審計法を發動して、地方各省、市政府、公務機關等の財務を一層嚴重に監督して、徵稅の中央集權化を一層徹底せしめんとしつつありとのことである。審計法の内容としては、（一）各省豫算に對する監督權の強化、（二）收支の調査決定、（三）決算の審査決定、（四）財政上の不法札彈、（五）中央系財務機關の審査、（六）各省政府、行政院直轄の各地方市政府及びその所屬機關に對する財務の審査、（七）各種

特別公務機關、公有營業機關、公有事業機關の財務審査等である。

ここに注意することは、他方において、國府は、戰區受難民、天災受難民にたいして、田賦その他の稅を免じて、民生經濟の安定の政策を策しつつあることである。

## 六 武漢戰直前の法幣

稅收かくのごとくとすれば、つぎに資金徵發法として紙幣増發が考へられたが、孔財政部長は、『紙幣の増發は通貨膨脹、金融紊亂を來すがゆゑに不可なり』としてゐる。

法幣の發行高は、六月末日において、十七億二千七百萬元に達し（發行準備管理會發表）、五月末の十七億五百萬元に比すれば約二千二百萬元の増發である。これに對し四大銀行たる中央、中國、交通、農民四行の現金準備額は十一億三千餘萬元であつて、五月末の十一億一千三百萬元に比すれば、二千餘萬元の増加を認めしてゐる。なほ保證準備をも加算すれば、約十七億元を超えるであらう。

法幣の現金準備率は六割であるから、この數字をかりに信用するとすれば、法幣の信用は他の條件さへ加はらなければ、危険はない勘定である。しかし例へば統一公債九月分元利償還額五千萬元を法幣で支拂ふべきか、匯割で支拂ふべきかを、インフレを懼れて決定しえぬが如き、廣東に於ける法幣の下落のごとき、戰局の擴大につれつねに動搖をつづけつつあるごとき、また政府がつねに法幣安定策に苦心せるごとき、法幣安定に危懼が潜在してゐることを暗



示してゐる。最近行はれた中央大學教授葉元龍(時事新報)と馬寅初(掃蕩報)との法幣切下政策に關する論争のごときはこの點に觸れてゐる。

國府は諸種の策を講じて法幣維持に齎心してゐる。八月二十四日重慶で召開された第二次全國銀行會議に於ける最も重要な問題は如何にして目前及び今後の法幣の穩固を維持するか、にあつて、これは一部の奸商が暗中法幣の價を貶して吸収し、故意に法幣の價値を降低し、あるひは『偽鈔』を發行して法幣の政策を破壊しつつあることにたいする辦法として討論・決定した、とのことである。

本日(九月十日)の新聞紙の報道によれば、財政部は、幣制を穩定させる目的をもつて、聲明を發し、法幣の發行政策は慎重を期すること、現金準備が反つて増加しつつあること、新紙幣發行の噂は全然根據なきことを言明したといはれる。この聲明のなかで、(一)事變以來若干増發を見たのは、法幣の信用が擴増したのもよるが、政府は一方では金銀を收集し他方發行増加をしてゐるのと、事變後交通阻塞し、信用呆帶して、通貨流通速度が低減したに對しその調整のため發行を増加したこと、(二)中交農四銀行の現金準備金が常に六割以上(法定以上)にあること、(三)新紙幣一億元の發行は謠言にすぎぬこと、を辯明してゐるのは注目に價する。

現在支那の在外銀は五億元以上(譯報)だと支那側では推量し、或は二億元以下との説もあつて、正確には判らない。これは主としてロンドン、パリに秘藏してゐる。交戰第一年度にアメリカに現送した銀は九千三百萬元だとデトリー・ニュースは報道してゐる。

聲明の中にある金銀の蒐集とは、各地に設立した金銀收免處による工作をいふのであらう。民國は廿四年の幣制改革で華北、華中の民間所有銀十五億元を收集したが、最近は本年七月廣東省の銀を六百餘萬元收免したといはれる。金は、最近の調査によれば年産十二萬兩に達する(導報)。

その他國府は、購買外匯辦法による爲替統制、外國貿易統制、輸出の促進策、等等によつて法幣價値維持に大意であるが、その目的とする所は、物價騰貴抑制、インフレ制止、外國よりの借款信用を増加せしめんとするにある。

物價對策としては、各省市は最近、中央からの指令によつて、戰時物價統制委員會を組織して、生活必需品の物價を統制することとなつた。この委員會の任務としては、(一)増價の必要あらばその理由を報告すること、(二)評定價格を各同業に通知し價格表を門首にかけること、(三)該會決定の價格を新聞に公表すること、(四)違反者の處罰等である。

## 七 武漢戰直前の國債

増税不可、紙幣増發不可とすれば、『戰時の支出に應じ得るものはただ募債の一事あるのみ』(孔祥熙)である。ここにおいて、内外國債が、支那長期抗戰に重要な役割をつとめることとなる。

事變までの内債は、確實なる擔保を有するもの、一九三七年六月(事變前)までに、統一分債を除くほかに、法幣二十七億六百萬、外貨内債英貨四百二十萬磅、米貨二百萬弗であつて、今後の内債の償還額は、法幣一億五千七百萬



元、英貨三百九十八萬磅、米貨二百萬弗であつた（八月十日、新聞報）。  
事變勃發後の内債はつぎの如くである。

- (一) 救國公債五億元、年息四厘
- (二) 國防公債五億元、年息六厘
- (三) 民國廿七年金公債

關金債票 一億關金

英金債務票 一千萬磅

美金債票 五千萬弗

- (四) 振濟公債一億元 年息四厘

このほかにまた各省政府が、中央政府の許可のもとに省債を發行する。例へば最近の例では江西省政府は、生産建設事業發展のために二千萬元の公債を發行したるとき、浙江省政府が財政缺損二十萬元を補するための一千萬元公債を發行した。

かかる巨額の内債の消化については、正確なる所は判らない。新聞報のごとき、『開戦後の債務負擔は戦前より増加してゐるが、支那の人口を以て分配すれば、個人の負擔額はいまだ西方國家より軽い。ゆゑに我國の公債消化力は

いまだ相當あり、債務の前途は決して悲觀すべきものでない』と樂觀してゐるが、支那のごとき貧富の懸隔の甚しくして、中間階級のすくない國では、債務を頭割にして計算すること自體がすでに不合理であり、またたとへいまだ消化力相當ありとするも戦敗相次ぐ今日、國民がその貯蓄金を積極的に公債消化にふりむけるや否や大いに疑問である。ただ政府が懸命にその消化につとめつつあることは事實である。消化不良となれば、そこからもインフレ惡化發生の危險があるからである。そこで政府はたとへば各地に救國公債會分會を設立して消化を奨励してゐる。八月十八日成立式を行つた澳門分會のごとき、總計十一萬元の公債を購入したといはれる。また國債勸募委員會を設けて公債の遍銷をはかり、各種銀行も消化に参加するとともに預金者に購入を勸奨してゐる。

公債に關聯して、最近各地に所謂公債息金獻國運動なるものが起つてゐる。これは公債利息をとらずしてそのまま政府に獻金の名のもとに政府の利息支拂を不要ならしめる運動である。例へば利息支拂期にいたつて、重慶の新生活運動促進總會では、黨員、公務員、並に一般愛國者にして救國債を有するものは、その利息を國家に獻納することを決議し、その息金を中央銀行に獻金して救國獻金に充當した。

譯報の報するところでは、九月一日は救國公債息金の支拂日であるが、上海の人士は全部息金を獻することを建議し、これ以來一唱百和、公私團體及び個人は連日銀行に行つて獻金する。『此種の情緒、實に開國以來未有の現象』上海で支拂ふ救國公債の息金は五百萬元以上である。『人々この息金を犠牲とすれば政府に抗戦の前途を與へ功績なきにあらず』——かう支那紙は傳へるのである。かくて公債購入者はやがて息金のみならず元金をも、政府に呈獻す



ることとなるであらう。

この息金献金運動とともに記憶されるべきは各地の所謂節約運動と記念献金運動とであらう。

まさに國府は官人の節約を強制したが、最近國民黨中央執行委員會では、各省市縣黨政機關に電して、豪華を痛革し、薪膽自勵し、頽風を洗伐し、以て國力を長養すべしとの節約勵行を通告した。各省市縣では各々辦法を設けて節約運動を起してゐる。この節約運動の目標と意義とは、抗戦力量の増加、建國力量の充實、國民儉朴風氣の養成にある。

記念献金運動は、記念日をトして、抗戦將士及び出征軍人家族の慰問、國家への献金（抗戦前途資金）を目的としてなされる献金運動であつて、最近とくに盛行したものは七月八日の抗戦建國記念献金及び九・一八献金運動であつた。この献金運動も長期抗戦を最後の目的としてゐることを忘れてはいけぬ。

支那の外債について最近着目すべきは、國民政府のイギリスへの二千萬ポンド借款をイギリスが拒絶したことであらう。ソヴェエツトの批評のごとく、『これはイギリスの支配階級の政策の眞髓を示すと同時にイギリスが東洋の事態を黙認したことを證明するもの』であるかどうかは別として、デーリー・ヘラルド紙の指摘したやうに、『閣議の席上對蔣借款は日本側から挑發的行爲と看做され影響のおよぶところ甚大で必ず香港の地位を危殆に陥らしめる結果に終ることを指摘し……結局好んで危険を冒す必要はない』といふイギリス流の實際主義が拒絶の原因であらう。チ

エンバレン首相も廿六日下院で、假設的保證だけでは對支借款に應ずるを得ないし、また應ずる意思もないことを言明した。

九月に入つて、また西南開發のための鐵道敷設計畫に附隨してイギリスの一百萬磅對支借款説がもち上つた。しかしこれはロンドンで否定された。

西南開發、奥地開發に、フランスの資本が動きつつあつたことは前から噂されてゐたが、九月に入つて、一億五千萬フランの佛支借款となつて具體化した。これは廣西・雲南間の鐵道建設資金であり、擔保は鹽稅および右鐵道收入であつた。

一九三六年に締結された米支銀協定は、八月以降、さらに二年間延長されたことは、種々の意味から、支那の對日抗戦に有利となるであらう。

支那も種々の方法を講じて外資の流入を誘致してゐる。最近鑛業法を改正して、外國資本家が支那人と共に株式會社を設立することを特准した。これは、各省鑛産開發を目的としたものである。苦しい中から、湖廣鐵道借款の利息金十四萬ポンド、ヴィカース・マルコニ借款利息金二萬ポンド、太平拓業公司借款四萬ダラーを、英、米に向つて最近支拂つたことも、今後に於ける借款のための信用維持策である。

支那は最近、ことにイギリスによる借款拒絶以後、自力開發を標語としてゐるが、開發資金の涸渇は、外資に迎合することを餘儀なくされてゐる。孫科は最近の會談において、國際借款を取得することは困難ではない。しかし目下



の政治情勢では、最も良き擔保品はむしろ一個民族國家の善意と感情とを獲得するにある。此點を獲得すれば、その信用は必ずいかなる商業協定よりも優良である、と謎のやうな、誘ひをかけてゐる。

イギリスが對支借款を拒絶したときは、華紙一般の言論はイギリスに對して甚しく惡意的であつた。しかし最近では、在支の權益の保障のためにはイギリスはアメリカと結んで、中國を助け、日本に對しては一切の物力財力の供給を斷絶せよと使喚してゐる。文匯報九月九日の社説「英美的合作」のごときその一例であらう。

### 八 武漢戦直前の貿易政策

長期抗戦下の支那の貿易政策は、『主要貨物の輸出を奨励すると共に外貨及奢侈品輸入を制限することである。貿易委員會による輸出統制、貿易管理委員會による輸入品統制、輸出貨物應結外匯辦法による特産物の生産増強と輸出促進等は直接に貿易を調整する機關および方策として設立・施行された。外國爲替購入を統制することを目的とした購買外匯辦法も間接に、輸入抑制、輸出促進の役割を演じた。

最近財政部はさらに、國產輸出促進辦法を制定して、各省政府に通告した。

それによると、第一種の辦法は、輸出品の生産費を減少さすことによつて國產品の輸出を促進する方法であつて、生産費減少の方法としては保険料の政府支拂、國內移動の場合轉口税免除、運輸の特殊の便宜附與等である。

第二種の辦法は、市價を調節することによつて國產品を保護する方法。これは生産費と國外の市場價格との比の高

低により、貿易委員會は適當なる調節を行つて國產品を保護する方法である。かかる節約外匯、奨励輸出、統制輸入維護生産の貿易政策の強行は、最近ややその効果をあらはしたがごとくである。

統計のしめす所によれば、今年六月に至つて輸出情況がはかに轉佳し、貿易總額は五月に比して一千七百萬元の激増をしめし、ここに至つて從來の入超が出超に轉爲し、その額二百七十六萬元に達した。華紙の言葉をかりるならば、『此種現象開戦以來所未有』のものである。今年に入つてから第一次の出超である。さらに七月末の統計では一千二十萬元の入超を見るに至り、入超額は七百萬元の増加を示した。

海關貿易統計によると、本年七月を六月と比較するとき、輸入において北支（天津、青島）は天津の不振から六・三%を減じ、中支（上海、漢口）は、二八・八%の増加で、南支（九龍、廣東、汕頭、廈門、梧州、蒙自）は廈門の激増にかかはらず南支全體としては四〇・一九の激減をしめてゐる。これは國府の輸入統制の結果と見ていいであらう。

さらに輸出について見ると、七月を六月に比較するとき、九龍の一五七・五三%の激増をふくめて南支全體としては一五・九二%の増加となり、中支三三・〇五%の増加、北支一七・八五%の減少となつてゐる。ここにも南支輸出増加に、國府の輸出奨励の結果が見られる。また本年一月乃至七月までの統計を、昨年のもので比較するとき、そこにも南支の貿易統制の跡が歴然として指摘しうる。

アメリカ商務省の發表の示すところでは、七月の支那の對米貿易は、輸出三百六十萬ダラー、輸入は二百三十七萬



ダラーであつて、結局約百二十萬ダラーの出超を記録し、八月にはさらに増加して百四十八萬ダラーの出超をしめしてゐる。

これら数字の信用すべきものであるかぎり、支那の貿易政策は、貿易に關しては、成功しつつありと言へるであらう。その他支那の特産については、各々特別の販路を開拓しつつあるが如くである。

たとへば温州紅茶、兩湖紅茶その他の所謂華茶についてはソヴィエットと一千五百萬元の輸出契約が締結されて、香港、上海を経てウラジオに輸出されつつある。

またウルフラム、錫、アンチモニー等の特産物も香港を経て、いづこへか秘密に輸出されつつありといはれる。これらは主要産地が生産制限のために、すこぶる高價に賣買されつつある。

かかる貿易政策の結果から、九月號の華美誌は時論のなかで、中國大部分の資源失去したのも、自給自足は不可能だと見るのは全く錯誤的觀察たることが判る、と論じてゐる。

### 九 武漢戦直前の金融政策

支那の戦時の金融政策としては、新貨幣制度によつて法幣の價值保持に努力しつつあることがその一であり、金融安定辦法を發布して預金および資本の逃避の防止をなしつつあることその二であり、都市に聯合辦事處を設立して内地商工業に農産物、工業生産物、礦産物、債券等を抵當として貸付を行ひつつあることその三であり、外國爲替申請

辦法を發布して、外貨の逃避を喰ひとめんとしつつあるのがその四であり、地方金融改善辦法によつて地方の農、産業への融資の疏通に努力しつつあることその五であり、金融會議（第一回漢口、第二回重慶）によつて重要な金融問題の検討および對策の決定をなしつつあることその六である。

最近、武漢失陥の近づくとともに、上海の銀行は、内地開發、西南開發のために、四川、湖南、廣東、廣西、雲南貴州六省に支店を設立し、實業の奥地移轉とともに、金融の中心も漸次西漸しつつあることは最近金融界の傾向として注目に値する現象である。

七月末、西南六省の銀行の本店及び支店は合計三百二十軒に達し、中央・中國・交通・中農の四行だけでも、西南六省にすでに八十四箇の支店をもつてゐる。

### 一〇 抗戦と西南建設

支那事變發生以來沿海の大都市はすでに淪陥し、或は沿岸封鎖をうけ、或は空爆の脅威にさらされた。戦局の發展につれて、武漢の攻陥も時日の問題となり、かねてから計畫されてゐた西南經濟建設がいまや緊急の問題となり、具體化して來た。

孔祥熙は、八月重慶の記者談話會の席上で、かう語つてゐる。中央政府重慶移轉後の工作の第一は、後方經濟建設の發展である、即ち西南、西北各省に於ける荒地の開墾、水利の修治、礦産の開發、水陸交通線の増設によつて輕重



工業を建設し、農村金融を活潑ならしめ、内外貿易を促進し、地方財政力或は人力の及ばざる事業は、政府が之を積極的に指導援助し、かつ中央政府職員最大の努力を必要とする。これが最短期間に實現される際には、支那抗戰の資源は増加し、かつ人民の物質上・精神上の生活も改善されるであらう、と。

かくて、後方經濟建設の基地として、選ばれたのが西南六省である。この西南經濟建設は、孔祥熙を委員長とし、張群を副委員長とする西南經濟建設委員會によつて三千萬國幣をもつて着々として進められてきたのだが、最近に至つて政府は中央工場移轉建設委員會を設置して、工場移轉に多くの便宜をあたへ、四大銀行もその移轉に金融上の利便をあたへつつあり、政府は、漢口の工場主に對して移轉を強制してゐる。

最近國府はまた西南物資輸出入管理處、三省（廣東、江西、湖南）特産品經營處を設置して、それぞれ物資の調節生産物配給の方策を講じて、産業開發に資せんとしてゐる。

産業開發には交通機關の完備を先決問題とする見地から、建設委員會では、公路、鐵道、水路、航空路、通信等の建設プログラムをたて、すでに着手しつつある。それがために、國府交通部は二千萬ダラー、諸省政府からも同額を支出し、これに民間出資、英國資本團も加つて、交通の完成に向つて努力しつつある。

最近に至つて孔祥熙は、西南建設を積極的に促進するため、特に五千萬元を基金として西南に國防建設を計畫し、漢陽兵工廠、漢陽鋼鐵廠を内地に移動せしめ、その他飛行機製造廠、織造廠、火車廠、無線電話電報機械工廠等の戰時需要の工業を開發せんとしてゐる。

武漢淪陷の運命が短縮するにつれて、この西南建設は、さらに一層の強化を見るであらう。かくて支那の經濟中心は内地へ内地へと移轉して行く。

農業生産に對しても國府は、長期抗戰的力量充實のため、その政策を忘れない。辨事處制度及び地方金融改善辦法によつて農業貸付に努力し、農産調整委員會は力を竭して法を設け農事調整に盡し、國府經濟部は各省に農業改進所を設立して農業の大量生産を企畫しつつある。さらに、各種の税を免じて農村工業の振興をはかりつつある。奥地開發は、この農業生産への助成をいつそう緊急かつ必要なものとなすであらう。

かくして、いま武漢戦を前にして、支那のすべての經濟政策は、目的をあくまでも長期抗日に置いて、その戰略的意圖のもとに、行ひつつあるのだ。經濟政策といはず、すべての支那側の努力は、かかるものとして認識せられなければならず、日本のこれにたいする對策もまた、當然かかる認識の上に立つてなされるものでなければならぬ。武漢會戰は長期抗戰のための一段階にすぎず、その抵抗を永びかすことによつて、長期戰の基礎たるべき經濟の奥地建設に暇をあたへんとしつつある。武漢會戰とともに、その背後の意圖をも洞見しなければ、確固たる對支政策は樹立し得ないであらう。

後記 本文は改造特派員中山省三郎君の熱心な勸説と、報道部馬淵中佐の從遞と許可のもとに執筆したものである。八ヶ月間の戦線生活から報道部勤務を命ぜられたのは僅か一月前である。いまだ身心ともに安定を得ず、加ふるに、書に親まず、



筆を執らざること約十ヶ月。想意、筆意ともに暢達せざるは全くその爲めである。

僕の屬する今川隊は、杭州から南京へ、南京から奥地へといま苦熱の進軍をつづけつつある。かうして筆をとりつつも、八ヶ月間苦樂を借にした戦友達の無事を祈ることまことに切なるものがある。(九月十一日朝) (昭和十三年十月、改造)

## 第二章 抗戦支那の経済外交

### 一 抗戦経済に於ける経済外交の役割

やや停滞したかに見えた戦局の發展も、十月下旬にいたつて、にはかに活氣を呈し、廣東まづ陥ち、つづいて武漢の要衝もつひに支へを失つて脆くも崩れた。この間における皇軍の活躍はまさに疾風迅雷の勢であつた。戦地にあつて戦局の推移に異常の神経をつかひつつあつたわれわれにも、廣東陥落より武漢崩壊への數日間の急足なる進展のテンポには呆然たるものがあつた。まさに決河の勢と稱すべきものであつた。

武漢陥落をもつて事變が急轉回を生ずるであらうといふ豫測は、日本の朝野にかなり行はれてゐた。しかしわれわれは、武漢の決戦は、それは事變の一段階でありえても、決してその終末を意味せず、抗日は依然としてつづくであらうことを指摘しておいた(前章、武漢淪陷直前の支那経済参照)。

果して、武漢陥落後、蒋介石は、『領土及び主權の回復するまで』あくまで抗戦を繼續することを豪語した。途中で汪精衛が、一面抵抗、一面和平の説をなしたが、滔々たる持久戦論のまへには、勢をもちえなかつた。蒋介石は、武漢陥落前の雙十節には、豫め武漢失陥を豫測しつつも、『告國民書』を發して、『我等の過去の奮闘犠牲は、民族



のため、人類のために、すでに高價なる代價を収めた。我等は今後も艱苦奮闘すべく、更に犠牲を憚らず、我等の時代的使命を完成せしめよ」と抗戦繼續を指示し、孔祥熙もまた國慶日の宣言で、「此艱難困苦の時期に處して政府と民衆とは上下氣を一にせよ。抗戦の結果は旦夕を期しえないが、日本の崩壊は遠くにあらず」とて、長期抵抗を主張した。周恩来は、武漢の運命如何を論ぜず、中國必ず抗戦を繼續せん、と斷定した。

武漢敗戦直後、蒋介石は再び『全國民衆に告ぐるの書』を發して、『持久抗戦と全面戦争の眞髓を認識して戦區擴大後の新局面に備へ、今日より更に勇猛奮闘、全面戦争と抗戦根據地の充實に努力せよ』と力説した。十月二十八日から重慶で國民參政會が開催され、蒋介石は、『あくまで抗日戦を繼續する決意』を打電し、參政會は全面的に蔣の抗日繼續支持を宣明し、更に十一月下旬延安で開かれた中共六中全會もまた、『告全國同胞書』を發して、統一戦線を擴大し、鞏固にし、長期抗戦を擁護し、それに参加すべきを聲明した。

かくのごとく、彼等は、武漢戦以後を第四期抗戦と呼び、新形勢と新階段とに戦争は入り込んだと言つてゐる。例へば譯報十月二十六日號では、新形勢とは大規模の廣大平原攻守戦と大規模の重大城市攻守戦であり、新段階とは、遊撃戦を主要戦略となし運動戦をもつて副となす戦略の段階であるとしてゐる。

武漢失陥後、民國が依然として抗戦繼續を主張し、それが當面の主流をなしつつあることは事實である。

ここで我々の問題としなければならぬことは、民國はなにもゆる抗戦繼續を主張しうるか、及びなにを基礎として、依然として抗戦を主張するか、換言すれば今後の抗戦繼續の物質的基礎はどこにあるか、の問題である。この提起さ

れた問題は、今後の日本の對支戦略の上からみても、またもつと廣い意味での日本の對支政策ならびに東亞を中心とする日本の外交一般についても、もつとも重要な課題をなすものと信ずる。この課題に對する正當なる理解なくしては、事變の賢明なる收拾と處置とは、おそらく不可能と考へられるからである。

民國の言分によれば、今度の抗日戦の目的は、中華民族の獨立と解放との取得にある、と考へてゐる。かりにこの言分を認めるとしても、かかる目的を遂行するには、巨大の物質的條件を必要とする。殊にすでに抗戦以來一年有餘、その重大なる經濟的中心地區を失つた民國として、武漢敗戦以後さらに抗戦を繼續しようとするにおいては、その條件の重要性はますます加重するわけである。

この民國の抗戦繼續の物質的基礎を、詳細に究明することは、すくなくとも今日の與へられたる情勢と資料と調査とをもつてしては不可能である。ただわたくしは、その問題解明のキイのうちの主要なるものとして、内地經濟開發と民國の經濟外交との二つをとりあげてみる。

蒋介石の『全國民衆に告ぐるの書』の一節に、『西部諸省は我が抗戦の策源地である。これ長期抗戦根本の方路であり、また我が政府終始一貫の政策である……けだし西北・西南の經濟交通建設の發展によつてのみ長期抗戦と建國工作の堅實なる基礎が確保されるのである。そしてそれが完成して始めて我が抗戦の實力と經濟建設とに必要な物資を獲得しうるのである』。また彼は、最近の國民參政會へのメッセージにおいて、『支那はかかる事態に對處すべき充分の準備があつた。すなはち支那は西南地方の建設に全力を傾注すること數年、すでに強固なる基地が完成され、



最後の勝利まで如何に長期にわたるとも抗戦しうるのである」とも言明してゐる。

これらの言辭から、西部の經濟的開發・建設工作が、抗戦經濟の物質的基礎として重大な役割を演じてゐることが判るであらう。

經濟外交は、二つの意味から、民國の抗戦經濟の基礎をなしてゐる。その一つは、列國を日本から離間させて、列國の對日經濟交渉を斷絶させ、惹いてこれらの列國を使喚して、對日制裁または敵對をプロヴオケートさせようとしてゐることである。現にみるとは、民國のジャーナリズムは、英米合作、英佛會談、英國議會の問題、汎米會議、英米の軍備擴張等の機會を利用して、日本との離間を使喚しつつある。いま一つは、經濟外交によつて、民國は軍費（借款、クレディット）、軍需資料（武器その他軍需品）、法幣の維持（例へばアメリカとの銀協定、イギリスによる爲替平衡資金の設定）等を獲得しようとしてゐるのである。民國はこの二つの主要な意識のもとに、經濟外交に懸命の努力をなしつつあるのである。そしてそれがために、あとにものべるやうに、自主外交の主張と依存外交、獨立解放と植民地化の一層の促進といふ、ふかいチレマンに陥る危險をはらみつゝあるのである。

わたくしは、抗戦經濟の物質的基礎の主要のものとして、内地（西部）經濟開發と、經濟外交との二つを、便宜上分けて擧げた。しかしこの二つは決して分離しうべきものではなく、相互に密接に關聯してゐる。經濟開發もその資金、資料、技術とを是非必須のものとし、しかもこれらを獲得するには、必ず經濟外交に依らなければならないからである。現在、この開發のために、民國がイギリス、フランス、アメリカ等としきりに外交的交渉をおこなひつゝあ

ることは、すでにひとの知る通りである。

西部經濟開發は、すでに事變勃發の當初から主張され、實行されて來た。南京失陥後さらに急速に實施を促がされ武漢、廣東の淪陥後は、國共合作の強化を要望する中國統一陣線のスローガンとともに、西北・西南經濟建設の名において、焦眉の急として要求されるに至つた。この意味において、この問題は今日の支那經濟檢討の主題目の一をなすものであるが、武漢陥落後の一般支那經濟政策との關聯において、つぎの機會のテーマとすることとし、ここでは最近における民國の經濟外交の傾向とその實質の意義を究明することとする。

## 二 經濟外交路線の問題

民國が世界各國にたいしてどんな經濟的・外交政策をとつてゐるか、を見る前に、國民政府の外交の基調はどこにあるか、それは日支事變の戦局推移につれてどう變化してきたか、また國民のジャーナリズムは政府當局およびその要人らの外交方針をいかに批判し、當局ならびに民衆にむかつてなにを要求しつつあつたか、を先づ觀察する必要がある。ただし民國外交は、列強間の關係をたくみに利用して時と場合とに應じて虚々實々の外交を行ひつつあり、結局は、外交の基調を知らなければ、そのからくりが判らないからである。

本年三月二十九日から四月一日までの四日間、秘密裡に開會された國民黨臨時全國代表大會では、國民黨總裁制の新設、三民主義青年團の組織、國民參政會の設置等々重要な抗戦のための議題が上程・決定せられたが、この大會で



決定された大會の宣言と抗戰建國綱領とは、民國の抗戰政策のキイノートであり、最近の政策も結局そこから出立してゐるといふ點で重視すべきものである。

この大會の宣言のなかに、外交に關係ある字句としては、中國の對外關係は、一、國際平和條約の確守、二、世界各國の協調の繼續・保持・増進、の二原則から出てゐることを強調してゐる。

さらに抗戰建國綱領は、總則、外交、軍事、政治、經濟、民衆運動、教育等の項目から成りたつてゐるが、その外交の項下には、

- 一、獨立自主の精神に基き中國に同情する國家民族との平和のための共同努力
- 二、國際平和機構および條約の維護・充實
- 三、反帝國主義國家との共同による日本への反對
- 四、世界各國との現在の友誼の増進と、我に對する同情の擴大
- 五、中國領土内に日本が建設したすべての政治組織及び對内外行爲の否認

この五つがあげられてゐる。この宣言および綱領にあげられた原則がその後の外交の基調となり、事宜に應じて具體的な形をとる。獨立自主の精神にもとづく外交とは所謂自主外交であり、中國に同情を有する國家民族との共同努力とか列國との協調とか中國にたいする同情の増進とかは、列國の對支援助要請の外交となり、平和機構及び條約の確守は、九ヶ國條約、不戰條約、聯盟規約等をつぎだすことによつて列國の力をかりて日本を牽制しようとする

外交手段となり、反帝國主義國家との共同は、英・米・佛等民主國家との連契による對日外交となり、親蘇外交となつて現實化してゐる。

この大會後、元教育部長朱家驊を歐洲に送つて對支援助要請の外交を行はしめた。これはさきに孫科、陳友仁等を歐洲に派したると目的を同うせるのである。その陳友仁（元外交部長）が歸國の途次、香港で外人記者に向つて、『英佛が極東の干渉に出ても歐洲には何事も起らぬであらう。もし干渉が英佛及び米國の共同干渉の形をとり、日本に對し支那攻略の即時停止を要求することとなればもつとも有效的だ』と、共同干渉論をとなへてゐることは注目に價する。これは、六月孔祥熙が、米人ハワードに向つて、事變解決の一手段として列國の干渉を要求したのと軌を一にしてゐる。

五月、宋美齡がパーミンガム・ポスト紙に寄稿して、『支那の求むるところはただ民主主義國民が共同して宣戰布告なき戰爭の不承認を現實に宣言し、日本の行動を批判的に検討し、民主主義國民が信條とする倫理の原則支持に忠實なることを表明することである』と、民主主義國家聯合論を強調してゐることは、獨・伊の擡頭と日本とそれらの諸國との間の防共協定に對抗せんことを要請せるもので、この民主國家間の聯合論は、此後とも支那外交の一特色をなした。

五月卅一日の漢口大公報は『今後の抗戰大計』なる社説を發表し、政治上、軍事上、財政經濟上、外交上の各立場より、今後の抗戰計畫を論じてゐるが、その外交のところでは次のやうに論じてゐる。我らの外交綱領はあまねく世





界國家の同情を接受するにあるが、同情は感情範圍に屬し、國際關係を支配するものは感情にあらずして、利害である。我らの外交は各友邦と我國との利害關係を審にし、その上で實際的策略を切實に運用すべきである。もちろん同情多ければ多いほど好いのであるが、同一の同情中にも、大小あり、緩急あり、根本・枝葉あり、しかして、多くの國家の間には相互間の利害關係があり、しかも複雑にして錯綜的である。我らは反中國の策略を打破して、我らの成功を促進するためにはこれらをよく研究し、よく運用し、よく決断しなければならぬ。

六月、陳紹禹、周恩來、秦博古等は、『對於保衛武漢與第三期抗戰問題底意見』なる武漢保衛意見を發表したが、そのうちの外交政策に關する部分を摘譯すれば、大體つぎのやうだ。過去には一部分の人がドイツ・イタリイ等の國家を贊助して社會主義的な蘇・英・米・佛等の民主國家の意見に反對したが、そうした人は現在すでに存在の餘地がない。ドイツはさきに滿洲國を承認し、更にその在支顧問を召回した。これらは否認し得ない事實である。偉大なる社會主義國家蘇聯、これ中華民國の最も信頼すべき、親密なる、艱難をともにすべき朋友であり、その中國に與へる同情と幫助とは、決して何らかの代償を要望する企圖や謀利的野心を抱いてゐない。……中國抗戰が開展するにつれて、中國内部の團結は進歩し、蘇聯との友誼は日に益し増長して來た。英・米・佛等の民主國家の政府は、中國抗戰を援助して呉れるが、いまだ中國人民の希望を満足させない。しかしその同情と援助とは増加しつつある。我國民政府は現在中蘇の國交増進に努力し、また英・米・佛等の民主國家との親近にも努力しつつある。これは非常に正確な外交政策であり、我らはこの外交政策にたいしては熱心なる擁護を表示する。我らは深く信ずる。蘇支親密を計り、

英・米・佛と手を携へて積極的に抗日外交政策を實行することのみが、中國の抗戰をして有力な外援に至らしめるものであると。

譯報は、七月六日に、中國抗戰周年軍事政治經濟的檢討なる特輯をなしたが、その第三項、一年來的政治の中の國際對華同情のもとに、一、英・米・佛は日本を指責し、經濟上中華を援助した、二、蘇聯は遠東防務を擴大し、物質的に中國を援助した、三、國際聯盟は決議によつて各國別に物質上中國を援助することを決定した、四、各國の人民は一般に中國に同情し、廣大に抵制日貨を實行し、また難民傷兵救済に寄付したことを指摘してゐる。

七月六日から十日間に互つて、漢口において國民參政會の第一次會が開催された。この會議は、春の國民黨臨時大會の決議によつて設立され、『思を集め益を廣くし全國力量を團結する』目的をもつもの、參政員百五十名より成るものであつて、七月はその第一次會合であつた。この大會の宣言の一節で、抗戰以來世界多數の國家政府及び人民は中國に同情せざるなく援華反日を行ひ、我國民をして精神の安慰を得しめ、正義の尙ほ存するを信ぜしめた、我四億五千萬の中國國民は必ず永遠に國際和平組織及び一切の和平條約を擁護する、同時に各友邦の政府、人民らが世界和平不可分の事實を察して、中國に對する同情を繼續的にかつ擴大的にして、中國を援助すること、を希望してゐる。

この參政會で審査・決定された外交原則は、抗戰綱領に規定する原則に準據し、臨機應變の運用をなす、ことであり、それとともに外交部は、外交に關する左記五ヶ條の建議をなした。

#### 一、駐外使館人材の慎選



二、駐外中國各大使館に訓令して、國外の状況、實在の情報を供給せしむ

三、國際宣傳の改善

四、臨時名望ある者を各國に派遣し、國民外交を増進し、中國各大使館、領事館に訓令して、與ふるに匡助を以てせしむ

五、政府は隨時國際狀況實在の情形を公布して、國民をしてこれを知らしむべし

さらにこの討論においては、獨支、伊支關係を、法を設けて改善すべしとの激論も出で、結局、中國外交人員を加強し、それに戦時の嚴重的責任を負はしめ、中國外交工作を加強することを決定したといはれる。

この參政會の外交工作決定について、支那のジャーナリズムは各々批判をかかげたが、ここにその代表的なものとしてそのうち二つを抄譯してみよう。

七月十五日の華美新報の社説『外交戦線之強化』の趣旨はかうである。參政會席上に討論の中心となつた外交上の五建議は、從來の外交政策の缺點を指摘し、その匡正を提言したものであるが、われわれはさらに、一、外交人材を國內よりも厳選せよ、二、支那の意志を體得する人物を國民使節として海外に派遣せよ、アメリカには勞働代表を送り、日貨の運搬、軍需品の日本輸送を拒絶せしめよ、三、對内的外交政策の強化及び日本の宣傳の指摘、四、戦局の發展に伴ひ、英佛との提携の密切化を斷行せよ。

七月十七日の譯報の社説『評國民參政會的外交主張』の要領はかうである。參政會の五箇の外交建議については同

意を表する。法を設けて獨支、伊支關係を改進する案については、我らは輕々しく同意しない。まづ中國は外交路線を明顯ならしめよ、もし日本及び民主集團間に再び徘徊するならば、中國の外交は必ず失敗するであらう。語に曰く、前事不忘・後事之師。我らは既往において、獨支、伊支間の友誼増進に力めたが、結果はその反對となつた。獨はすでに滿洲國を承認したではないか、その駐華軍事顧問を召回したではないか。我らはどうして、獨支、伊支の關係を増進することを主張しうるか。獨伊兩國が日本を援助しつつあることは明顯的である。かかる情形のもとにおいて、中國が獨、伊との友誼を想到することは不可能である。

かくて、參政會において、中國の對獨、對伊政策は著るしく急變し、それとともに、さきに宋美齡の主張した民主國協同論が擡頭し來つたことは注目すべき點である。

八・一三周年日に發表した蒋介石の『告淪陷區民衆書』には、中國の國際地位は一日毎に增高しつつある、などと宣傳してゐる。

八月二十六日、新駐獨大使陳介がグナイゼナウ號で香港を出發した。出發に當つてつぎの様な談話を發表した（大美報、八月二十八日號）。獨支兩國の友誼は素より重厚である。經濟、文化方面ではすでに久しく合作の歴史をもつてゐる。最近の措置は異つたが、中國の情形を容るるにおいて誤解あるを免れない。この度の役務は、臨時代表大會及び參政會の外交方針に違つて、中央の指導をうけ、國民意志に依據して、獨支固有の交誼を増進し、我方の抗戰の目的に對して了解に盡力し、以て我の同情を擴大するを期するにある。これが新駐獨大使陳介の言であるが、中國が獨・



伊に對して如何なる外交策をとるかについては異論があり、参政會では友誼關係の増進に努力することに決したこと陳介の言のごとくであるが、さきに紹介した譯報のごとく對獨強硬を唱へるものもあり、陳友仁のごときもその一人である。因に陳介は最近ドイツにおいて信任狀を拒否せられたことは外電の報する通りである。

外國から歸つた孫科は、九月二日『各友邦對我抗戰之態度與趨勢』と題する講演を行つてゐる（この講演は雜誌「華美」の九月廿四日號に全文が掲載されてゐる）。そのなかで彼はまづ、我國の抗戰ともつとも關係があり、我國抗戰にたいしもつとも同情的なのは、英・米・佛・蘇なりと斷じてゐる。この講演は、中國とそれら諸國との關係をそれぞれ詳細に論じてゐるが、その結論はかうである。英・米・佛・蘇四大國は、中國を援助し、對日制裁をする點において漸く一致しようとしてゐる。これ予（孫科）が滯歐中に考察した結論である。最後に敢ていふが、我らの抗戰を堅持せよ、友邦の援助は日々増強し、我らの抗戰力量は日々擴大し、最後の勝利はいよいよ確實となるであらう、と論じてゐる。

孫科はさらに、九月五日、ユー・ビー特派員に對して、中國外交の新方針についてつぎのやうに語つてゐる。中國外交の傾向は、民衆國家と密接關係を保持し、日本と公然聯合の國家と疏遠するにある。民主國家中、我らのもつとも望を囑すものは英・米兩國である。この兩國は遠東政策についてやや積極的行動をとつてゐる。ただ問はざるを得ないのは、何故兩國は日本にたいし軍需品供給を繼續し、日貨を購買するか、これらの行動は、直接に支那を苦しめる行動である。米國の中立問題は、これは民主國家に不利にして、しからざる國家に有利な辦法である。國際聯盟に

ついでには、中國が積極的に働きかけなかつたのは、歐洲時局の危機のため英・佛に牽制せられたがゆえである。我らは國際聯盟がもつと積極的な行動をなすことを要請せざるを得ない。孫科はかう説いてゐる。

### 三 經濟外交の基調

九月七日の譯報は、『鞏固團結自主外交』といふ社説をかかけ、自主外交の何たるかを解明してゐる。曰く、第三期抗戰の中國の危険は、軍事上より、むしろ政治上にある。内政上の和平運動、外交上の親獨、親伊の主張はそれである。中國の外交政策は、すでに抗戰建國綱領中に明白である。すなはち自主外交である。人あり自主外交をもつて、民主國家とも接近せず、非民主的國家とも疏遠せざる外交なりとするものがある。また人あり、直接軍事的援助をしなければ中國を援助するのではない。だから民主國に過分の期待をかけるべきでない、と。しかし——と譯報社論はいふ——中國抗戰はかならず世界民主國の援助を獲得すべきであり、これは問題でない、ただ問題は如何にしてそれを獲得すべきか、にある。まづ對內的團結一致を計ることだ、對外的には方針を鮮明にして徘徊觀望する勿れ、中國を援助する國家をして中國は徹底的に抗戰することを明白に知らしめることだ、これが真正の自主外交である。

同じく、譯報は、九月十七日、『堅定外交路線』と題して、親獨、親伊外交は、中國を獨・伊のふところに投げ入れ、日本と妥協せしむるものである。中國の外交方針は、何國をもつて主とすべきかにあらずして、如何にして自らを主とすべきかの問題であり、某一國と聯合するかの問題ではなくして、如何にして民主的國家の聯合を建立し促進



するかの問題である、と論じてゐる。

葉仲雲は、中國の外交方針は、アメリカをもつて主となすべく、イギリスこれにつき、蘇聯は更にこれにつき、ドイツ、イタリアと雖も必ずしも往來を斷絶する必要なし、と論じてゐる。(大美報九月十五日號)

中共の擴大六全中會は、毛澤東の報告にもとづいて決議案を通過した。その長文の決議のなかの第三節全中華民族的當前緊急任務中に、外交方策がかかげられてゐる。その全文は次の通りである。國外宣傳を盛にして國外の援助を獲得し、對日制裁を實現せよ、日本をして外國よりの武器、軍需品を斷絶せしめ、中國をして友邦の武器、軍需原料、醫藥材料、技術人員及び財政的援助を得せしめよ。

十一月七日汪精衛は各紙に長文の論文をよせて、中國外交政策を論じてゐる。その要點を摘記すれば、中國の基本的外交政策は、獨立自決の精神にかかる。世界の同情を中國に與へ、人民手を携へて、聯合戦線を成立し、もつて日本の力を阻遏し、世界の和平を建つるにある。對獨伊の關係に關しては、吾人は須らく力を竭して日本の營壘に加入するをばむべきである。英・米・佛・蘇等の關係にたいしては、まさに力をつくしてそれらの對日聯合と積極的行動を促進すべきである、といふ趣旨である。

十月三十日、中共機關紙新華日報は、『中國新外交政策』と題してつぎの五項目を提示してゐる。

- 一、外國借款の獲得
- 二、軍火(武器)、軍需資料の獲得

- 三、各國の技師、醫師、慈善家の獲得
- 四、各國の精神的援助の獲得
- 五、日本に對し物心兩方面の打撃を與ふること

最近の中國の外國方針をもつとも簡明に、結論した譯報の論文、『確定新階段的外交路線』の内容を紹介してみよう(譯報第四十五期より引用する)。これは、現在の中國においてもつとも尖端的な外交論であらう。つぎはその趣旨である。抗戰の現段階において、中國にとつて重要なことは、友邦と非友邦とを分別することである。しかして中國は非友邦國の孤立を計り、友邦國の完全なる共同を求むべきである。ドイツとイタリアとは反共協定によつて日本と友交關係を締結した。東洋において、ドイツ、イタリア兩國は滿洲國を承認し、滿洲國と通商協定を締結した。ブリュッセル會議では外交的に日本を援助した。中國が軍事顧問をもつとも切實に要求するときにドイツはその顧問を召回した。かかる事情のもとでは、現在までの獨伊との友誼關係を維持する餘地がない。ムツソリーニの代言人たるガイダは公然と日本の勝利を希望した。ヒトラーのスポークスマンは、廣東、漢口陷落後中國の抗戰力は減退し、日本の勝利はやがて實現するだらうと宣言した。少數ではあるが、ある中國人は獨伊と友誼を持續してゐる。彼等は獨伊が東洋平和のために調停するだらうといふ希望をもつてゐる。我々は國民參政會に希望する、中國の非友邦國を友邦國より分離せしめよ。さらに一步すすんで中國は、現代の抗戰段階において、英、米、佛、蘇の對支援助を獲得する



ために、一層の努力をなすべきである。日支事變勃發以來、ソヴィエト・ロシアは中國を援助した。その援助は事變の發展につれて増加した。さらにロシアは國際的協同のもとに日本に對する經濟的制裁、いな軍事的援助すらをも採用せんとしてゐる。アメリカは九ヶ國條約の條項のもとに強硬政策を採用した。イギリスの軟弱政策はアメリカの提言を實行不能に陥らしめた。これらの提言はアメリカの眞意を明瞭ならしめる。現在行はれつつある米支經濟談判はおそらく中國をたすけるために良き結果をもたらすであらう。イギリス、フランス兩國も同様に中國に援助をあたへるであらう。中國が抗戰を繼續するかぎり、中國を助けることによつてのみ、イギリス、フランス兩國は東洋における經濟的權益を保護しうるのであらう。抗戰のつづくかぎり、日本はやがて英、佛、米と衝突するであらう。これらの諸國からの中國への援助は、彼等の經濟的權益の危機が増加するにつれて、一層大となるであらう——

以上が該社説の要旨である。

#### 四 自主外交の本體

いろいろの角度から、中國外交の最近の傾向を打診してみた。すくなくとも公表された範圍内においては以上のごとくであつて、これらを総合的に觀察すれば、そこに、客觀的變化に應じて彼等の言葉を用ゐれば臨機應變的に變化してゆく中國外交の現象のうちに、一定の原則的系統を見られないでもない。現在の中國的思考によれば、中國においては軍事は第一であり、外交は第二であり、しかして外交は軍事と一致しなければならぬ（外交與軍事一致）ので

あり、軍事の方策は、現在においてなほ今春の國民黨臨時全國大會で決定され、第一、第二次の參政會議で全般的に認容された抗戰建國綱領に基本を置くのであるから、外交の原則もまたこの綱領から基調したものでなければならぬのである。

彼等は彼等の外交を獨立自主の精神にもとづく外交、自主外交と呼んでゐる。しかしこの自主外交の意味するところは、言葉の意味するやうな自力外交ではないやうである。前にのべたやうに、自主外交と彼等の呼んでゐるところのものは、國內の團結強化、抗戰到底を對外的に表示することによつて物心兩面の對外的援助を獲得しようとする外交なのである。かうした外交を自主外交と呼ばなくてはならないことは、とりもなほさず、中國の基本的な政治經濟關係換言すれば中國が列強の植民地的性質を多分に有してゐる基底から出立してゐるのである。だから彼等のいふ自主外交も、一面において多分に依存外交の性質を有してゐるのである。

かかる性質をもつ自主外交は、自己をつらぬくために積極・消極の二面をもつてゐる。消極的には出来るだけ抗戰の對象である日本を列強から離間しようとする。そしてかかる離間策のために彼等の利用するところのものは在支列強の權益であり、また戰爭より生ずる慘禍の逆宣傳である。日本の勝利は、列強の在支權益を危殆に瀕せしむるものであることを強調することによつて列強を日本より離隔せしめ、出來うれば武力的衝突をも誘發せしめようとする。機會のあることに英米の合作、英佛の合作、すすんでは英、米、佛、蘇の合作を示唆しつつあるのも、すべて列強の力による對日牽制政策を意味するのである。



自主外交の積極的方面は、日本をのぞく列強からの物心両面の援助を中國に獲得しようとするものである。かうした積極・消極二面をもつ所謂自主外交によつて抗戰持久の物質的基礎を強固ならしめようとするのが中國現在の主要外交方針である。

だが、外交は、そしてまた結局において依存外交の性質を多分にもつ自主外交のもとにおいては殊に、相手の態度を考慮に入れなければ、自己の慾求だけでは行はれ得ないものである。しかして、この相手——列強——の態度なるものは、中國の意圖如何にかかはらず、その意圖以外のものによつて常に變化するのを常とする。それは中國自らもつともよく知つてゐるはずである。まへにも紹介したやうに、彼等のいふ通りに、列強の動くのは、同情とかいふ感情ではなくして、利害關係である。そしてまたこれら列強それ自身のみだに多くの複雑した對立、錯綜した角逐が存在してゐるのである。

かうした利害關係、列強の對立存在は、中國の意圖をはなれて、列強の對支態度が決定されることがすくなくないのである。そしてそのたびごとに、中國の對列強の評價、従つてまたそれらに對する外交方針が變化せざるを得ないのである。そして、その評價もまた統一的たり得ない場合がすくなくないのである。最近の中報の社説『非遷怒英國説』の一節に、『九・一八より中日戦争の現段階に至るまで中國人の對英感想は、必ず時によつて異り、人によつて異り、或は親、或は疎、或は良、或は不良、或は諒、或は不諒、一格に居らず』とあるが、これは必ずしも英國に對してのみならず、すべての列強に對しても充當しうる言である。

國際聯盟に對日制裁を提訴した當時においては、各紙は筆をそろへて聯盟の通過を支持した。だが通過しても、實力的には全く無力たることが判るや、今度は筆をそろへ、口をそろへてその無力を痛罵し、さらに今度は各國に向つて經濟制裁の實施を慫慂しつつある。中國がほとんど無條件に感謝しつつある蘇聯に對しても、蘇聯がほんとに中國の側に立つなら何故軍事的にも中國の味方に立たないか、といふ非難がぼつぼつ最近言はれてゐる。ドイツが反共協定に参加し、滿洲國を承認し、在華軍事顧問を召還し、陳介新駐獨大使の親任狀拒絶を行ふや、ドイツを敵と呼び、從來の獨、伊に對する態度を急變して、英、米、佛、蘇等と民主國聯合を造成して、反共同盟に對抗すべしとする論が有力に擡頭して來た。しかし一方では、なほ獨、伊と友誼を持続すべしとする論も右翼方面において存在することは、すでに前にのべた通りである。

中國を援助しつつあるイギリスに對しても最近、中國の評價は甚しく香しくない。今春中國の對英借款成立が噂されるや、各紙はこれを謳歌したが、それが不成立に終るや一變して攻撃の筆をふるひ、つづいて英伊協定の成立、チエッコ問題に對する英の態度等から英の所謂現實政策に對する悲觀論がもち上つたが、最近ではアメリカの九ヶ國條約についての對日通牒に伴ふイギリスの態度や、イギリス會議に於ける揚子江權益、在支イギリス權益擁護の硬論やら、英佛會談等からイギリスを見直す論があり、英米、英佛合作等をしきりに示唆しつつある。しかし、現實政策に對する不満はかなり一般化しつつある。たとへば、前にあげた孫科の『各友邦對我抗戰之態度與趨勢』をみても、そもそも九・一八事變が發展したのもイギリスの寛縱容忍的態度であるとし、その後の英伊協定、チエッコ問題にたい



するイギリスのやり方に對しても「英國のこの種の辦法に賛同し能はず」と言つてゐる。「さく所によれば去年アメリカはイギリスに向つて戦争をさけ、日本を牽制する各種の行動を共同的に行ふことを提議したるにかかはらず、當時イギリスは歐洲時局にかこつけてアメリカの提議を接受しなかつた」から孫科はイギリスに不満の意をもらしてゐる。

また最近、張群もつぶやいてゐる。中國はイギリスの外交政策最近の趨勢については現にすこぶる失望してゐる。イギリスの政策は變更めなきに似てゐる、現に現實主義を抱いて遠見に乏しい、中國はイギリスに希望すること甚だ多く、信任すること甚だ堅い、それは如何なる國家に比較しても最も切である、しかるにイギリスは現にかくのごとし、ゆえに失望するを免れない……

華美晨報は、最近英佛會談の結果を批判して、英佛帝國威望没落の先聲と言つてゐる。

アメリカに對しては、中國は今日もつとも積極的であると評價してゐる。これは中國への武器供給、陳光甫による米支經濟談判、日本に對する十月六日の抗議、中立法の改正等の中國にたいする利害の立場からする評價であらう。しかし、米支經濟談判もあまり好結果でもなささうであり、對日抗議も日本の答覆によつて以後沈黙を守つて動かない。中立法改正に至つては中國の希望するがごとき改正は行はれ相もない。そこでボツ／＼悲觀論が擡頭して來た。文匯報十二月四日號の「アメリカ國會軟化か」の社論のごときその一例であらう。

中國社會の現段階のもとでは、抗戰持久を行ふためには、軍費、軍需品、西南・西北開發に要する費用、資材、技術等を賄ふべく列強の援助を必然的にうけなければならぬ。このことは所謂自主外交に一定の制約をあたへる。しかも、列強の對支態度は、各列強の利害關係、内在的對立等によつてかならずしも中國の意圖する通りには決定せず、それらの條件の變化によつて對支態度もつねに動搖を、そして時には急變をも免れ得ない。

かうした事情が、中國の外交政策を從來も規定し、今後においても規定して行くのである。ここに中國外交の特質がある。また中國の意圖通り、列強の對支援助が行はれるとしても、かかる援助が列強の利害的打算から行はれるかぎり、獨立・解放を企圖する中國にたいして終局的に利益ありやいなや、疑問であらう。

〔後記〕(一) 本文は中支派遣軍報道部馬淵中佐の許可のもとに執筆し、その閱讀を経たものである。

(二) 参考書としては、儲玉坤、抗戰期間的國際關係。國際時事研究會編、國際如何援助中國。邵宗漢、中國抗戰與英國。念之治方等、中國與蘇聯。孫治方譯、中國抗戰與國際關係、等々を参照した。

(三) 昨年十月號改造所載の拙稿(武漢淪陷直前の支那經濟)に對し親切なる評言を得たことを謝する。ただそのうちには、「分析」又は「理論」を要求するものもあつたが、僕は始めからそれを企圖しなかつた。第一に僕は今なほ戎衣をまとふ一兵であり、頭も心もそして時間も「分析」「理論」する餘裕がないからであり、第二に早急なる「分析」や「理論」が從來日本の對支觀念を錯誤した罪は大であることは人の知る通りであるからである。僕は一兵として激動のなかで見聞したことを書いた經濟的ルポルタージュたることだけで満足するものである。(昭和十四年一月、改造)

〔附記〕 昭和十四年九月十五日から四日間互つて、香港大公報紙上に儲玉坤の抗戰期間中の中國外交なる論文が登載されて



ある。そのうち注目すべき論點は左の如くである。

(一) 中國は被進出國であり、軍事的實力は遠く日本に及ばない。だから一層外國の援助に依らなければ、最後の勝利を得することは不可能である。また中國は弱小國家であり、弱小國家なればこそ特に外交的援助を必要とし、これまた弱小國家外交家の一つの責任である。

(二) 『以夷制夷』外交政策とは國際上與國と結んで敵國に反對せしめる政策である。この政策は本質的には正當な外交政策であるが、同時に、『自力更生』を忘れてはならぬ。自力を基調として以夷制夷政策を行ふべきである。

(三) 外交路線は事實上多角的でなければならぬ。その爲に次の四項目が中心とならなければならぬ。(一) 中國抗戰に對し同情を寄せた國家に對しては、行動をもつて同情を表示する。(二) 中國の援助國家に對する關係を一層親密にし、物質上、財政上、軍事上の援助を一層促進すること。(三) 中立國をして中國の抗戰に同情援助せしむるが如き政策を行ふ。日本への反對氣運を醸成せしめること。中國の多角的な外交政策の上にもそれ／＼親疎がなければならぬ、世界各國の政治的情勢と極東におけるこれら國際關係の變化は支那の行くべき路線に決定を與へる。ソヴェットとアメリカとは終始反侵略的立場に立ち、中國の抗戰に同情してゐる。この二國は、東洋の情勢を決定する上に、決定的なる役割を演ずるものであるから今後の中國外交路線はソヴェット、アメリカを第一におき、イギリスとも密接に合作して行くことが必要である。

(四) 事變開始以來の中國外交の收獲としては、蘇支相互不可侵條約の締結、アメリカの日米通商條約の破棄、國際聯盟の同情等がある。

儲玉坤の論の要點は右の如くであるが、最近歐洲大戰の結果、對獨伊路線が強調され、朱家驊が獨逸に派遣されたことは注目に價する。(昭和十五年八月追記)

## 第三章 抗戰支那の經濟建設

### 第一節 支那經濟建設の發展

#### 一.

支那の經濟建設政策はすでに約二十年のながい歴史をもつてゐる。その最初のプランの提唱者は中國國民黨のただ一人の總理孫逸仙である。彼が一九二一年(民國十年)の双十節に發表した『建國方略』(一九一八年講演)がその發足である。彼はその序文のうちで、『中國の富源開發はすでに今日世界人類の大問題となり、ひとり中國の利害のみでなくなつてゐる。但しこれを開發經營する權利は我にあり、經營は人にあり、今後中國存亡の關鍵はこの産業發展の一事に存する』と言ひ、この大事業を『國家經濟の大政策』なりと稱してゐる(譯文は金井寛三氏譯『三民主義續編』による)。建設計畫の内容は、交通、商港、重工業、鑛業、農業、森林、及び邊疆地方の移民・開發等のあらゆる方面の積極的開發を包含してゐる。

この孫文の建國方略中の經濟建設(彼は物質建設又は産業計畫と呼んでゐる)が、近代支那社會史上にもつ意義は、一



九一年の辛亥革命によつて火蓋を切つた近代國家運動の經濟的基礎を建設するの意圖と解すべきであらう。武力も政治運動もこの近代國家運動には不可缺のものであるが、それと並んで、それらを強化化するために統一的な國民經濟の成立が何よりも必要であつた。支那經濟が多分に中世的性格を有し、いまだ近代的意義に於ける統一國民經濟を形成しないことは、その軍事運動をも、政治運動をも、地方的、私間的ならしめる。近代國家への統一・發展のためには、したがつて先づ統一的國民經濟の近代的建設が必要であり、それがとりも直さず支那の經濟建設のもつ意義なのである。『中國は今なほ手工業時代であつて、まだ産業革命の第一歩にも入らぬ状態であるから、すでに第二の産業革命にのぞんでゐる歐米とは餘程の相違がある。それゆゑ中國としてはこの二つの産業革命を同時に行ふことを必要とする』（建國方略、金井氏譯）と孫文が言つてゐるのは、彼の物質建設が何を意圖するものであるかをよく語つてゐると思ふ。支那が近代國家となるがためには、従つてこの經濟建設事業の達成が前提であり、それがゆゑに當時において要望され、孫總理につづいて多くの人たちの建設方策が企圖せられ、國民黨の黨議としても、黨政策としても採用せられ、強調されたのである。

孫文の建設計畫について、一九二八年（民國十七年）孫文の子孫科の經濟建設大綱（孫科之修正計畫とも言はれる）、一九二九年（民國十八年）の第三次國民黨全國代表大會の決議たる訓政時期の全國經濟建設計畫——この建設案は北伐完了後最初の大會議決として注目すべきものである——、一九三一年（民國二十年）の四全大會決議の經濟建設六ヶ年計畫、同年の國聯十年計畫、一九二八年（民國十七年）の實業部長孔祥熙の實業計畫、それをついだ新實業部長陳公博の

實業四年計畫、及び實業部の國營工場計畫（アルコール、製紙、人絹、製糖、機械、硫安、鋼鐵等七種工場の國營案）、一九三五年第六次全體會議通過の孔祥熙外六名提出の生産建設自救計畫等々がある。

これらは支那全國的な經濟建設計畫であるが、その他に各省の計畫もあつた。例へば一九三四年（民國二十三年）起草の山西省十ヶ年計畫（閻錫山、西北實業公司）、一九三三年發表の廣東省三ヶ年計畫があり、その他廣西、江西、浙江河北等の各省にも建設計畫が企圖せられた。

かかる一九二一年以來の經濟建設の歴史に更に拍車を加へ、それに劃期的な活を入れたのが蔣介石であつた。彼は一方では新生活運動や教育の振興、阿片の禁止等の國民精神運動を起すとともに、他方ではこの經濟建設運動を採り上げた。一九三五年（民國二十四年）江西省南昌の一角からそれを全支那に力説し、つづいて翌三六年、糖業、牧畜、鑛業、工業、流通、金融等の振興を内容とする計畫を發表して、國民經濟建設委員會の設立を提唱した。同年十月十日の双十節には歴史的な『支那の統一と建設』なる報告を發表して、『余はこの八年間にあつて斯くのごとき成績を挙げえたことに對して支那歷史上未曾有なりと斷言する』と豪語した。

建設事業の進行につれて、建設機關も漸次統一され、最初は國民政府行政院各部（實業部、交通部、鐵道部、内政部等）の仕事であつたが、一九二八年（民國十七年）に至つて建設委員會が設立され、それと行政院各部との聯合によつて仕事がなされたが、事業の不統一、財政上の難點のために、一九三一年（民國二十一年）時の財政部長宋子文の主張によつて、全國經濟委員會が設置され、常務委員として蔣介石、汪兆銘、孫科、孔祥熙、宋子文等の國民黨および政



府の大物が名を連ね、その下に棉業統制委員會、蠶業改良委員會等七箇の各部門委員會を統轄し、地方的には各省の建設廳がその仕事を分擔した。かくて、經濟建設事業は、日支事變直前に至つて、その計畫も、實施機關も、組織も漸く本格的に整備するに至つた。

以上が、孫文より蒋介石に至るまでの二十年間、日支事變勃發にいたるまでの、國民黨經濟建設運動の素描である。しかし、これら長い間の、多くの經濟建設運動を通ずる特質としては、第一にそれらは彼等の祖孫文の計畫を世襲して發展したものであることだ。「經濟建設は總理が著すところの建國方略に従ひ、外資を歓迎し資源の開発に當らしめ」たものであり（蒋介石）、『民國七年孫文先生の建國方略が出版され、交通、水力、實業、開墾、植林等の重要企業に緻密な計畫が樹てられ、國民政府成立以來、之を奉じて經濟建設の根據とした』ものである（方顯廷、支那經濟研究。梨本祐平氏譯文による）。經濟建設こそは、三民主義を主張した孫文の直傳の政策である。そのことは日支事變勃發後二年有半になる今日の奥地建設についても同じであり、それは昨年三月の國民黨臨時大會における蒋介石の演詞にもみられる通りである。

第二の特質は、これらの經濟建設運動が一貫して、支那の近代國家への轉化を目的としてゐることだ。蒋介石はこの經濟建設をもつて、『近代國家の基礎』建設を目的とするものだとし、『支那建設事業』の著者湯良禮は、經濟建設の終極の目的は、『封建制度の支配下にある農民、手工業者及び小商人の國家を、技師、技手、科學者、大規模企業及び國際協會等を有する近代文明國に變化しなければならない』にありと言つてゐる。（テーラー、『支那に於ける建

設運動』、太平洋問題調査部譯）。南開大學の方顯廷も、『支那は近年來經濟建設によつて統一を求めてゐる。即ち、經濟建設こそは立國の根本策であるからに外ならない。……最近國民政府は經濟建設は立國の命脈であり、民族復興の關鍵であるとして、全國に命令を發し、國民經濟建設運動に従事してゐる各方面に對して經濟建設の進展を迅速ならしめることを要求した』（前掲書、梨本氏譯）と、建設運動の中國社會史上にもつ役割を規定してゐる。かかる意圖をもつたこの運動が果して所期の効果を收めつつありやの實績は別として、その意圖がかかる所にあつたことは事實である。かくて、この二十年にわたる經濟建設運動は、清朝三百年の社稷を打倒した辛亥革命以來の近代國家建設のための民族運動として理解されなければならないであらう。この理解なくしては、この運動の強靱さ、この運動への熱心なる執着、ことに、日支事變勃發以來のこの建設運動のもつ意義等々を正當には理解し得ないであらう。

## 二

近代國家形成への運動の基礎たる經濟建設は、従つて多分に中世的性格を有する支那經濟を近代資本主義的に轉化させることを意味する。ここに經濟建設のブルジョア制的性質がある。この建設運動の中心たる全國經濟委員會はその構成からいつてまさにこの運動のかかる性格を物語る。またこの運動の資本的援助者たる銀行、華僑、浙江財閥といふ背景の性質をみてもその點は明瞭である。工業方面の投資機關である中國建設銀公司是、宋子文を中心とする華僑資金その他のブルジョア資本の吸収所である。運動のかかる性質は、建設運動が日支事變段階に入り込んで今日に



至つてますます明白にその性質を現はし來つた。

經濟建設のかかる性質は、外國及び外國大資本の援助によつて一層明瞭となるであらう。全國經濟委員會の成立には、宋子文の斡旋によつて成立したアメリカとの間の棉麥借款によつて得た資金が大きな役目を演じてゐる。また一九三三年（民國二十一年）國際聯盟の援助のもとに經濟建設のために對華技術合作委員會をつくり、ライヒマンやハースを派遣したこともこの建設の性格を規定してゐる。孫文が、建設の順序として第一交通、第二鑛産、第三工業をあげてゐるが（三民主義中の民生主義第二講）、その第一たる交通を見てもその中心たる鐵道について言へば、經濟建設が重視する滇緬鐵路にしても、粵漢鐵路にしても、湘桂鐵路にしても、川滇鐵路にしても、滇黔鐵路にしても、その殆ど全部が英・佛等の資本によるものであり、事變前において支那固有鐵道の九割は外國資本であり、その収入の半分以上は外債への支拂に充當されてゐる。航空路についても同様である。

孫文は、經濟建設に當つて、外國の資本と技術とによる中國の國際的開發を主張し、蔣介石もまた國際資力による中國の實業的開發を支那經濟開發の根本策とした建前からいへば、かかる外來資本及び技術の導入は當然であるが、それは建設の性質を規定し、それがために、支那内部においてさへ、ハースの支那經濟建設禮讚に對して、『彼等は、支那が半植民地國家であり、支那が經濟建設を行はんとするには歐米専門家の指導と帝國主義者の提携とをうけなければならぬことを十分知つてゐるのである』との非難を發生せしめる原因をなしてゐる（中國經濟情報社編『支那經濟年報』一九三六年版）。

かやうな性質を有する經濟建設には、その前進に際して、これを阻む力と、これを促進する力との競争が行はれた。それらの力のバランスが、日支事變に至るまでの建設の實績の上に影響を與へた。

いま、それを阻み、それを困難にした若干のモメントを指摘しよう。

第一に内政上の混亂がある。一九一一年の辛亥革命後、北洋軍閥の制覇は革命の進行を杜絶せしめ、蔣介石を中心とする國民政府が南京に成立をみたのは一九二八年（民國十七年）であり、北伐が完成されたのは漸く一九二九年（民國十八年）であり、その間十八年間は軍閥間の私闘、軍閥と國民黨軍との鬭争、南京政府と共產軍との鬭争等が各地で演じられ、政治上の統一どころでなかつた。北伐完成後も共產軍討伐（共產軍が山西を退去したのは漸く一九三四年—民國二十三年—であつた）、福建事變（一九三三年—民國二十二年）、西南問題等があつた。これらは結局南京政府によつて制壓又は妥協をみて、表面上統一への一步前進を見たのであるが、山東、山西、西南等の軍閥（前述の山西の十年計畫、廣東の三ヶ年計畫のとき國民經濟建設運動といふよりもむしろその反對の割據運動の性質をもつものであつた）の反黨的存在、共產黨の西北角に於ける存在（西遷後もなほ黨府に對する一勢力たることは西安事件以後、いろいろの形で示されてゐる）、邊疆地方（新疆、西藏、西康、雲南等）が佛、露、英等の資本的勢力によつて分離的傾向にあること、四川、雲南省等の割據的存在、等の條件は、黨府の政治的權力に對して遠心的動向をもち、内政上の混亂の萌芽となつて、時々問題が表面化したことは人の知る通りである。かかる内政上の反統一的要素のあることは、統一的な經濟建設の遂行上の一つの難點であることはいふまでもない。



第二に黨府に存在する封建的勢力とブルジョアの勢力との角逐がある。前者の立場は割據的、強壓的、排外的であるに反し、後者は統一的、自由的、容外的である。かかる兩勢力の並存は、全國的な統一經濟建設の實施、方策に於て常に相刺する。

第三に對外的、ことに對日本對立がある。對軍閥、對共產黨等の内争に武力と資本とを消耗しなければならぬ上に不斷に日本との衝突を惹起しつつあることは、建設事業を阻害する。一九一五年(民國四年)の二十一ヶ條問題、一九二八年(民國十七年)の山東事件、一九二九年(民國十八年)の濟南事件、一九三一年の滿洲事變、それ以後に於ける北支事變、上海事變そして最後に一九三七年(民國二十六年以來)の今次の長期的日支事變。

第四に資本の缺乏である。經濟建設に多額の資金を要することは言ふまでもないが、その條件において支那は最初から資格を有つてゐなかつた。孫文が國際的共同の建設を常に口にし、蔣介石また常に外國の資力によるべきことを繰返してゐたことはその明白なる證據であつて、棉麥借款が全國經濟委員會を誕生せしめ、黨府の外交がつねに援華政策を哀求しつつあるのもそのためである。浙江財閥、華僑の資金吸収につとめ、遊資の建設への誘導を計りつつあるのもそれがためであり、交通機關その他が外資によつて經營されつつあるのもそのためである。

第五に、經濟上の障礙があつた。一九二九年からの世界恐慌が支那を襲つたのは一九三二年であり、これが支那の經濟に大打撃をあたへた。その最中からアメリカの銀政策による銀の流出、それによるデフレーション恐慌が支那を荒廢せしめたことは人の知る通りである。

洪水、旱魃等の自然的要因による經濟の混亂も亦難點の一であらう。

經濟建設に對しては、ざつと算へただけでも以上の通りの難點がある。それが意氣込んだこの運動に對して障礙をなしたのである。

反之、經濟建設を促進した條件も存在した。

第一に、金融上の統一工作がある。先づ浙江財閥を公債政策に抱込むことに成功し、つづいて、廢兩改元(一九三三年、民國二十二年)によつて國家の造幣權を統一し、一九三五年(民國二十四年)に國家銀行(中國、交通、つづいて中央、農民銀行)を設立し、さらに一九三五年(民國二十四年)には劃期的な貨幣改革を斷行した。かくて支那は、金融上の統一を得たのみでなく、以後、通貨政策、爲替政策、公債政策等に集權的・統一的な制壓力を有することになった。このことは、金融上に於ける近代國家化運動の一應の成功を物語るものである。

第二に、かかる金融統一の過程において浙江財閥の庇護をうけたことは、以後に於てその財的支持をうけることを約束せられた。また貨幣改革でイギリスの援助をうけてそのスターリング・ブロックに入つたことによつて、將來に於けるイギリスの對華經濟援助を豫約したのである。更に通貨維持のため、また國際資金獲得のために、一九三五年(民國二十四年)及び三六年(日支事變勃發前年)の兩度に互つてアメリカとの間に白銀協定を締結したことはアメリカよりの對華經濟援助を期待しうることとなつたのである。

第三に、外交上の統一工作がある。その一は關稅自主權の回復である。一九二五年(民國十四年)北京の關稅自主權



原則承認、一九二八年（民國十七年）の英・米・佛・獨・諾・瑞との間の自主権回復の新關稅協定、一九三〇年（民國十九年）の和・日との新協定の成立は關稅の自主権を支那に容認したのである。と同時に支那は一九二九年（民國十八年）支那最初の國定輸入稅率を發布し、以後自主的な關稅權を掌握するに至つた。その二は租借地の回收である。蘇聯の一九二四年（民國十三年）の漢口、天津租界の返還、一九二七年、一九二八年、一九二九年、一九三〇年のイギリスの漢口、九江、鎮江、厦門等の租借地返還によつて支那はそれらの地を回復した。この關稅自主権および租借地の回復は、獨立國としての支那に自信をあたへ、その近代統一國家化運動の一部をなすものである。かかる傾向が、同じく近代國家化運動として經濟建設に促進力を與へることは當然である。

第四に、精神運動がある。蔣介石の新生活運動は人民への啓蒙運動であり、教育制度への努力は、近代國家人民としての基本的精神運動である。そのうちの抗日教育は、次の對日闘争と同じ役割を演じてゐる。

第五に、對日闘争がある。ある國が近代統一國家を意圖するとき、それはしばしば排外主義の形をとる。ことに一八四二年阿片戰爭以來、植民地的性格をもつと内外ともに云はれてゐる支那は、近代國家運動の進展につれてこの排外主義においてことに甚しかつた。その對象となつたものは、最初はイギリスであつた。次にそれは日本に向つて來た。その傾向は、滿洲事變、第一次上海事變以後ことに顯著となつた。國民政府はこの對日闘争をたくみに國家統一に利用し、これによつて政府それ自身の内部、政府と軍閥、政府と共產黨、政府と邊疆地方との間に存在する矛盾、相刺を、民族戰線の名において解消せしめようとした。統一經濟の建設を目標とする經濟建設も、それを阻んだ諸條

件を、この對日闘争の名において、反對に促進力に轉化せしめようとしたのである。滿洲事變以後ことに急に經濟建設が強調され、全國經濟委員會の成立を見たのも滿洲事變勃發の年である。

——以上が、日支事變前までにおける、經濟建設を阻む力と、促進する力とであつたのである。そこへ一九三七年（民國二十六年）蘆溝橋事件を發端として今次の日支事變が勃發したのである。この日支事變によつて、經濟建設は如何なる變化をとげ、それは將來に如何なる見透しをもつものであらうか。

## 三

我々はまづ、日支事變の發展、長期化につれ、敗戦支那が經濟建設に如何なる役割をもたせ、それがために黨府として如何なる努力をなしつつあるかをみよう。

日支事變發生後、經濟建設を特に強調し出したのは南京陥落以後である。上海陥り、南京淪陥し、漢口また危しとの聲に、抗戰力としての經濟建設に特に力を致さざるを得なかつたからである。

一九三八年（民國二十七年）漢口で國民黨全國代表會議が開催せられた。この會議は國都南京陥落後の抗戰態度を決定した重要な會議であり、これによつて抗戰繼續を決定し、新たなる制度として蔣介石を國民黨總裁とし、諮問機關としての國民參政會議、三民主義青年團を設置し、更に抗戰建國綱領を決定した。この綱領はその後における支那の抗戰政策の根幹をなすものとして、また戰によつて建國する、抗戰即建國の意圖を表明したものととして注目に價す



この大會の抗戰宣言中で、『吾人は救國の責任と建國の責任とを双肩に擔ふものである』と抗戰建國を明かにし、經濟建設については、『經濟建設については、總理著すところの建國方略に従ひ外資を歡迎し資源の開発に當らしむ』と言つてゐる。

問題の抗戰建國綱領中には經濟建設綱領として、次の八項を擧げてゐる。

- 一、經濟建設は應に軍事を以て中心となすべく、同時に人民生活の改善に注意すべし、此の目的に本づき計畫經濟を實行し、海内外人民の投資を奨励し、戦時生産を擴大す。
- 二、農村經濟を發展し、合作を奨励し、糧食を調節し、又荒地を開墾し、水利を疎通するに努力す。
- 三、鑛産を開發し、重工業の基礎を樹立し、輕工業の經營を鼓勵し、各地の手工業を發展せしむ。
- 四、戦時稅制を推行し、財務行政の改革を徹底す。
- 五、銀行業務を統制し、從つて工商業の活動を調整す。
- 六、法幣を鞏固にし、外國爲替を統制し、輸出入貨物を管理し以て金融を安定す。
- 七、交通系統を整理し、水陸の連運を舉辦し、鐵路公路を増築し、公線を増加す。
- 八、奸商利益壟斷、投機操縦を嚴禁し、物品平價制度を實施す。

このうち特に注目すべきは、經濟建設を軍事を中心として行ふべきに限定せることである。即ちこれによつて經濟建設を統一國家の基礎としての國家經濟の一般的樹立といふ大目的から、抗戰のためといふ目前の急務に限局したこ

とである。武力統一に終始した支那の近代國家化運動は、初めから經濟は軍事に制約されたのであるが、日支事變の發展は、この傾向を一層促進し、經濟建設の軍事への偏倚、それへの隷屬を急角度ならしめたのである。日支事變後の經濟建設のもつ意義の變化はこの點とくに注意を要する。

七月七日から漢口で開かれた第一回參政大會では、宣言のなかで、『經濟は以て軍需の自給を求む』とし、經濟の抗戰目的專一を再び明かにした。また決議には、奥地の經濟開發問題として、『内地農業の基礎の確立、後方の生産事業の増進、抗戰力量を増加させること』が決定された。ここに注意を要することは、南京陥落以後とくに、一般的な經濟建設の代りに、奥地、内地、後方、西南・西北經濟建設又は開發といふ字句が使用され始めたことだ。かかることは漢口、廣東淪陷以後とくに甚しい。このことは經濟建設が地域的に限局され始めたことを物語り、事變後の經濟建設の第二の特質であつて、第一の特質たる軍事中心となつたことともに、記憶されなければならない。

十月十日の双十節には、行政院長孔祥熙は『二十七年國慶日告全國民衆書』を發表して、その中で、『我後方の生産を増加し、全國工商業また政府と合作すべし。今は後方の經濟建設もつとも重要なりとす。政府は西南・西北各省の富源に對しては力を竭して開發し、生産を増加し、抗戰力量の充實を計つてゐる。後方人民宜しく努力を共同にして、政府を協助し、我經濟の實力をして雄厚を加へしむべし』と内地建設の焦眉的必要を高調してゐる。

十月二十九日、廣東陥落後八日目、武漢陥落後二日目に重慶に開催された第二回參政會議で、蔣介石は、その開會の演説のなかで、次のやうに言つてゐる。『支那は漢口陥落後の事態に對處すべき十分の準備があつた。即ち支那は



西南地方の建設に全力を傾注すること数年、既に鞏固なる陣地が完成され最後の勝利まで如何に長期に亘るとも抗戦し得るのである……國民参政會は政府の抗戦運動を促進するため特に奥地の再建、國防の強化、新軍隊の訓練、國力の充實等重要問題に重點を置き十分検討の上堅實に實際的な示唆を政府に與へてもらひたい。漢口、廣東は、上海につぐ重要な支那の経済的中樞であつた。この中心地の失陥は、抗戦経済基地の喪失を意味するものであり、かかるかぎり、奥地の経済建設は現實的な、緊急な問題となつたのだ。

十一月一日の蒋介石の『全國民衆に告ぐるの書』は、漢口、廣東の淪陥以後における支那の抗戦の意思とその政策とを表示した點に重要さがある。そのうち、経済建設に關係ある部分は次のごとくである。抗戦に準備する支那の経済建設の意義及び政策はすべてこのなかにつくされてゐると言つていい。

『我が國抗戦の根據は元來沿江、沿海の交通淺狹の地帯にはなく廣大深長の内地にあつた。而して西部諸省は最も我が抗戦の策源地である。これ長期抗戦根本の方略であり、又我が政府終始一貫の政策である。武漢の地位は過去十數ヶ月の抗戦工作上の重要性はみな我が西部建設の準備と南北交通運輸を連絡するにあつた故に武漢を保衛する軍事の主要意義は主として敵軍の西進を阻止し敵軍の實力を消耗せしむるとともに後方の交通を準備し、必要な武器を蓄積且つ我が東南及び中部の工業を移轉せしめて以て西北、西南の建設を進行せしめることにあつた。蓋し西北、西南の交通経済建設の發展によつてのみ長期抗戦と建國工作の堅實なる基礎が確保されるのである。又西北、西南の交通路が完成して初めて我が抗戦の實力と経済建設に必要な物資を獲得し得るのである』(同盟電による)。

一九三八年一月二十日から一週間重慶で五中全会が開催され、交通部提出の西南交通網五ヶ年計畫、經濟部提出の西南産業開發計畫が可決された。同會の宣言として發表する所によると、心理建設、政治建設、経済建設の三大建設の必要を力説し、そのうち経済建設は、抗戦の勝敗の分れる緊急事なりとし、

- 一 抗戦に必要な重工業及び工業
- 二 民生にとり必要な輕工業
- 三 運輸に必要な、鐵路、公路、航空路等の建設を力説してゐる。

その後全國生産會議、中國合作協會會議、六全大會、第三次参政會議等に於ても、頻りに内地建設の必要が力説された。

これらの内地経済建設をなす中心機關も事變前からは強化され、一九三八年(民國二十七年)一月一日國民政府を改組して經濟部を設け、翁文灝が部長に就任した。この經濟部は、前の實業部、全國經濟委員會(前述)、建設委員會、資源委員會、軍事委員會の第三部(重工業の管理)、第四部(輕工業の管理)を合併したものである。この時、鐵道部、交通部を合して交通部とした。これらはすべて内地の経済建設を統制的に行はんとしたものである。經濟部の下に貿易、農業、工礦と三部の調整委員會を設け、内地の経済建設は主とし工礦調整委員會が中心となつた。

また一九三八年の夏頃から西南經濟建設委員會の設立が主張されたが、それは本年一月をもつて正式に成立し、行政院長孔祥熙が委員長となり、張群が副委員長となり、その下に西南經濟調整委員會を置いた。また同じく夏八月、



徐新六の申言によつて中國工業合作社が行政院内に設置され、經濟部合作局が農村合作事業を行ふと呼應して、工業化運動にのり出すに至つた。十二月までに内地に四本部が設立され、重工業、輕工業、鑛業等の建設に従事してゐる最近には政府の手によつて西南運輸公司の成立を見、これによつて西南地方の運輸交通の統一を劃するに至つた。

金融方面に於ては、内外債、華僑資金の吸收、沿海遊資の集中等により、交通（鐵路、公路、トラック路等々）の擴大を計り、工業設備を上海、廣東、漢口その他の地から内地に移轉せしめ、浙江財團の資金よりなる各種産業會社を設立せしめた。この八月には黨府は一千二百萬元の資本をもつ中華興業公司を設立して、奥地工業の確立、特に機械類の輸出入、鐵鋼業の建設に努力せしめるに至つた。

かくて、事變後の經濟建設は、第一に抗戰中心となつたこと、第二に地域的に内地に限局されるに至つたこと、第三に主として目前必要品製造速成の中小企業中心及び散在主義となるに至つたこと等々によつて、最初の經濟建設の目標とは甚しく異なるに至つた。ことに最近の情報によると、黨府は金融家、工業家にむかつて、沿海地方への再歸復は不可能なりと悲壯なる言ひ渡しをなしたと傳へられる。しかしそれと同時に、從來、目をつけてはゐたが、遠隔なると、不便なるとのために、着手し得なかつた奥地及び邊疆地方の資源の開發をなしうるに至つたことは注目されなければならぬ。

長期戦は、事變前からすでに、黨府の覺悟してゐた所であるから、長期戦になつた場合の抗戰力維持のために、奥地の經濟建設は豫め豫定してゐた所だと推斷せざるをえない。その限り、この奥地建設には今後かなりな執拗さを示

すであらうと思はれる。

さらに一層注意すべきは民族運動との連關である。日支事變の勃發によつて民族統一戦線が主張され、共產黨も、軍閥も、人民戦線派も、邊疆地方も同一戦線に参加し、政府部内の不統一も事變によつて整理せられ、すくなくとも現在に至るまでは、先にかかげた經濟建設の難點のうちの相剋、摩擦の點は抗戰によつて一應解消してゐる。従つて經濟建設の障壁もその點に關する限り除却されたわけである。また、かくして内地建設が或程度つづけられる場合、邊疆奥地の中央化が一層促進せられることも豫測しなければならぬ。日支事變が如何なる結末をつけるかは別としてその場合は、この邊疆奥地の中央化とそれらの地方に於ける資源の開發、經濟力の發展は、今後慎重に注視を要することと考へられる。（昭和十五年二月、アジア問題講座、第五卷）

## 第二節 抗戰力としての經濟建設

### 一

支那の經濟建設を靜的に、技術的に、個別的に、局部的に觀察し、これを輕々しく評價し去る傾向が、我國には一般に多いやうにみうけられる。しかし私は、この經濟建設を、一九一一年の辛亥革命以來二十年の支那の民族運動の



流れのうちに、その運動に促進せられ、またその運動を反対に基底的に推進せしむるものとして、見ようと思ふ。今日支那のすべての事業は、この民族運動と分離しては確實に認識しえないやうに、この經濟建設をただ個別的に検討しただけでは、そのもつ意義、ことに今日の長期戦下に、それがもち、負課されてゐる意義と役割とを正確にみとめることは困難だと思はれる。

誰れでもが知るやうに、支那の經濟建設は、一九一八年に講演し、二一年の双十節に支那文で發表された孫文の建國方略（物質建設、實業計畫）にその源を發してゐる。そのうち各種の機關や多くの人々の手によつて、全國的な、或は部分的な種々の經濟建設計畫が相次いで樹てられ、また多くの人々によつて理論づけられた。日支事變前においては、一九三六年の蔣介石の建設プランと同年の双十節の報告、『支那の統一と建設』が劃期的なものであつた。これら多くの計畫、理論を通じて一貫した思想は、それらが故孫文の遺圖を繼承するものであることと、それらが武力闘争および政治的統一と並んで支那を近代的一國家になさうとする努力である、といふこととの二つであつた。天津の南開大學の教授であり、いまは四川の奥地にありといはれる方顯廷は、經濟建設をつぎのやうに規定してゐる。

『支那は近年來經濟建設によつて統一を求めてゐる。すなはち經濟建設こそは、立國の根本策であるからに外ならない、民國七年の孫文の建國方略が出版され、交通、水力、實業、開墾、植林等の重要企業に緻密な計畫が樹てられ、國民政府成立以來、これを奉じて經濟建設の根據とし、最近十年來の支那經濟建設の目覺しき躍進ぶりは、有史以來稀に見るところの現象であつた。最近國府は經濟建設は立國の命脈であり、民族復興の關鍵であるとして、

全國に命令を發し、國民經濟建設運動に従事してゐる各方面に對して、經濟建設の進展を迅速ならしめることを要求した』（方顯廷編、支那經濟研究。梨木氏譯）

かかる特質をもつた支那經濟建設はその實現の過程において、支那そのものもつ特性から生じた多くの障礙に遭遇しなければならなかつた。國民政府内部の對立、國府と各地軍閥との對立、國府と共産黨との相刻、邊疆分離の傾向、滿洲事變以來の日本との對立、資金・技術の缺乏、自然的災厄、世界經濟恐慌等がその主なるモメントであつた。しかし一方では金融の統一（公債政策の確立、幣制改革、國家銀行の創立等等）、關稅自主權の回復、租借地返還、北伐の成功等の近代國家的運動の部分的成功、およびそれらを通じて採約された外國からの援蔣政策、財閥との結びつき等によつて掩護された。日支事變に至るまでの經濟建設はこれらの正反の力のバランスによつて徐々に進行しつつあつたのである。

そこへ蘆溝橋事件を發端として、いまの日支事變が起つたのである。そこで經濟建設はまた一つの大きな問題にぶつかつて、自らを試練しなければならなくなつたのである。

『現代の戰爭は科學の進歩のために經濟建設を破壊する能力において従前より甚しく、戰爭を支持するに必要な經濟力量、また特別に浩大である。中國が刻苦經營數年にして得た經濟基礎を一擲することは遠大な眼光をもつ領袖の願ふところでない。……中國の經濟建設はすでに日々前進して、經濟力の増加すること一分なれば、便ち抗戰の



力量増加すること一分である。……中國國內の経済建設工作は淪陷區域を除いて戦事によつていまだ停顿しない。却つて抗戦建國の目標下に邁歩前進し、中國経済建設史未聞の記録である』(文匯年刊、経済の部一—二頁)

一九三九年度の文匯年刊は、戦時中國の動態の序においてかう言つてゐる。その言や宣傳的、煽情的であるが、それだけに経済建設に頼らざるをえない實狀を告白してゐるとも言へる。

## 二

日支事變勃發後三ヶ月にして大上海の守りを失ひ、さらに一ヶ月にして國都南京を失陥した國府は漢口に逃竄し、さらに奥地への退却を準備しなければならぬ運命に置かれた。

ここにおいて國府は、奥地に引籠るための善後策を講じ、兼ねて今後の事變對策を確定する必要に迫られた。そのため一九三七年三月二十九日から四月二日まで漢口で開かれたのが國民黨臨時全國大會であつた。この大會の結果蒋介石は國民黨總裁に選任され、國民參政會、國民黨青年團が設置され、中國國民黨抗戦建國綱領が決定された。かかる意味からこの大會は、南京陥落後(徐州陥落直前)の、支那側にとつては重要な意義をもつ會議であつた。この會議で経済建設は如何にとり扱はれたか。中國國民黨臨時全國代表者大會宣言はいふ。

『此度の抗戦は事勢上必然に發生せしもので避免すべき方法はない。吾人は和平中國の建設を望む能はず、ただ抗戦と建設とを同時に並行せしむべきである……』

『経済的建設をもつて論ずれば、總理著はす所の建國方略、實業計畫が外資を歡迎し、利源を開發するにあることは既に詳細に提示した通りである。如何なる國を論ぜず、苟も互恵平等の原則に根據して経済合作を謀る、これ中國経済建設の既定方針である』

抗戦建國綱領は、總則、外交、軍事、政治、經濟、民衆運動、教育の八項よりなるもので、そのうち經濟は、抗戦即経済建設の原則のもとに決定されたもので、全文は前章で既述した通り(六一—六二頁)、次の如くである。

- 一、經濟建設は應に軍事を以て中心となすべく、同時に人民生活の改善に注意すべし。此の目的に基づき計畫經濟を實行し、海内外人民の投資を獎勵し、戦時生産を擴大す。
- 二、農村經濟を發展し、合作を獎勵し、糧食を調節し、又荒地を開墾し、水利を疏通するに努力す。
- 三、鑛産を開發し、重工業の基礎を樹立し、輕工業の經營を鼓勵し、各地の手工業を發展せしむ。
- 四、戦時稅政を推行し、財務行政の改革を徹底す。
- 五、銀行業務を統制し、従つて工商業の活動を調整す。
- 六、法幣を鞏固にし、外國爲替を統制し、輸出入貨物を管理し以て金融を安定す。
- 七、交通系統を整理し、水陸の連運を舉辦し、鐵路公路を増築し、公線を増加す。
- 八、奸商利益壟斷、投機操縱を嚴禁し、物品平價制度を實施す。

この經濟綱領で注目を惹くのは、經濟建設を軍事中心にすべし、と斷言したことである。先の宣言にあつた抗戦即



建設、建設即抗戦と相應するもので、經濟建設をもつて近代國家化運動としての全般的・一般的經濟建設から、建設を軍事的なものにまで限局したものとして特に注意を要する。

これよりさき、漢口へ逃竄以後とくに經濟建設、就中内地建設の必要を痛感した國府は、あとで詳述するやうに、一九三八年の一月一日行政院の改組を斷行し、實業部の代りに經濟部を設置し、經濟建設施行を統一した。その新經濟部長翁文灏は、一月十一日經濟建設について、第一、交戦地區にある個人企業の奥地移動を行つて外部の影響をさけて工業の發展を計ること、その移轉費用は國庫が負擔すること、第二、漢口附近並に浙江、廣西等の鑛産物の開發をもつて、目前國府の建設計畫なりとした。この前後から、經濟建設の目標が、一般的なそれより、奥地、内地へと限局され始めたことは、經濟建設が、軍事中心になつたことともに、事變後の經濟建設の動向として注意されなければならぬ。

七月漢口で開かれた第一回參政會議では『經濟上においては全國實行節約運動及公債購買運動に應じて、一切智力資財を集中して生産を増進し、建設を加速し、努めて金融の鞏固を期し、資源を開發し、以て軍需の自給を求むべし』と宣言に明記し、さらに決議としては、『内地農業の基礎確立、後方生産事業の増進、抗戦力量の増大』を決定した。

十月十日双十節には、經濟部長翁文灏は、中國の工業化が中國を救ふ所以であり、そのためには今後西南諸省の開

發が焦眉の念であり、鐵道、電力、鑛産開發のためには、外國の資本及技術を輸入しなければならぬことを力説した行政院長孔祥熙も『二十七年國慶日告全國國民書』を發表した。

『我政府は抗戦の始めより各工場を督促し協助して、内地安全の區域に遷廠し、我後方の生産を増加し、全國の工業亦よく政府と相合作した。今は後方經濟建設が最も重要である。政府は西南西北各省の富源に對して力を竭して開發し、以て生産を増加し抗戦力量を充實した。後方の國民宜しく努力を共同して、政府を協助し、我經濟の實力をして更に雄厚を加へしめよ』。

十月三十一日蔣介石は『爲放棄武漢告全國國民書』を發表し、經濟建設について次の如き意見を發表した。

『我が同胞は、當前戦局の變化と武漢得失の關係とを認識すべし、我が國抗戦の根據は元來沿海淺狹交通の地帯に非ず、即ち廣大深長の内地に在り。而して西部の諸省最も我が抗戦の策源地たり。之れ長期抗戦根本の方略にして又即ち我が政府始終一貫の政策である。武漢の地位の過去十ヶ月抗戦工業上の重要性は、もとゞ我が西部建設の準備と南北交通の運輸を掩護するにあつた。故に、武漢を保衛した軍事の主要の意義は、日本軍の西進を阻滯し、その軍實力を消耗させ、我が軍後方の交通を準備し、必要の武器を運輸し、我が東南と中部の工業を遷移し、以て西南の建設を進行せしむるにあつた。蓋し、西北西南交通經濟建設の發展ありて初めて長期抗戦と建國工業堅實の基礎がなされるのである。又唯西北西南交通路線の開闢及び完成ありて後初めて我が抗戦の實力及び經濟建設求む



る所の物質初めて充實し、供給その缺乏を憂へず。今は、我が中部及び東南の人力物力多く既に西部諸省に移植し西部の開発と交通建設とは、既に初步の基礎に達す。今後の抗戦は即ち全面戦争を実施すべく、區々の點線を争はず。

一九三九年初頭、重慶で催された五中全會における蔣介石の開會詞中経済建設については『我等は現に第二期抗戦に進入したのも我等の抗戦根據地は西南西北の諸省であり、積極的に國防工業、中小工業、鑛産材木を開發し、全國の技術、人材、資本は力量を集中し來つた。必ず國家經濟建設をして永久的基礎を確立せしめるであらう』と言つてゐる。

また一月中旬には蔣介石は各地方の紳士及び教育會同胞にあてて兵役及び地方經濟開發をすすめるの演詞をなしたが、その中で『過去において力を都市建設に専らにした錯誤を矯正して、内地經濟富源の計畫的組織的開發をなすべき』をすすめてゐる。

二月の第三次參政會議では、

- 一、西南經濟建設を積極的に推進する案
- 一、經濟建設に關係ある機關の統一合併

### 一、民生經濟案

#### 一、戰地經濟政策案

等をふくむ經濟決議を決定した。

五月に開かれた全國生産會議において蔣介石は、(一)資本擴充、生産獎勵、(二)生産の國防中心主義、(三)土着生産の獎勵、全國的な經濟自給等々の後方生産力擴充を力説した。

なほ翁文灝(經濟部報告) 孔祥熙(中國工業合作協會總會席上) 馬寅初(經濟部顧問)等は、後方の生産として、各種の會議において、中小工業の分散主義(工業分散化)を力説したことは留意すべきであらう。そのほか、銀行家會議、金融會議、全國教育家會議、工業及び一般合作社會議、精神總動員會議、新生活運動、五周年記念日、三民主義青年團會議、八・一三記念日、九・一八記念日、財政會議等々にはかならず、この内地經濟建設の急務が諸要人によつて力説せられ、決議せられた。

一九三九年一月上海中外社出版の中國戰時經濟特輯は『戰時經濟之重要問題』として、

『現代の戦争は兩國間の經濟能力の戦争である。勝敗の關鍵はもとより前方戰士の忠勇奮闘に繫ると雖も又國家の經濟能力が持久しうるやの能否が斷と爲すのである。……我國地大物博をもつて世に稱せらる。然れども生産の落后、經濟の塌蹶、戰時を待たずして然り。此故如何。……我國經濟の重心について論ずるに、太だ沿海區域に偏る無論交通、稅收及び農工商各實業皆な東南沿海各省に側重してゐる。この種の畸形的發展平時に在りては顯然國際



經濟侵略の影響をうける。一たび戦争に遇へばその衝に當るの地位となる。……我國過去の經濟事業、貿易、採鑛航業、鐵道すべて被動の地位にゐる。その性質本國の經濟建設に非ず、その大半外資の經營に屬す。事に當る計畫なし、一に外資の支配に聽く。故に大抵濱海に偏つて、内地を忽にす。東北に偏して西南を忽にす。目前の近利を貪り、遠大の籌略に従事しない。故に、全局を總觀すれば、過去の整個たる經濟計畫の絶無なるを深慨せざるを得ず。……我國の長期策計畫たるや、須く國防建設と經濟建設とを同時に並進し、方に大陸の發展に注意すべきである。整個の國家計畫たるや、内陸につき充分その經濟力量を發揮してはじめて以て豫め策戰の力量を増加するに足る。』(前書一―三頁)

我々は、これらの會議や言説によつて、事變勃發以後、上海、南京(一九三七年十二月十三日)の失陥、廣東(一九三八年十月廿一日)漢口の淪陥(十月廿七日)につれて、國府が南京から漢口へ、漢口から四川の重慶へと、奥地へ奥地へと退去せざるを得なくなり、かゝる客觀狀勢が經濟建設そのものの變化を規定したのを見ることが出来る。すなはち長期抗戰力の培養源としての經濟建設の役割はいよいよその重要さと念施性とを加重したとともに、經濟建設がその目的において軍事に、地域において内地に、企業形態において中小工業散在主義に限局せられざるをえざるに至つたのである。

經濟建設が重大性を加へ、その實施を速かならしめるの必要は、建設機關の改造と統一とを要請した。經濟建設機關は最初は行政院中の經濟關係の各部たる實業部、交通部、鐵道部等によつて行はれたが、一九二八年國民政府直屬

として建設委員會が設けられ、さらに一九三一年に宋子文の提唱によつて全國經濟委員會の設置をみ、その下に棉業統制委員會、蠶業改良委員會、公路委員會、水利委員會、衛生委員會、教育委員會、農村建設委員會の七委員會を統轄し、實業部の各關係部との連絡によつて建設事業を行つた。全經の常務委員に、蔣介石、汪精衛、孫科、孔祥熙、宋子文(主任)が列したことは建設に對する支那の熱意を伺ふに足りる。

南京陥落後急速なる經濟建設の必要を感じた國府は、その機關の統一を計るため、從來の組織を改め經濟部一本楯で進むこととなつた。すなはち從來の實業部を經濟部に改め、全國經濟委員會、建設委員會、水利工程處、軍事委員會中の重工業、輕工業取扱部門等をこの經濟部中に包括し、その下に農業調整處、貿易調整處、工鑛調整處を設置した。工鑛調整處には資源委員會と中國工業合作社とが附屬した。資源委員會は同組織條例によつて一九三八年二月十八日に設立を見たもので經濟開發と重要資源の管理を任務とし、その職掌は、一、基本工業の創辦及管理、二、重要鑛業の開發及び管理、三、動力事業の創辦及管理、四、政府指定のその他事業の辦理である。中國工業合作社は、桂林號の落下によつて死んだ上海の富豪徐新六を委員長として一九三八年八月漢口に成立を見たものである。工業合作社の營んでゐる事業は、(一)ジエームス・バートラムによると(一)紡績、織布、捺染、皮革業、(二)燐寸、蠟燭、石鹼製造、(三)石炭、鐵鑛業、(四)小船製作、(五)金屬加工業、燃料製造等であつて、大體についていへば、中小規模の輕工業である。農業合作社は農本局に附屬し、古くから存在してゐる。現在湖北、河南、安徽、江西、江蘇、湖南、四川、陝西、甘肅に存在する農村合作社の數は三萬餘ヶ所に達し、國府は合作社獎勵規則を設けて農村經濟の



一大裨助たるものとしてその發達を獎勵してゐる。

さらに一九三八年の夏ごろから西南經濟建設委員會設立の議がもち上つたが、その實現は、一九三九年一月であつた。西南地方の交通（鐵道、公路、水路）及び經濟開發を主たる任務とするもので經費三千萬元であり、正副委員長は蔣介石と張群とである。委員には中央を代表するものとして行政院長孔祥熙、交通部長張公權、經濟部長翁文澎、西南を代表するものとして鄧錫候（四川）、王瓊緒（四川）、龍雲（雲南）、劉文輝（西康）が豫定されてゐた。

さらに最近、國府は資本一千二百萬元の中華興業公司（興地工業の確立、機械類の輸入、鐵鋼業の建設）を設立し、近く中國運輸股份有限公司の設立（鐵路、公路、水路、空路の統制、交通機關の生産）を計畫してゐる。

## 三

支那の經濟建設にとつて當初からの一大なやみは資金であつた。そこで孫文にしろ、蔣介石にしろ資金と技術とは外國より仰ぐことを主張した。全國經濟委員會の設立は、一に宋子文のなしたアメリカとの棉麥借款による資金のためだといはれてゐる。一九三八年の十二月イギリスは鐵路敷設資金として支那に二千五百萬磅の借款に應じ、さらに一九三九年三月には五百萬磅の借款をあたへた。アメリカは事變直前孔祥熙の渡米によつて、百五十萬ドルの借款に應じた。當時孔祥熙はアメリカ新聞記者に次の如く語つた。「國民政府はその經濟建設計畫を達成するため莫大な資金を必要とするのであらうが、その資金調達策としては公債發行によらず商業クレヂットの設定を希望する。國民政

府の經濟再建産業五ヶ年計畫遂行のため支那は科學的知識、技術並に鐵道材料、自動車、織機その他の機械類購入の爲め相當の資金を要すること勿論である。この借款が何に使用されたかは自ら明らかであらう。事變に入つてからは、一九三八年十二月モルゲンソーの所謂經濟借款の名において二千五百萬弗の米支借款協定が成立した。また最近駐米大使胡適を通じて『貴州、四川、廣西三省の鐵路開發、鑛産採掘及び滇緬公司の工事資金』として、三億乃至三億五千萬ドルの對米借款に狂奔しつつかつあることは人の知る所である。このほか米支の間には、一九三五年、三六年に互つて二度の白銀協定が締結され、さらに一九三七年七月には米支間に新白銀協定が結ばれ、アメリカから約三千萬弗の金を購入し『在外正貨』として、アメリカに預金したのである。この在外正貨を何に使用するかも推測に難くない。フランスとの間にも公然ではないが借款が成立してゐる。西南開發の血脈ともいふべき滇緬、川滇、湘桂、滇黔等々の鐵道も外資なくしては決して建設出來ないのである。翁文澎（經濟部長）が一九三八年の双十節に『中國の工業化こそは國家を救ふ道である。我々は今後西南諸省の開發に努めねばならぬがこれには外國資本の投下を大に歡迎する。鐵道、電力、採鑛等の諸事業には又外國資本のみならずその技術をも必要とする。かくして西南の工業化が完成すれば更に中國にとり有利なるのみならず又外國にとつても各種の利益を享けることが出来る』と言ふ通り、ことに事變最中においては、經濟建設に外資は重大な役割を演じてゐる。外資なくして建設は期しえない。

内債については、一九三九年三月十三日、民國二八年建設公債の名によつて六億元が二回に分けて發行され、中國中央、交通、農民の四國立銀行に強制割當された。『西南、西北開發の事業資金』に宛てられるものとして發行を見



たものである。各省でも省債券の發行を許されて、例へば一九三七年度においては、江西省二千萬元、湖南省千八百萬元、湖北省五百萬元、浙江省一千萬元、合計四千三百萬元の建設資金公債が發行されたといふことである。

國府と財閥との關係は、かつての公債政策における抱込、その後の幣制、金融政策を通じて緊密なるものとなつたが、建設に當つてもその資本の吸収に努力して、上海、香港の金融團に西南實業視察團を派遣して投資を誘導せんと力めつつある。宋子文の中國建設銀公司はかかる資本の經濟建設への誘資機關である。さらに種々の辦法を講じて上海、香港の遊資を内地に導入しようとしてゐる。しかし『西南開發の投資は民間に久しく喧傳されたが、然し現在に至るまでまだ積極的行動が起されてゐない。目下上海市場は大量遊資を持つてゐるが、政府の提唱と保障との下に積極的に資金を西南に移動すべきである』（上海中美日報、資金回流下の上海）といふ状態である。最近政府によつて發布された財政金融機構改善辦法もこの遊資吸収を目的としたものだが、これに對して『いくら資本を潤澤にしても實物資本の供給が制限されては、資金増加の結果は物價を提高せしめるのみである』（大公報、十一月二十二日）といふ非難も發生してゐる。ともかく、遊資の内地導入、資本の内地離反制遏（一九三九年八月七日、發布、特殊物品輸出入秘密運輸防止辦法）の方法をとりつつあるに拘らず、資本の回流による上海の遊資運利は減退しないのが現状である。しかし一方財閥が奥地に多くの企業を開始してゐる事實は看逃し得ない。例へば西南貿易公司（杜月笙）、西南實業協會（浙江財閥）、九龍のイギリス租界内の天利窯素廠、天原電化廠、昆明紡績廠（宋子文）のことがある。

次に華僑の資金吸収がある。蔣介石は一九三八年十月、海外僑胞に對して、『爲募款集材致僑胞電』を發して『擴

大徵募、接濟物資』を促してゐる。この聲に應じて、南洋華僑は南僑籌賑代表大會を十月に開催し、『南洋華僑の財力を集合し、工廠を開辦し、實業を振興し、荒區を開墾し、鑛産を開發し、後方生産を増加し、抗戰建國力量を充實す』べきを議決した。國府は僑務委員會を設けて華僑の投資を誘ひ、さらに一九三八年一月には華僑投資指導處を設置し、福建、廣東兩省に分處を設置して僑資吸収を計り、また三月には爲替取引辦法を發布して『華僑送金の取扱に従事し』『華僑送金の爲替は中國銀行に轉賣すべく同時にこれを公定爲替相場に準じ中國銀行より給付の國幣は中央銀行に賣渡すべし』とし、華僑送金の便宜と手数料の支那銀行收受を企圖してゐる。又各大銀行は、財政部の許可をうけて、海外に支店を設け、華僑の金を誘引しつつある。すでに支店を出した所、出す豫定の所は、ハノイ、ラングーン、バタビヤ、バンコック等である。また華僑にして、すでに内地に企業を創辦し、經濟建設運動に従事してゐるものもすくなくない。例へばシンガポール華僑胡文虎の滇邊實業公司、雲南省主席龍雲の後援による同じく胡文虎の雲南省埋藏資源開發、同じく胡文虎の華僑實業公司、黃秀峰の華西墾殖公司のごときである。最近（一九三九年十二月五日）の上海申報の社説によると、一九三八年度における華僑の送金は總額六億元で、地域はアジア、アメリカ、大洋洲、歐洲、フィリッピンに分布されてゐる。

また國府の宣傳する節約（應債節約令、節約建國儲金條例）捐款献金の運動も亦、經濟建設資金の吸収である。

各銀行は南京、漢口、廣東等の陥落後その本店を重慶又は昆明に移し内地各地に多くの分行を設け、一方では零細なる資金を集めるとともに、他方では農業（合作社）、工業への資金融通に當つてゐる。



## 四

上海は事變のために八割の産業が休止するに至つたと云はれるが、度々の事變のそのたびに打撃を蒙ることを恐れずでに事變勃發直後の九月から工業の内地移轉論が唱へられた。國府も直後に工業の内地遷移を令したが、(一)戦區では生産手段が被燬され(二)戦區以外で機械未だ存するものも交通の阻梗により(三)遷地しても新しく工場を建て創業するには時間と資金とを必要とし(四)内地大なりと雖も地點の選擇困難であり(五)事變の結果を待ち日和見主義をとるものが多い等の理由によつて、遷廠も容易でなかつた。中國戰時經濟特輯によると、上海市社會局の調査では、上海工場の内移をなしたるものは工場五千二百二十五家のうち僅かに百五十二家(内譯、冶鍊工業六、機器製造九、電氣八、金屬十二、交通用具一、土石三、化學工業三十、紡織三十七、服用品七、皮革八、飲食品製造六、造紙印刷十三、飾物二、その他工業十二)であつた。その後、南京、漢口、廣東、厦門、汕頭等の工業都市相次いで淪陷するに及んで、内地移轉の念に迫られ、國府は行政院内に特に中央遷廠建設委員會を設置して各廠の内移を補助し、これによつて護照を發給し、移轉補助費を國費支拂とし、運搬費を免じ、交通機關の協力を命じ、政府銀行を遷して資金の融通に當らしめる等極力補助方針をとつた。また最近中央信託局をして戰時不動產業務を取扱はしめ、工場内移に便ならしめた。又國府は四川、雲南を内地工業の中心地と指定したため、工廠にしてこれらの地方に向ふもの多きを加へた。ことに最近國府は沿海都市への復歸は將來不可能なりと宣言したので、かかる遷移の傾向は一層顯著に

なつたと言はれる。ここに支那側の所謂工業重心の内移が、事變の進捗に餘儀なくされて斷行されるに至つた。かかる工業重心の内移は、次のごとく理論づけられてゐる。「中國工業の過去を按ずるに、内地は各自に政治を爲したるがために工業の向内發展は甚しく阻害された。従つて工業の生産は沿海の都市に偏促した。工業の原料は多く海外輸入により國産は却つて滞積した。ために工業と原料市場との隔離の状態を形成した。現在は抗戰によつて新工業の基礎を確立し、政府提唱すれば、商民下に景從し、一致努力して生産を増加す。唯に工業をして原料市場と密接に聯繫せしめたるのみならず、又内地國防經濟を建立し、戰時の經濟需要に適應せしめたのである」(文匯年刊)。

これらの内地に遷移し、或は新に内に創辨せられた工業の大部分は輕工業が多いのであるが、重工業も尠くないことは、前述の移轉した上海工廠の分類でも明かであるが、他の一例として、一九三八年十月までに四川省に移轉した五十七工業の内譯をみると、機械工廠二十二、化學工廠十、紡績工廠七、電氣工廠五、印刷工廠七、陶磁工廠三、その他三となつてゐる。

資源委員會の副秘書長錢昌照は、一九三九年六月支那重工業開發三ヶ年計畫を發表したがそのなかで、現在自由地區(非淪陷地域)では十二種の異なる重工業に屬する四十五の工場が完全に運行されてゐること、その内譯は冶金工業四、電氣機具工業四、化學工業四、採金鑛業五、採銅鑛業二、錫採掘業三、水銀一、石炭八、石油抽出業二、發電所八、水力發電二、であることを發表し、又重工業三ヶ年計畫として(一)タングステン、アンチモニーの産出、輸出の統制、二千噸のタングステン産出能力あるタングステン工場の建設、(二)年産三十萬トン的高级鋼生産可能の製



鋼所の建設、(三) 湖南にて三十萬噸の鐵鋼生産、を擧げてゐる。

又最近、アジア、スタンダード兩石油會社が雲南及び重慶に支店を設置し、フォード、ダンロップ等の自動車工場が支那内地に活躍し始めたことも注意しなければならない。また工業も現在の所は中小規模であるが馬宙初の所論によるとこの中小形態も大工業への一段階たしてゐる點も留意を要するであらう。

國府は一九三八年六月(徐州失陷後)に工業獎勵法を發布し、(一) 機械應用及び手工生産物にして國際競争者あるもの(二) 外國最新方法を採用して一定區域内において製造するもの(三) 本國にて發明の利權を有するものにして國內にて製造するもの、に對しては(一) 輸出税を減税又は免税、(二) 原料税の減税又は免税(三) 國有交通事業の運搬費の遞減(四) 獎勵金の給與(五) 一定區域内に於ける五年以下の專製權の給與を規定した。又同月特殊工業保息及び補助條令を發布して(一) 原動力機(二) 各種電機(三) 工作機器(四) 金屬材料(五) 液體燃料(六) 運輸器材等の製造に従事する者にして、資本百萬元以上のものに對して保息(利潤保證)或は補助をなすことに決定した。又同年十一月には、非常時期工礦業獎勵暫行條令を發布して國防民生に關する重要工礦業に對して特殊の補助を與へた。又先に戰時農工礦商管理條令(一九三七年十二月發布)によつて軍事委員會が戰時における農工礦商の管理或は直接經營を行ひ、各種の指導、補助、供給、統制を行ひ、停工停業、罷工、怠工を嚴禁した。又礦業法の改正を行ひ外人との合資經營を許容した。又國民工役法を發して『國家は經濟建設の爲めに平時或は非常時期において工役を徵する事を得』として勞働力の充實を計つた。

一九三九年十一月十二日の上海申報は、西南各省の經濟資源として左の通り發表してゐる(中國通信による)。

- (一) 埋藏石炭總額 一、一五三、五〇〇萬噸
- (二) 鹽の産額一年に、一〇、〇〇〇萬擔
- (三) 支那産のマンガン中、西南各省は百分の九十を占む。
- (四) 金の年産は、一二五、〇〇〇兩であり、西康、四川は金砂産出の中心地。
- (五) 湖南の煉鉛工場の年産額二、〇〇〇噸、銀、一二〇、〇〇〇兩。
- (六) 雲南、四川、貴州は中國の唯一銅産地帯である。
- (七) 湖南、雲南、四川三省は鉛及亞鉛産を産し、産額鉛六、六〇〇噸、亞鉛一三、〇〇〇噸。
- (八) 中國のタングステン全産額内、西南は三分の一を占む。
- (九) 錫の産額は雲南最も多く、廣西、湖南、これに次ぎ、合計七、四〇〇噸。
- (十) 全世界アンチモニー産額の百分の六十を中國が占め、その九九%は湖南産出である。

## 五

戰爭には後方の問題として、民生の生活問題が重要であるといふ國府の見解によつて農業に對しても經濟建設の大きな部分としての努力をしてゐる。『我國の農業既に平時にありても自給する能はず、況んや、戰時においておや。』



故に國家の命脈を保持するためには農業救済こそ今日當然の急務である。」

經濟部内に農産調整處を設けて局に當らしめ、農産促進委員會を置いて農産を促進する最高の設計機關とし、又農本局は農村金融、農村合作を統制し、中央農業實驗所によつて農事の技術を研究せしめてゐる。事變勃發後に金融の逼迫をつげたので漢口の金融會議で對農村金融策を決定し、各省の當局は(一)農業倉庫の設置(二)農産押款(擔保附貸附)の増加(三)農田機器借款の増加(四)農産水利計畫借款の増加(五)存倉農産擔保貸附、等を行ひ、又合作事業を補助して農村金融、農村手工業の發展を促進し、又輸出税、原料税、運輸費を減免して、農業生産増加の辦法を講じてゐる。又農本局は各省の水利委員會をして水利貸款によつて水利、水路の改善を圖つてゐる。特筆すべきは、被占領地區よりの數十萬の難民を農業生産に利用せんとする計畫で、そのために中央墾務委員會を設け、又一九三七年九月に非常時期救済難民辦法、一九三八年三月に難民墾殖實施辦法大綱を發布して、職を失つた難民を救済するとともに、農業生産力の増加を企圖した。難民の墾殖は、(一)集團農場制……能力ある獨身農民(二)貸款墾民制……能力あるも業なきもの及び資力不足の農民(三)招墾制……資力あり自耕する農民、の三種に分別した。

『中國の經濟基礎は農業にある。日本の經濟基礎が工商の上に建築せられてゐるのと同一でない。農業は彈性に富み、自足性に富み外界の襲撃をうけ易からず。工商業の不彈力性と外界の威脅をうけるのと同一ではない。中國抗戰經濟の日本と異なる點はここにある。いま遠東の戦局更新の始に當る。中國人は長期抗戰の國策に對して、深く信じて疑はない。中國經濟基礎の鞏固を示して、以て既定國策を支持せよ』(中美日報、中國戰時農村金融之調整)

## 六

日支事變によつて經濟建設はかかる過程を経て今日に至つた。これを他との連關を無視して、例へば資金・技術の點のみから見れば前述したやうに貧弱である。また西南を地理的に見ればコロンビア大學教授オーチャードが視察の結論としてのべたやうに經濟の中心地となるべき資格がないかも知れぬ。また地域的に見れば資源はあるかも知れぬが多くは未開發でありしかも多く山地の僻陬である。交通の視角から論ずれば未發達な不便の奥地であり海から遠く離れた内地である。また何れの部門にしろその組織なり工作なりを見ればいまだ萌芽状態を全く脱してはゐない。その現在のやり方を檢すれば散在主義で規模も小さい。建設組織全體としての統制もいまだ十分ではない。しかも敗戦につぐ敗戦をもつてして、建設も爆彈下になされなければならぬといふ不利なる條件もある。かうして個別的に論ずれば、尠くとも今日の狀態である經濟建設は、問題とするに足らぬといふ結論が生れて來るのも不合理でないかも知れぬ。

しかし、これを民族運動との連關において見るとき、抗戰の繼續によつて、從來經濟建設の障礙として見られた國府内部の對立、共産黨との對立、軍閥との對立、邊疆分離運動、各省の對立等の不統一は民族統一戰線の名において一應は統一せられ、反つて從來不可能視された奥地や邊疆の中央化の傾向さへ見うけられる。さうした運動の流れの中に經濟建設の工作は進められ、前述したやうに執拗に行はれつつある。「經濟的力量増加一分、便是抗戰的力量増



加一分」といふ目標のもとに、経済建設・抗戦・建國の三位一體の運動がなされつつある。

我々は、経済建設についての國府の誇大の宣傳や、國際聯盟派遣のハース博士の報告が示すやうな、色眼をもつた物欲しそうな経済建設禮讃はもとより無視し抹殺しなければならぬ。しかし、現在國府と交戦状態にある日本としては、民族運動の名において抗戦力強化の目的をもつてなされつつある経済建設に對しては、頭から輕視、無視するの態度の代りに、つねに建設の現實に對して注視を怠らぬことが必要であらう。

最後に、だが蔣政権指導下に行はれつつある経済建設は、二つの大きな矛盾にぶつかりつつある事を指摘しよう。

その一は、経済建設を物的基礎としてなされつつある執拗なる抗戦の結果として、孫文や、蔣介石自身すらもが経済建設運動の目標とした近代國家としての経済的重要地域が反對に蔣政権から離脱しつつあることである。

その二は、外資の支配を脱することを目的とした近代國家化運動の中心たる経済建設か、抗戦繼續によつて結局反對に英・米・佛等の資本の網の中に捲き込まれる危険のあることである。茲に蔣政権の悲劇がある。(昭和十五年一月、改造)

(註) 合作社及び合作金庫については、本書第八章第四節蔣政権下の合作金庫及び工業合作社参照。

### 第三節 支那戦時農業と農業金融

農業は中國の経済的基礎である。中國の輸出は七割以上が農産物によつて占められてゐる。戦時においては自給政

策の上からみても、輸出による國際貸借整調の上からみても、中國のごとき農業が生産力の中心をなす國家では、殊に農業生産力の増強に依頼せざるを得ない。そこで中國は事變發生以來農業政策にとくに力をこめてゐる。南京陥没後、一般戦時経済を強化し、長期抗戦に應ずる爲めに、一九三八年元旦に行政改革を行ひ、從來の實業部を改組して經濟部となし、この經濟部のうちに農林司を設けその附屬機關として農本局及び中央農業實驗所を置き、農本局に附屬して農業調整所を設立し、更に合作事業獎勵規則を發布して合作事業を強化し、以て事變に應ずる農業對策を講ずるに至つた。

地大物博をほこる中國は、経済的發達の遲滞によつて、経済の中心は農業にある。稻、麥、雜糧(玉蜀黍、甘薯、馬鈴薯)棉花、工藝作物(麻、煙草、蓖麻子)、桐油、核桃、蠶絲、茶、畜産(牛、豚、羊、山羊、馬)等々は、農業生産物の重心をなし、これらは人民の食料、農村副業の資料をなすとともに、輸出品の大宗をなしてゐる。事變以來経済的に發展した沿海地區が淪陥し、封鎖されるに及んで、内地農業に依存する程度は一層高くなつて來た。重慶政府はそのために、特に農業生産に力を入れ、水利施設の擴張、墾田事業の獎勵等によつて耕地の擴大を計つてゐる。とくに計画的に農業振作を行つてゐるのは、西南六省(廣東、廣西、湖南、貴州、四川、雲南)と西北六省(綏遠、寧夏、甘肅、陝西、青海、新疆)とである。西南六省は、『湖南熟、天下足』といはれるごとく農作物が中心であり西北六省は粗笨なる農業と牧畜とが中心をなしてゐる。

これら中國戦時農業政策は、糧食及び輸出農作物生産のための農業生産力増加(耕地増加、水利施設、移墾計畫等)



戰時需要に應ずるための農作物の調整（戰時糧食調節、農倉の建設、農産物の運輸等）、農村工業の奨励、農業金融の擴充等に向つてなされた。謝家聲は、本年七月七日の大公報の記念號に、『三年來之農業改進』なる論文を發表してゐる。それによると、重慶政府は、『各省の農業自然狀況を斟酌し、非常時期の需要に應じ、農業生産を増進し長期抗戰力量を充實することを目的』とし、そのための農業改進の方法として第一に、各省の農業機構を調整し組織力を加強集中することに力め、一九三八年後經濟部の命によつて中央農業實驗所が中心となつて各省の農業機構を調整し、各省に農業改進所又は農業管理所を設立して各省の農業改進工作を統一せしめた。第二に、各省に農業科學實驗を行ひ、育種方法の研究應用、選種及び嫁接方法の應用、研究、改良品種の推廣、重要農作物病蟲害の豫防、肥料實驗、荒地開墾、茶の改進方法、林業の研究、蠶種の改進研究、各種農業調査統計の作成、各種農業技術人才の訓練を行つた。第三に農業生産増加工作を行ひ、稻、小麥、雜糧（玉米、甘藷、馬鈴薯、小米）等の食糧作物の品種改良、害蟲驅除、耕地増加を行ひ、また棉花、油料作物（油菜、桐油、蓖麻子）、麻類植物、煙草、甘蔗等の工藝作物の改進、増産工作を行つてゐる。

しかし、これらの農業政策を行ひ、實行するためには、先づ農業金融を圓滑、豊富にすることが必要である。王世穎は次の四箇の理由をもつて農業金融政策をすべての農業政策の基本なりとしてゐる。第一に土地所有權の分配、耕地の改善、農業經營の改良、農家副業、農業保險等の一切の農業政策上の問題は農業金融が圓滑に行はれてこそはじめて可能となるのである。第二に孫文が農民問題のうち最も重要な問題として主張した三民主義土地政策の一大要

項である平均地權の主義は、現在の自作農をしてその土地を失はしめず、更に進んで小作農をして自作農たらしむるにある。そしてそれがためには土地購入資金を必要とするのであり、その資金を供給するものは農業金融である。第三に近代の農業は自給生産より商品生産へと向ひつつあり、農民はその生産したる農作物を商品として賣出し、その代りに生産手段、消費物資を購入する必要がある。この販賣購入のために農民は常に資金を必要とする。第四に農業の工業化に連れて農民は土地改良を行ひ、農具、機械、家畜、種苗、肥料等を購入する必要に迫られ、そのためにはまた多くの資金を必要とする。

農業金融はかくの如く農業政策にとつて必要缺くべからざるものであるにかかはらず、農業を立國の基礎とする中國に組織的な農業金融機關が最初に成立を見たのは清末の殖業銀行であつて、その後勸業銀行、農工銀行、中國實業銀行等設立の議があつたが實現に至らなかつた。従つて多くの農民は農村高利貸の搾取の對象となり、中國の農民生活をして暗澹たるものたらしめ、それが中國農業生産力の發展、ひいては中國經濟一般の發展を停滯せしめた大きな原因をなしたのであつた。

一九二六年蔣介石の北伐が成功し南京政府による統一國家運動が盛んとなるにつれて、近代的な農業金融機關設立の必要に迫られ、かくて中國農民銀行、農本局等が設立せられ、又各省には各省單位の農民銀行、合作金庫等が設けられ、又各縣市には各縣市單位の農民銀行、農民借貸處等も成立し、その他一般公私銀行も農業金融を行ふに至り、ここに農業金融も漸次發展をみて、事變前までこれらの機關によつて農業資金が賄はれ來つたのである。今日までの



農業金融機關は、全國的のもの、各省的のもの、各縣市的のもの、農民自治組織的の四種に分たれ、全國的のものとしては中國農民銀行、中國銀行、交通銀行、農本局、商業銀行、華洋義賑會、郵政儲金滙業局、合作事業管理局、等があり、各省的のものとしては省農民銀行、省合作金庫、省地方銀行、合作機關專款、省農業改進機關、省農民貸款所等があり、各縣市的のものとしては縣農民銀行、縣市合作金庫、縣政府、縣鄉商業銀行等があり、農民自治組織的のものとしては合作社、互助社、農民借款協會、水利協會、改良社、農倉、農合等があつた。

候哲菴の研究によると、これら金融機關の數は、全國的のもの百八十、各省的のもの三十、各縣的のもの八百、農民自治組織的のもの十二萬、合計十二萬一千四百八十箇であり、これらの貸出總額は一億九千五百萬元であり、そのうち六二%は全國的のもの、二五%は各省的のもの、一〇%は農民自治組織的のもの、残りの三%が各縣市的の金融機關の農業貸出である。貸出の對象となるものは合作社その他の農民團體、農業改進機關、學校等である。

かやうに農業金融機關は形式的、數的にはかなりな整備を見せてゐるが、各機關の間の系統的な連絡を缺如してゐること、貸出對象が重複してゐるため貸出が重複し、各機關の貸出し競争が行はれて農民をして困惑せしめてゐること、貸出區域、貸出金額が狭小すぎることに、貸出期間が短く農業のごとき長期信用を必要とするものには適しないこと、貸出業務が煩雜にして急用に間に合はないこと等の缺點多く、そのために農民にして依然として地方高利貸の厄介になるものが多數を占めたのである。

一九三七年支那事變起るとともに農業生産力の強化が必然的に要求せられ、それとともに生産力の増加の重要條件

である農業金融を更に一層擴充する必要に迫らるるに至つたのである。

一九三七年八月事變勃發後、財政部は四行（中國、中央、交通、中農）聯合貼現辦法を發布し、内地の農工礦商等各業への貼現（手形割引）及び放款（貸出）を行ふに至つたが、同辦法第四條において、米・麥・食糧・麵粉・棉花・植物油・花生・芝麻・大豆・絲繭・茶・鹽・砂糖・煙草・紙・藥材・蠶種・牛羊皮毛・猪毛等の農産品を第一種抵當品に指定した。

さらに一九三七年九月には、各省市辦理合作貸款要點五條を發令し、信用貸出、抵當貸出、運輸貸出、設備貸出、工程貸出の五種を設けて農業合作社關係の金融を行ふに至つた。

同年軍事委員會は、戰時合作農貸調整辦法四條を發布して從來の合作農貸の額を増加し、もし戰爭によつて損失を蒙りたる時は財政部、省政府等はこれを助け、もつて戰時に於ける農業生産力の調整に努力することとなつた。

同年又、擴大農村貸款辦法六條が行政院を通過した。單に合作社のみならず抗戰期間においては貸出機關承認するところの農民組織にも貸出を行ひ、貸出額を増加し合作事業を推進しもつて戰時中における農業金融を擴大した。

一九三八年四月には又改善地方金融機構辦法綱要を發布し、財政部は抗戰に適應するために内地金融を調整し、農工各業を扶助し、もつて農工生産力の維持發展をはかつた。その貸出業務は次の如くである。

#### 一、農業倉庫の經營

#### 二、農産品の貯藏



- 三、種子肥料、耕牛の貸款
- 四、農田水利事業の貸款
- 五、農業證券の引受け或は割引
- 六、土地建物擔保貸出
- 七、農、林、漁、鑛業生産品抵當貸出

この辦法において注意すべきことは、各地方の金融機關は中國農民銀行及び農本局と結合して單獨で引受けた農業抵當品を中國農民銀行或は農本局に再擔保とすることを容認し、中央地方を通して農村金融の系統一貫化を圖つたことである。

同年八月さきに行政院を通過した擴大農村貸款辦法を農村放款辦法として經濟部が制定發布した。これによつて一元券及び補幣券を領用する各種の金融機關及び合作金庫は各種の農業貸出を行ひ、各種の農業合作社及び金融機關が承認する農民團體に對して農業金融を行つた。

事變前國府はすでに合作金庫規程を設けて、民衆の經濟力を動員し、その集合した資力をもつて、農業發展、生産増加を行ひつたのであるが、一九三九年の初頭にはさらに、合作金庫原則を頒布し、全國に通令して、合作金庫による農業金融の擴充充實を企圖した。この原則によれば、合作金庫は農村資金貸借の合理化、民間零細資金の吸收、貸出資金源の増加、都市遊資の農村への合理的供給、農民の自有、自營、自享の合作金融制度の培植等をその目

的とし、これらの農村の金融によつて特産物の運送販賣の獎勵、農業倉庫の推進、日用品貯蓄の獎勵、社會金融の活潑化、農業生活の推進、冬耕墾荒運動の實行、合作事業の扶助等を実現せんと企圖してゐる。

これらの各種農業金融の元締をなすものは農本局及び中國農民銀行であつて、農本局は成立以來多額の農村貸出を行ひ、一九四〇年においては貧農に對して二千二百萬元の貸出をなすことに決定してゐる。

中國農民銀行も設立以來農村貸出に極力努力をしてゐるが、事變にはいるとともに特に農貸新原則六條を發布し、その農業貸出の原則を農業事業の推進、生産促進に協助することにおき、貸出及び投資の範圍を有效なる農産品種の改良、肥料の加工製造、農作物に特效の藥劑、改良農具等々の事業に限定し、隨時その範圍を擴大することになつた。又その後中國農民銀行貸款細則を發布し、貸出の對象を合作社及び合作聯合社、合作金庫及び互助社、農倉業法及び非常時期農倉暫行辦法によつて成立した農業倉庫及び簡易農倉（穀・麥・棉花・雜糧・土布貯藏）とした。中國農民銀行の貸出區域は現在既に陝西、甘肅、寧夏、青海、四川、雲南、貴州、廣西、湖南等の九省にも及んでゐる。一九三九年上半年期同行報告による貸出總額は七千四百萬元に達してゐる。その貸出種類は左の如くである。

一、合作貸出總額	五一、七三五、四四一元
回收總額	二三、四二六、一〇六元
殘餘額	二八、三〇九、三三五元
合作社數	二四、六七一處

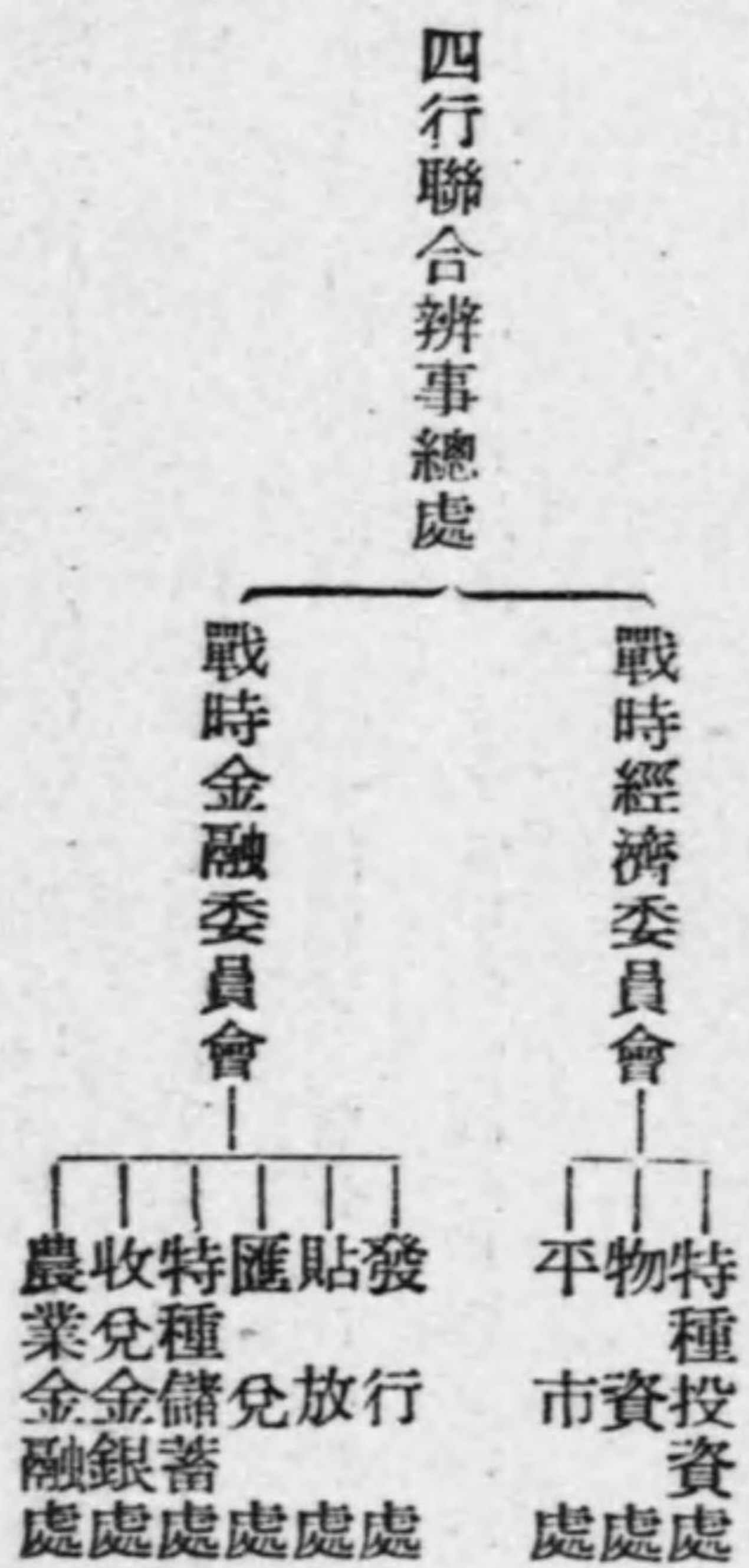


一、農倉貸出總額	一、八二〇、五七〇元
回收總額	一、二六六、八四五元
殘餘額	五三、七二五元
三、農場貸出總額	五五六、四八二元
回收總額	二八一、二六六元
殘餘額	二七五、二一五元
四、特種農業貸出總額	一五、二一九、六五八元
回收總額	七〇〇、三四〇元
殘餘額	一四、五一九、三一八元
五、農民動產擔保貸出殘餘額	一、八九一、八二五元
總計各種貸款總額	七一、二二三、九七八元
回收總額	二五、六七四、五五七元
殘餘額	四三、五四九、四二〇元

以上の諸農業金融改善辦法の他に中國農民銀行は戰區農村救濟貸款辦法、農業推廣事業貸款辦法、戰時生產農場貸款辦法、特定耕牛租借辦法等によつて各方面の農業資金供給につとめつつある。最後の特定耕牛租借辦法は、忠實勤

儉の農民にして耕牛を購買し得ざる者に對し農産促進會、合作社、公私經營の農場の紹介及び保證によつて耕牛を租借することを得せしめる爲めに中國農民銀行がその租金を供給することを定めたものである。

かくのごとく、中國の農業金融は、事變の長期化とともに、必要にせまられて、漸次改善、系統化してきたが、この農業金融の方向は、一九三九年の農業金融處の設立によつてさらに劃期的な改革へと前進した。一九三九年九月重慶政府は、戰時一般金融を鞏固ならしめるために、鞏固金融辦法及び戰時健全中央金融辦法網を發布したが、この兩法に準據して中交農四行聯合辦事總處が設立せられた。この總處設立の目的とするところは、政府戰時金融政策と關係ある各種業務を責任をもつて辨理し、四大銀行を指揮、管理する監督組織たることであり、これに絶大の権限を賦與してゐる。この四聯總處（四行聯合辦事總處）のもとに、戰時金融委員會、戰時經濟委員會を設け、戰時金融委員會のもとには發行、貼放、匯兌、特種儲蓄、收兌金銀五處を設け、戰時經濟委員會のもとには特種投資、物資





平市の三處を設けたが、一九四〇年一月にいたり、全國農業金融の統一のために戦時金融委員會のもとにさらに農業金融處を置いた。かくて、四聯總處を核心とする統一的な金融經濟組織が組立てられた。

農業金融處は全國農業金融の統一的監督、督促及び聯絡の役割をもった。

四聯總處理事會はまた民國二十九年中央信託局中國交通農民銀行及農本局農貸辦法綱要十二條を通過しこの農業金融改革にさらに一步をすすめた。

これらの最近の農業金融改革が、中國の農業金融の上にもたらした効果は、第一に機構を統一化し、各機關の連絡を密接にし、機構上の從來の不備を系統化し、農業金融上もつとも必要な中期長期に互る農業信用授與を設定したことであり、第二に農業金融の聯合、分區辦法により、農業金融の合理化を促進したことであり、第三に貸出資金の合理化と増加とであり、農貸辦法によつて、貸農額の分擔を決定し、本年度においては、中央信託局一五%、中國銀行二五%、交通銀行一五%、農民銀行三五%、農本局一〇%の割合で分擔することとなつてゐる。第四に農業貸出の範圍が擴張せられて、農業生産貸出、農業供銷貸出、農產儲押貸出、農田水利貸出、農村運輸工具貸出、小作農購置耕地貸出、農村農業貸出、農業推廣貸出の廣範圍の貸出が行はれることとなつた。第五に貸出方針を改良して貸出區域の擴大、貸出額の増加、貸出手續の簡易敏速化等を計つたことである。

從來中國農業金融の缺點として指摘されたところは、金融機關多くしてしかも連絡なく對立したこと、又農業資金が少くして農業生活の需要する資金に應じ切れなかつたこと、貸出事務が繁雜たりしこと、等であつたが、如上の事

變以來の諸改革によつて、漸次改善の目標に向つて進みつつあることだけは明瞭である。

農業は中國の經濟基礎であるのみならず、事變以來、沿海經濟中心區域の淪陷によつて今後、中國の抗戦力はますます多く内地農業に依存せざるをえなくなつた。孔祥熙その他中國財政經濟界の要人は常に中國の抗戦力の強靱性は中國が農業的基礎のうへに、經濟を立ててゐることにある旨を強調して、農業生産力の強化を主張しつつある。

例へば、孔祥熙は昭和十五年一月一日の財政報告のなかで、『中國の經濟基礎は農村社會にあり、戦時においても極めて強固であるが、時折動搖することを免れ難い。それは農村の富の力が低く流動資金もすくないからである』といつてゐる。又昨年六月一日の金融會議で同じく孔祥熙は『中國は昔から農業をもつて立國の基礎とし農民は人口の百分の八十以上を占めてゐるが、現在我々が必要とする米は自給し得る筈であるがしかもこれを外國から購入するといふ現状である。中國の農民は應々一年働いてしかも腹一ぱいには食へないのである。これは土地が悪いとか氣候不順によるものではなく、苛捐雜税の束縛と高利貸の搾取と奸商の物價操縱、買占等によつて收支相償はず、要するに農業金融上の不完備が農業を荒廢せしめたのである。今この抗戦時期に當り前線への給養は一層多くなつてゐる。我々は是非前線の將士に充分なる軍需品、食料品を送らなければならぬ。又中國の國際貿易の平衡も是非農産品によつてカバーしなければならぬ。何故なら中國は工業が發達してゐない。あらゆる輸出品の大半は農産品だからである。抗戦以來、陷落地域の機械工業は大半停頓状態にある。現在輸出は、ただ農産品にのみ頼つてゐる。國際收支を平衡ならしめんがためには、是非とも農産に力を注がなければ不可である』と抗戦と農業との關係を力説してゐる。



中國は農業生産力の増加によつて先づ人民食糧の自給自活をはかり、前線兵士給養を圓滑にし、第二に農産物の輸出によつて貿易収入増加をはかつてゐる。例へば最近の統計によつても、桐油の昨年度の對外輸出は七、六〇〇萬ポンド（香港輸出のみ）の巨額に達してゐる。これらの農産物は海防、廣州、北海等から香港に集り、そこから海外に輸出されるのである。又第三に農業生産を盛ならしめることによつて稅收の増加を意圖してゐる。要するに農産生産品の増加は今日の事態において中國の抗戦力に不可缺の基礎をなしてゐるのである。そして孔祥熙は農業の不振は一に農業金融機構の不完備にありとし遂に農業金融處、二十九年中央信託局中國交通農民三銀行及農本農貸辦法綱要等の施設によつて計畫的な農業金融機構の系統化擴大化簡易化敏捷化を樹立せんとしたのである。この意味から奥地の開發、難民墾地による耕地擴大、ことに西北邊區方面の開發等の農業生産力増進を目的とする事變以來の農業政策、ことにその中心としての農業金融組織改革は十分注意されなければならぬであらう。（昭和十五年六月、蒙古、及び六月十一日、帝國大學新聞）

（註一）この論文は、最近入手した左記四文獻に主として據つたものである。

（イ）王世頤、我國農業之新猷（財政評論、第三卷第五期所載）

（ロ）侯哲荃、農貸綱要在中國農業金融史上之地位（財政評論、第三卷第五期所載）

（ハ）戦時之農業與後方之農村（中外經濟拔萃、第四年第四期）

（ニ）中國戦時經濟特輯、及び同續篇

（註二）合作社及び合作金庫については、本書第八章第四節、蔣政権下の合作金庫及工業合作社參照。

## 第四章 抗戦下の法幣問題

### 第一節 法幣の性格

法幣はいふまでもなく、現在における支那の唯一の法定紙幣である。この法幣は、一九三五年（民國二十四年）十一月の幣制改革によつて生れたものであり、一支那經濟學者の言を借りれば現代支那の經濟的軸心をなすものである。それは單に支那の唯一の法定紙幣であるといふ意味ばかりでなく、歴史的にみて、法幣制度の成立こそは近代支那國家統一運動の過程において劃期的な重要な役割を演じ來つたからである。そして法幣の支那にとつてのかかる役割は、いま大陸を舞臺に戦はれつつある支那事變においても、重要な性質をもつものである。浙江興業銀行の史亦聞は、財政評論の第一卷第一期、および中美日報（昨年十一月七日）所載の論文のなかで、支那事變における法幣のもつ役割の重大性を大略次のやうに説いてゐる。中國は抗戦十六ヶ月に及んで重要な都市、交通線を失つたがなほ抗戦を續けてゐる。中國の軍事・經濟力は未發達であり開戦後間もなく屈服するであらうと一般にいはれたにもかかはら



す、いまたに抗戰到底を主張しうる所以は、戰時經濟中にもたらした法幣の異常なる效能のためである。もし今度の事變が一九三五年の幣制改革以前に發生したとするならば、中國は慘憺たる敗戦と屈辱的な和平をしたかも知れない。何故ならば當時は中國の經濟機構は非常に支離滅裂な状態にあり、攻撃をうけるならば忽ちにして金融は窒息し、經濟は迅速に崩壊し去つたであらうからである。そのことなかつたのは全く法幣制度が存在したからであり、國府が經濟上、財政上これを活用し、困難なる時局にかかはらず金融的、經濟的秩序を維持しえたからである。史亦開はさう結論してゐる。

抗戰にもつ法幣および法幣制度のかかる關係こそ、支那をして抗戰を通じてつねに極力法幣の維持をはかり、それを防禦するためにあらゆる苦慮をなさしめる原因なのである。事變發生以來しばしば開催せられた全國銀行家會議、全國金融會議の主要題目は、一に事變の發展に應じて法幣を如何に維持し、防衛すべきかにあつたのである。最近法幣の下落に對してたびたび新貨幣創設が提案せられたが、法幣の放棄は、すなはち抗戰の放棄なりとの理由によつて實現を阻止されてゐる。

昨年夏法幣下落の當時、イギリスのサイモン蔵相は、『法幣の安定は在支英國權益にとつて、また支那と經濟的關係を有する列國權益にとつてきはめて重要性をもつがゆゑに、英國政府は法幣支持の方針を放棄すべき理由を見出さぬ』（七月五日、ルーター電）と下院で演説した。この英國經濟界を代表する蔵相の言葉は、法幣のなかに英國の權益が體現されてゐることを語るもので、換言すると、英國は法幣といふ支那の國幣を通じて自國の支那に於ける權益を

擁護してゐるのである。章乃器はその著『支那貨幣論』のなかで、もし支那がいつれかの貨幣ブロックに入つた場合幣制のみについて見ても貨幣の植民地化となるであらう。また支那が爲替操作をするに當つてもし他に依存したとするならば、貨幣權は矢張り獨立不可能となるのである、と言つてゐる。この章乃器の著書は一九三五年十一月以前に書かれたものであるが、その一九三五年十一月にはイギリスの援助によつて支那の幣制改革が行はれ、イギリスを父とし支那を母として法幣が生れ、『支那の貨幣が既にスターリング・ブロックの懷の中にはいつてしまつたことは内外周知の公然の祕密』となつたのである。章乃器の理論によれば、従つて、法幣はイギリスの植民地化してしまつたわけである。

また、もともと支那の爲替操作は、吳承禧の『支那銀行論』によると、『外國銀行が殆んど完全に中國の對外爲替業務を獨占してゐる』のであるが、最近中・南支の爲替業務を一手にひきうけてゐるのは匯豐銀行とその番頭たる麥加利銀行とであり、この兩銀行はともに、本店をロンドンに置くところの純然たるイギリスの銀行である。従つて匯豐銀行はペヤレント・エックスチェンジ・セリング・バンクと一般に呼ばれてゐる。また昨年の三月爲替資金として支那に五〇〇萬磅を貸し、香港に平準外匯基金管理委員會（アングロチャイニーズ・スタビリゼーション・ファンド・コミティ）を組織せしめたのはイギリスである。この委員會は、匯豐が三〇〇萬磅、麥加利が二〇〇萬磅、中國・交通兩銀行が五〇〇萬磅の出資をなし、資金運用の委員は、英人三名、中國人二名よりなり、この委員會の目的は、『磅と法幣の比率の差を平穩にするにある。投機家放出の時は政府買ひすすみ、收進の時には政府賣出す。併し政府は出來ぬ



から銀行に委任する。(六月九日、導報)のである。昨年六月の外國爲替賣止めは、實にこの平準委員會が電報を上海の匯豐銀行にうつて行はせたのである。かかる組織・機構をみると、中・南支の外國爲替操作は全くイギリスの金融資本の獨占下にあると言つてよい。だから、爲替操作を他に依存したら貨幣權の獨立は失はれるといふ章乃器の理論からいへば、支那の貨幣權はイギリスによつてその獨立性を干犯されてゐることに外ならない。總じて、プロツク關係から見ても、爲替操作から見ても、支那の法定通貨たる法幣はイギリスの權益によつて隸屬化され、植民地化されてゐるのである。

アメリカは、ケムメラのアメリカ・ドル・ブロック引込みの計畫には失敗して、イギリスのリス・ロスをして名をなさしめたが、その後二回の白銀協定を米支間に締結して、時に應じて支那の銀を購入し、轉化した金をもつて法幣の準備を補強し、『支那の通貨安定に協力』(モルゲンソー蔵相)しつつあり、そのかぎりアメリカもまた法幣に多大の關心と利害關係とを有してゐる。前述の章乃器は、貨幣の獨立性の要件として、他の通貨ブロックに包容せられないこと、對外爲替業務を他國に支配されないことのほかに、在外資金の非支配性をあげてはゐるが、この在外資金もアメリカによつてその根本を抑へられてゐる現状のもとで、この要件もまた支那にとつて完全なりとは言ひえないのである。それらのほかに、英・米兩國はしばしば借款を支那に提供し、そのたびごとに目的は異なるにしても、それらは直接・間接に法幣を補強・維持しつつあるのである。法幣は、かかる條件に制限されることによつて自國以外の英・米の權益の體インカネーション化でもあるのである。従つて法幣の問題は、同時にまた、自己の權益を體化させてゐる

英・米兩國の問題でもあるのである。北・中支に於ける法幣問題について、事變以來二たび日本にたいして英・米兩國が共同歩調を採りつつあることは人の知る通りである。日英會談により、あるひは日米通商協約廢棄によつて、日本に對して外交的な牽制をなすのも、かかる關係の政治的表現であつて、日米通商條約の破棄が法幣下落の最中であり、日英會談が北支聯合準備銀行の爲替強化、天津租界封鎖(現銀問題)を機縁としてなされたことと考へ合はすべきであらう。ここに、法幣性格としてのその非獨立性の問題があるのである。そしてそれを基底として、法幣の抗日性が事變によつて、顯著となつたのである。

法幣は現代支那の唯一の法定紙幣であり、一般的通念にしたがへば當然統一的性格をもつべきものである。しかし、過去においてはもちろんのこと、現在においても四川、雲南、廣東、廣西その他奥地には特別の通貨が現實的に流通してをり、これは經濟建設、統一國家への民族運動の進展、ことに事變後國府の奥地移轉による内地經濟建設の強行、その政治的表現としての中央化運動のために漸次統一的方向へむかひつつあつたのである。それは大體各地方軍閥の存在と並存したものであり、中央化運動は中央軍の分駐による軍閥の解消、省分割行政の割據性の打破、經濟の中央化による幣制の統一等の手段をもつて行はれつつあるのであるが、これはいまだ完成されてゐない。これらの地域的の通貨の他に、香港、雲南、北・中支には外國系の通貨が流通してゐる。そしてそれらの法幣外の通貨と法幣との間には價値の統一がなく、それが所謂通貨投機の対象となつて外匯黒市(爲替暗市場)の問題となり、法幣に多くの影響を與へてゐるのである。匯豐銀行の發行する香港紙幣(港幣)と法幣との間の投機のごときその例であつて、



かかる投機が、法幣の跌價のうへに、大きな原因をなしてゐる。また法幣そのものも全国的に統一的な無碍な流通をしてゐるとは言ひがたく、華北鈔票(北方法幣)と法幣との相刻、沿海地方と内地との間の法幣の往來の不自由性等のごとき最近頻發する法幣そのものもつ矛盾がある。さらに特に注意しなければならぬことは、法幣が偏在することであつて、例へば上海には支那の資本の半分以上(史亦聞のごときは六割といひ、あるひとは七割ないし八割だといふ)が集中し、それは内地におもむくの欲しないのである。そしてかかる資本は生産過程から遊離してもつばら投機的に活動し、それが法幣の下落、資本逃避への大きな作用をしてゐるのである。

かくのごとく法幣は、その性格として、既述の非獨立性のほかに、非統一性をもつてゐるのである。支那の經濟的原有的軸心たるべき唯一の法定通貨たる法幣は、現在においてかくのごとく、非獨立性と非統一性を規定されてゐる。かかる法幣性格の複雑性は、事變の發展にもなふ支那の對法幣政策に、ある點では一時的にはあるが強靱性をあたへ、或は反對に相刻性を刺激し、法幣の動きをして甚しく把捉しやすからざらしめてゐるのである。

支那にとつては抗戰を繼續するかぎり、法幣はあくまで維持しなければならず、現にそれがために多くの努力を拂ひつつあるのであるが、その努力と法幣のもつ性格とが如何なる關係において相互に作用し、反作用しつのであるのであらうか。私は、昨年(一九三九年)六月七日突然なされた爲替賣止めによつて起された法幣の下落、およびそれに續いて繼起したところの法幣異變を分析することによつて、その間の關係を觀察し、法幣のもつ性格とそれから割り出される諸現象を明かにしたいと思ふ。

## 二

六月七日、上海銀行開店直後、午前九時四十分、ペヤレント・エックステンジ・セリング・バンクと言はれ、上海外國爲替供給の元締をなす匯豐銀行(香港)が、香港の平準外匯基金管理委員會(普通日本語では爲替平衡委員會といはれる)よりの指示により、突然一般の外國爲替賣の賣止めを發表して、全上海の金融界、實業界を驚かした。そのために、法幣は前日までの對英八片から七片 $\frac{1}{2}$ へと下落した。法幣の對外價值は、一九三五年の幣制改革から一九三八年の三月に至るまで起伏はあつたとしても、大體一志二片臺を保つて來たが、一昨年の三月に至つて八片臺へ下落した。これは、同年三月十日中國聯合準備銀行が開業したので、これによつて法幣が上海に南下して外匯に變ることの危惧に對する對策として行つた第一次外匯賣の制限の結果である。この制限は、三月十二日通令の中央銀行辦理外匯請核辦法及び購買外匯請核規則によつたもので、これにより外匯の賣出は漢口の中央銀行及び香港の迅速處で行ふこととし、外匯需要者は申請書を提出し審査の上買入を許可されるといふ制限を附せられた。この制限の目的とする所は、文匯年刊(一九三九年版)によると、『北支の聯合準備銀行券が換得した法幣をもつて外匯を買ふのを防止するため』(經濟篇、二九頁)であつたといはれる。この外匯賣出制限によつて法幣は十二片臺から六月に至つて八片臺へと下落したのであり、昨年六月七日の賣止めは第二次外匯賣出制限であり、これによつて八片臺から七片臺へ下落して、法幣は誕生以來二度目の下落をしたわけである。翌八日、法幣の下落はとどまらず匯豐銀行は七片丁度と發



表したが、市内相場は六片半のため、銀行も六片半に引下げたのである。一昨年三月の第一次外匯賣出制限以來、爲替相場には公定相場、掛牌（銀行揭示相場）、市中相場（暗市場）の三種が存在し、上海のごとき土地においては暗相場がリードするを常とする。（大公報七月七日所載、馮翊、『如何にして金融危機を救ふか』）

此の六片半への法幣下落の原因をなした六月七日の外匯賣止めの目的に關して、香港の平準委員會は、次の如く發表してゐる。『此の賣止めは、法幣の對外價值をよりよき經濟的水準に適應せしめ、貿易のバランスを平衡せしめる爲であり、前年六月の八片半への下落の當時と同じ手段である。新しき水準がやがて發見されて、それが強く維持せらるることを確信するものである』。委員會の發表はこれだけに止まり、頗る抽象的であるが、上海の各紙は、此の賣止めの目的について種々の説をあげてゐる。これより先、過去數週間イヴニング・ポスト紙は、爲替不安とその救済の必要とを指摘してゐたが、賣止めの前日、同紙の經濟記者、ジョン・アラーズは、香港の爲替平衡資金の大きな部分が日本の利益の爲に使用されてゐる旨を發表した。彼の發表によれば、平衡資金の約半額は既に費消され、その五分の四は上海において費消され、そのうち、日本によつて利用された額は二五〇萬磅、といふのである。この論文は、賣止めの前日發表されたことから推測して、賣止めと何等かの關聯ありと考へられる。賣止め翌日、六月八日のイヴニング・ポスト紙は、賣止めの原因として、三つの主なる原因をあげてゐる。その一は上海の輸入超過は最近において殊に増加し、過去二ヶ月間の平均よりすれば、毎月二百萬磅以上の入超があり、従つてこの入超を平衡資金をもつて賄ふことを中止するため。第二は、日本が平衡資金を利用して中支占領區域の貿易及び産業をファイナンス

する事を防止するため。第三は、從來の爲替率は、現在の爲替状態に一致せしむべき低率なるべきが正當なること。同紙及びチャイナ・プレス紙等の反日的傾向の多い新聞及び各華紙は、特に對日防止の點を強調し、上海の輸入超過の如きも大部分が日本によつてなされつとありと論じてゐる。上海に於ける唯一の獨字新聞たる遠東時報は、この爲替政策をもつて、法幣に對する日本の壓力を妨害するにありと推測してゐる。これらの所説に對して特に興味のあるのは、イ・カン氏の主宰する、ファイナンス・アンド・カンマース誌の批判であつて、それによれば、一般の見解はこの賣止めは投機者を閉め出す目的をもつて爲替率を下げたといふのであるが、事實はむしろ爲替の下落が投機者を利したといふ方が正當であらう。又更にナンセンスなのは、此の下落をもつて、支那平衡資金に對する日本の利用を妨げるにありとする見解である。これが出來れば勿論支那にとつて利益であらうが、しかし日本人もまた支那人を含むその他の人と同じやうに法幣をもつて公開市場において外貨を獲得し得る事を知らなければならぬ。この點においては、國籍の間には何等の差異もあり得ない。法幣の下落が日本人に與へる損害は、他の外國商人に對しても同様である。——此のファイナンス・アンド・カンマース紙の批判は比較的肯綮に當つてゐると思ふ。

この賣止めについて特に注意すべき諸點を擧げて置きたい。

(一) 支那側の見解は、この爲替政策をもつて、中支に於ける日本及び維新政府の活動に對抗する方策といふに一致し、この見解は一昨年三月の外匯統制當時の財政部の布告と同一であり、この賣止めはかかる見解の政策としての實現である。しかし一昨年法の幣下落は北支聯合準備銀行設立の直後であり、この法幣下落は五月の華興銀行設



の直後であることも思ひ合はせらるべきである。カン氏のいふやうに成功は覺束なしとするも、支那側がかかる目的をもつて對抗しなければならぬといふことは、反對に中支に於ける維新政府側の建設の進展を物語るものである。

(二) この賣止めが英人の支配する平準委員會の指示によつて、英商匯豐銀行の手でなされたことは、法幣の維持爲替操作が外國に依存することを示すものである。

(三) 龔家麟が六月十二日の申報所載の論文で、この賣止めを人工的且つ積極的な方策だと論じ、また獨字紙遠東時報は、此の賣止めをもつて、重慶とロンドンによつて必要と看做されたる完全に計畫的な行動であるといつてゐるが、此の事は賣止めがそれによつて當然起きるべき法幣の下落を豫想してなされたものと言ひ得られるのであり、従つて、この法幣下落は、法幣のマルク紙幣的な自然崩壊を意味するものではない。

(四) 六月八日導報の社説は、賣止めに當つて、イギリスとアメリカは同一の態度を採り、中國政府は兩國の諒解を得たる事を記載してゐるが、この事は、法幣が英米兩國の權益を體現する事の表現である。

(五) この賣止めは絶對的な賣止めでなくして、一昨年爲替辦法による外匯需要に對しては、外匯を供給しなければならぬ。又前述の法幣の非統一性によつて、如何なる外匯統制にもかかはらず、否、統制の強化につれて却つて上海の如き地においては外匯暗市場が盛行するのである。従つて、この賣止めの目的とする外貨獲得の防止は、完全には自己を貫徹し得ないであらう。

## 三

こえて六月二十二日、財政部は銀錢業支付存款限制辦法を發布して、預金引出しの制限を行つた。これは事變勃發直後一九三七年八月の安定金融辦法と趣旨は同一であり、金融辦法が預金の引出しは一週間毎戸預金の百分の五、又は最高百五十元と制限したのに對して、この預金引出制限は一週間毎戸五百元以下と規定した。前の預金引出し制限が上海戦の眞只中に行はれ、この制限が皇軍の汕頭占領直後に行はれたことは、敗戦による法幣不安からする多額の預金流出を防止しようとする一種のモラトリアムの意義を有する。財政部の通電は、この制限の目的を、『外匯を競購して資金逃避を圖るのを防止する爲』と言つてゐる。即ち敗戦によつてさらに預金が引出されて、それが安全なる外貨に變つて逃避することを恐れたのである。外貨と變つてそれが何處へ逃避することを恐れたか。イ・カン氏の暴露したところによると、國府よりの命令書の劈頭には、日本と書いてある。大美晩報は、(一) 資本の中國よりの逃出、外匯の投機的購買を停止し、(二) 市場流通の法幣の量を減じて、外匯の購取を限制するため、なりと言つてゐる。史亦聞は中國戦時金融機構の新階段といふ論文(中美日報、七月十日經濟評論)のなかで、この預金引出し制限は金融安定辦法や六月七日の外匯賣止めと同じく日本の外貨獲得を防止する爲で、先の賣止めによつてそれは減少したが上海の法幣の流通量に收縮を加へなければ、外匯の供給を停止しても資金の逃避を招致するであらう。その爲には預金引出しに制限を加へなければならぬ、と論じてゐる。この預金引出し制限が何を目的としてゐるか明白であらう。



しかしこの預金引出し制限は大きな矛盾をもつてゐる。その一は、これによつて通貨の流通量が減じ現実に商工業が困つてゐる。その二は、イ・カン氏の指摘するやうに今後の預金は華商銀行に向はずに外國銀行に行くであらう。その三は、この制限は勞銀その他小額預金者を例外としてゐるがために、『預金引出制限後小額預金者の引出し激増して、毎日銀錢業者の支付する額は百萬元に達する。かくて表面引出しを制限してゐるが、依然として資金の逃避を阻止することが出来ない』のである。匯割の割引による逃避もおなじ結果を招くであらう。かかる矛盾はつひに、安定市面辦法といふ引出し制限緩和を早速出さなければならぬ。

七月四日から新匯割制度が實施された。新匯割は舊匯割に對するもので、舊匯割は、事變直後一九三七年八月に設定されたもので、そのすこし前に出された金融安定辦法による金融逼塞を緩和する目的をもつてなされたに對して、新匯割は矢張りそのすぐ前の六月二十二日の預金引出し制限による金融停頓を緩和する目的をもつものである。匯割は一種の振替預金であり、それは現金では引出し得ず、それを代表する證券は外貨を買ひ得ないのである。だから匯割制度は、法幣の流通量を減じしかも金融逼塞をさけつつ外貨獲得を防止する方法として立案されたものである。ただ舊匯割では割引によつて現金化が可能であつたが、新匯割では割引がみとめられず、従つて現金化が不能といふことになつてゐる。その意味で新匯割は、外貨獲得をいつそう防止しうるわけである。『舊匯割は一度貼現(割引)を経れば外匯を購ひ得るが、新匯割は割引不能であつて、従つてその資金を逃避させること能はず。故に遙かに舊匯割にまさる』(張一凡)。『この制限は六月七日の外匯賣止めと相俟つて上海に極端なデフレ政策をとり、法幣の流出及び

その外貨への轉化を抑壓することを目的とするもので、中支に於ける日本の建設工作に打撃をあたへんとするものである』(上海毎日、七月十日)。けれど上海のごとき投機地においては折角のこの辦法もその目的を完遂し得ないのだ。いま、シヤンハイ・タイムスの七月十一日號から引用すると、『銀錢業者は約盟を破り、ひそかに匯割證券を投機的目的で割引しつつあり、その日々の平均額は百萬元の巨額に達し、割引率は漸次昂騰して千元につき九十三元である。』

## 四

七月初旬、國府はまづ非常時期禁止進口貨品辦法と稱する貿易統制法を發布した。事變發生以來國府は貿易調整委員會、貿易管理委員會を設けて必需品の輸入獎勵、非必需品の輸入防遏につとめ、また一九三八年には輸入統制辦法によつて奢侈品、生産可能品の輸入制限をし、輸出爲替決算辦法により重要土産品の輸出を制限し、輸出爲替處理辦法によつて輸出品の外貨建、公定相場による中國・交通兩銀行への賣却を規定して外貨の逃避に制限を加へた。このたびの非常時期禁止進口貨品辦法は、抗戰及び生活必需品外の奢侈的貨物二百三十四種の輸入及び轉口禁止を規定したものである。財政部はこれに對して、『最近一年以來日本は巨額の法幣を獲得して外貨に變へた爲に爲替相場に異變おこり、爲替平準基金も意外の脅威をうけて賣止めのやむなきにいたつた。抗戰時期においては國民消費の節約と必需品購買力の増強は是非必要であるがゆゑに、今般の輸入禁止を斷行した。不必要品、日本よりの輸入品は全部禁止した』と發表してゐる。ある支那紙は『輸入品中奢侈品が大部分であり、日本貨品が最も多い』と言つてゐる。この禁



止はこれによつて一千三百萬ポンドの節約と、日本の輸出への攻勢を目的としてゐる。ノース・チャイナ・デリー・ニュース紙は、この輸入禁止を以て支那の對日經濟抗爭なりと評してゐる。

つづいて出口貨物結匯取匯價差額辦法を出し、輸出ビルはこれを中國・交通兩銀行に賣るべく、その代替たる法幣は内地にて支拂ひ、公定相場と實際相場との差額をも支拂ふことを定め、輸出を獎勵するとともに外貨および法幣を内地に留置して、沿海都市に赴かないやうにすることを目的としたものである。

さらに外貨購買申請規則を發布して、輸入に際して外貨購買の申請と檢閲をうけるべき必要を規定して、輸入の監督、外匯賣の制限を嚴重にした。

以上三箇の辦法は、事變以來の貿易統制のいつその強化であり、六月以來つねに不安なる動搖をつづけてゐる法幣の維持と對日態度の強化を指標としつつある。

## 五

六月七日の法幣暴跌以來、法幣は新水準をもとめてつねに動搖しつつあつたが大體六片臺を上下した。その法幣が七月十八日に至つて突然五片二五に下落し、こえて二十日には三片七五といふ空前の低水準に落ち、香港の平準外匯基金委員會は在上海の匯豐銀行、麥加利銀行に命じて再び外國爲替の賣止めを停止し、上海の金融、實業界は、六月七日以上の混亂を再演した。原因とするところは、當時東京において進行中の日英會談の結果北支の法幣が不安を感

じて上海に大量流入し、日本のマニピュレーションによる外貨獲得の説が飛び、それに對して上海の金融界がこの華北鈔票を拒用したからである。申報七月十七日の社説で『華北鈔票はけだし同一の法幣であるが、その價值は上海より低く、華北鈔票一三〇元は上海法幣の一〇〇元にあたり、上海の暗市場では上海法幣は對英六片半に對して華北鈔票は五片である』。同一國家の法幣でありながら、法幣の不統一性によつて、地域的に異なる價值をもつことが、その移動に際して混亂をもたらす原因となり、それがまた、同じく法幣の不統一性に由來する上海の暗市場の投機の対象となつて、この法幣の暴跌を惹起せしめたのである。

この昨年度再度の法幣大巾下落について注意する點を摘記しよう。

(一) この下落の直接の原因は、平準委員會の命令による英商銀行の賣止めであつて、これは六月七日の下落と同じく英支合作のマニピュレーションである。チャイナ・プレス紙は社説で『根本的な支那の利害關係はイギリスの利害關係と密接・不可離に結合され、支那もイギリスも他と相談することなくして個々の認容、許可をなす權利をもたぬ』と言つてゐる。また、日英會談の將來は、イギリスが支那に對してなほ援助をつづけるかどうかの判斷となると言つてゐるが、日英會談は人の知る通り分裂して、天津の存銀についても日本の要求を容れなかつた。この暴落を通じて華紙が切りにイギリスの對支援助を要求し、英支借款進行中なりとの通信をのせたことも注目すべきであらう。

(二) 法幣は事變以來、一九三八年三月、三九年六月、およびこの七月と、三度にわたつて下落がなされた。注意を要することは、第一回の下落は北支に於ける中國聯合準備銀行の設立直後であり、第二回の下落は中支に於ける華



興銀行の開業直後であり、第三回の下落は北支の爲替強化をおそれた華北鈔票の南下に對して行はれたことである。これからみると、爲替の下落には人工的、意識的、積極的な操作の意味が含まれてゐる。

(三) このたびの法幣下落には、法幣性格の一である法幣の非統一性が明かに窺はれる。北方法幣對上海法幣の對立、法幣の偏在及び生産過程よりの遊離から生ずる上海暗市場の投機性。「外匯の病態は上海の黒市にある。上海の爲替暗市場を控制する辦法は全くない。諸種の法幣對策、爲替對策も實効はない。逃避者は依然逃避し、投機者は依然投機する。一般の正當商工業者をして犠牲とならしめる病源はここにあつて、その根本を治療することは全く困難である」(申報、上海爲替問題の癥結)。そのかぎり、あらゆる對法幣、對爲替マニピュレーションも効果的ではありえない。

(四) そこがかかる度々の下落による物價の騰貴、生活不安、取引の不安定は、つひに上海放棄論となり、たとへば、モーニング・ポスト紙は七月二十日の社説で、「かかるたびたびの操作は上海の貿易、工業の活動を根本的に切斷するものである」と論じ、史亦聞は「かくて上海の生産は内地經濟と日毎に隔りつつあり、その繁榮は不生産を原則とし、完全に消費經濟的虚浮の繁榮である。もはや上海の繁榮は支那の抗戰經濟に對して無益なるのみならず、かへつて有害となりつつある。……我々はもはや上海の繁榮を欲しない。民族的自覺のある資本家は直ちに上海繁榮の支持を停止せよ。上海の繁榮を破壊して始めて日本の進出を防止しうべく、上海に遊ぶ資本を内地へ流入せしめ、抗戰經濟を健全に建設しうるのである」。(中美日報、「上海繁榮の抗戰經濟への影響」)

支那は抗戰到底を遂行するためには、あくまで經濟の軸心たる法幣を維持しなければならない。しかし一方でまた日本およびその支援する新支那の經濟的壓力を排除して行かなければならない。それには法幣の價値を引下げて行く必要がある、それは當然「法幣の維持」に限度をあたへるものである。そして法幣の特殊性格はその矛盾過程の進行に特殊なる條件をあたへつつあるのである。(昭和十五年二月、中央公論)

## 第二節 最近の法幣異變

最近法幣はまた下落して一時は對英三片臺を割つた。これを法幣發生當時の對英一志二片に比較すると、五年間に随分大幅の下落を見たものである。ことに、日支事變がおこる前までは、ときに價値の變動はあつたけれど、大體において最初のレートを上下したのにすぎなかつた。したがつて、かかる大幅の下落は、日支事變後の一昨年から今年迄の短時日に起つたものである。これは大局からみて、二年半に互る敗戦と、それによる經濟的打撃の結果と言つて良いであらう。昨年の十月、法幣が四片臺に一時安定をみたとき、イ・カンは、支那が二十七ヶ月に互る間斷なき抗



戦と國家收入の大部分を喪失した現在、法幣の對英四片はその自然的水準であると言つてゐる。

しかし、事變以來の法幣の下落の歴史を見ると、それらに共通な二つの特徴が発見される。第一回の低落は、一昨年の三月に起つたもので、一志二片臺から八片臺へ落ちたのだが、恰度この時期は、北支に中國聯合準備銀行が開業した直後で文匯年刊の言葉をかりると『北支の聯合準備銀行が同銀行券をもつて換得した法幣を使用して外匯を獲得するのを防止することを目的として』、外匯の賣止と法幣の低落とを行つたのである。第二回の低落は昨年六月初旬におこり、外匯賣止によつて八片臺から七片臺へ落ちた、そしてこの時期は、中支に華興銀行が出来た直後であつた第三回の低落は昨年七月であり、これによつて法幣は七片臺から五片臺、つひに三片臺へと落下したので、この時期は、北支の中國聯合準備銀行が全面的爲替集中を實施した直後であり、外匯の賣止、法幣の低下は、當時對英六片半に對し五片半の價値しかない北支法幣が南下して法幣に代つて外貨を獲得されることを防止する意味を持つたのである。

これら前三回の外貨賣停止、法幣下落は、日本側の新銀行設立或はその積極的活動を機會としてなされてゐるのである。このことは前三回の法幣低落が、單に法幣の自然的低下でなくして、それ以外に、日本の對法幣通貨政策に對する自己防禦、或は抗日通貨對策である意識的な政治的意味をもつものたることを示すものである。そしてこれらの對策の實施は、豫じめ重慶政府と英・米との間の諒解のもとになされたのである。これが前三回の法幣異變を通じて示された一つの特徴であつた。第二の特徴は、前三回の法幣低落がいつれも輸入時期前後をねらつて行はれたこと

であり、そのことは、輸入を防止し、それによつて外貨準備の逃避をふせぎ、また一方で資材を必要とした、日本側の中支經濟工作を妨害しようとする意圖をもつたことを示してゐる。今回の法幣下落の時期をみると、新國民政府が成立し、その中央金融機關としての中央銀行の設立も間近になり、その準備工作が急速に進められてゐる。第一回、第二回の法幣下落が新銀行設立直後になされたに對して、今回は新銀行設立の直前をねらつて行はれてゐる。新中央銀行の開業による新通貨策は一方に於いて當然法幣への通貨鬭争的性質をもつものであるから、重慶政府としては前二回とは反對に今回は事前に應急策を採つたのである。これに關してはチャイナ・プレス紙も事前の對日策であると云つてゐる。また今回の時期も輸入期たる四、五、六月を控へてゐることは前三回の場合と比較して、そこに輸入防禦の目的をもつことが接測される。

## 二

重慶政府としては、一方では、法幣を維持しなければならぬが、他方では、日本及び新政府の通貨工作に對抗するために法幣價値の低下政策をとらなければならなかつた。法幣の高水準は、日本及び新政府の通貨政策の對象となつて、外貨準備が攻撃の目標とされ、その多くを喪失する危惧を感じるからである。外國爲替の賣止、法幣の下落は、さうしたコースを辿つたものであるが、かかる方法が果して矛盾なく所期の効果を收めうるであらうか。これは大に疑問である。第一に爲替賣止めが行はれたが、統制賣りはやがて開始される。全體的な爲替賣止がいつまでもつづく



はずがない。それは法幣の自殺である。統制賣が開始されれば、外貨の獲得はなされると豫定しなければならない。また上海には闇相場があつてこれを通じて外貨は獲得される。したがつて賣止をしても外貨の獲得を全く封鎖するといふことはない。第二に法幣の下落は當然物價の昂騰を呼びおこす。現に支那の物價は非常なる昂騰を見せてゐる。かかる暴騰が經濟機構を破壊して行くことは明かである。

かうした矛盾をもつに拘らず、それを冒しても法幣の低水準政策がとられて来た。そしてその結果、一志二片臺の高さから現在では三片臺にまで落下して来た。爲替相場が零になることは法幣が對外價値を失ふことだから、零と三片との間で法幣を維持しなければならぬのが法幣の現状である。アメリカの安定資金供給が最近切に報道されるのも、そしてそれが今度の低落直前になされたことは、三片と零の間に追ひ込まれた法幣の價値維持のために他ならぬことを語つてゐる。

## 三

マンチエスター・ガーディアン紙はこんなことを言つてゐる。『日支事變開始後、英國の根本的問題に關する態度には何らの疑惑なく、極東に對する我態度は變更なく、支那法幣問題に對しても、我政府の態度はあくまで強硬である。』イギリスがかかる對法幣態度をとるかぎり、今後の法幣維持にも手を引くことはなからう。今度のアメリカの乘出し説は、イギリスと默契ありや否やは別としても、ケンメラの幣制改革、棉麥借款、銀協定、對支借款等の援

支政策の歴史及び現在支那、ことに上海における米支貿易の現状（アメリカの輸入第一位）からみて、可能性があるのである。もともと法幣はその成立の歴史からしても、また法幣の支柱をなす法幣準備金爲替平衡資金からしても、またその他の法幣への間接、直接の援助からしても、英・米と密接不可離の關係をもつてゐる。今後の法幣の動向もただ支那自體のみをみただけでは、決して判るものではない。

法幣の弱體について、ジョン・アールズが三月初旬、チャイナ・ウキークリー・レビューに書いた左の一節は、プロ・チャイナの傾向を有するとしても、一應は注目して置いてよいであらう。

『重慶政府系銀行はなほ外貨及び地金銀をもつて紙幣をカバーすべき純正なる保證準備を保有し、法幣爲替レートが下落すればする程この保證準備は高くなる。が、たとへ保證準備が皆無となつたとしても、それと共に法幣が自動的に無價値となる譯でない。法幣を使用する民衆が支那に存在する限り、法幣は一種の價値を保有する。現在の法幣の價値が零に歸するまでにはなほ餘裕がある。何處かその中間に爲替レートの新しい水準が発見されるであらう。そこで相對的安定がしばらくつづくであらう』

零と三片との間に、重慶政府は英米の助をかりて、どんな安定的水準を見出すであらうか。

（昭和十五年五月、ダイヤモンド）



## 第三節 法幣の現段階

昭和十五年五月二日の法幣低落について、中國側は如何に考へてゐるかを知らる資料として、まづここに大公報所載の三つの論文を紹介し、批評してみよう。

大公報五月七日の社説は『法幣之季節波動』の題目で、この度の法幣市價の波動は驚くに足りない、夏季は輸入のもつとも旺盛な時期であり、華僑の送金の最淡的季节であり、したがつて商業循環の原理に基いて法幣もまた自然に季節的波動を免れがたい、今度の低落は例外的な原因から來てゐるのではなくしてむしろ經常的な原因からであり、だから一時的の波動があつても將來は平靖に歸するであらう、と論じてゐる。すなはち、上海法幣の騰落を決定するものは、貿易商人の外貨に對する供求である。投機の進出は法幣市價に影響をあたへるが、しかし投機家は、商業上の現貨の供需をはなれて自分の力だけで市價を左右することは出来ない、したがつて法幣市價の變動は、中國の貿易問題から推論するを要する。すなはち中國の商業上の習慣からいへば、農曆正月から六月迄は輸入が最も多く輸出が最も少ない時期であり、同時に華僑の送金は、農曆の中秋節以前は最もすくなく、中秋以後に至つて送金が盛んとな

る。この二つの原因によつて毎年國曆二月から九月迄は市場に於ける外貨に對する需求が特に盛んであり、法幣市價の波動もまたこの時期に最も多いことはここ二三年來の市場の動態の示すところである。今度の法幣の波動においては、人為的な水準が高すぎたといふことに基いたよりも、商業循環の原因に基いたものの方が多い。蓋し法幣は十四ペンスから四ペンス一二五までに下つたのであるから自然の水準は過高といふことを得ない。だから今度の法幣低落も自然の水準を再度尋求したといふよりもむしろ季節的の壓力を避けるために起つた現象である。したがつてこの季節的壓力が過ぎてしまつたら再び原來價格に復するであらう。是は將來の中國の輸出および華僑送金の數量によつて決定するのであるが、理論上は可能であると論じ、最後に結論として、『中國の客觀的經濟現狀を論ずれば、法幣の市價は早くすでに合理的水準に達してゐる。今後たとへ波動ありとしても季節の壓力に過ぎないのであつて、此壓力が過ぎたあとは隨時に再び上昇し得るであらう。中國は此有利の形勢を把握して極力輸出を奨励し華僑の送金を宣導し中國法幣の潜在力を増加すべく、同時に全國の民衆は外國商品を使用せず外貨を節約して生産に努力するならば、中國の經濟は不壞の長城であり、如何なる風波もよく搖撼し得るところではない』と論じてゐる。

要するに、今度の法幣の低落を以て季節的な波動に過ぎず、それが過ぎれば再び舊に復するであらうといふ樂觀論に終始してゐる。しかし、一昨年來の法幣低落の歴史を見るとときには、この『波動』の經過のあとは若干の反動の上昇はあるにしても、動向的にこれを見れば全體として法幣の價値は漸次低下しつつあるのであり、法幣はこの大勢を覆へす力を持つてゐないのである。したがつてこの論文においても、『理論上可能であつても將來の輸出および華僑



の送金の數量をまたなければ斷定を加へることが出来ない」と條件を附してゐることを注意しなければならない。中國の輸出および華僑の送金についてはあとで觸れることにする。

五月十日の大公報は、怎樣培養法幣的根基（如何にして法幣の基礎を培養すべきか）といふ社説を掲載してゐる。それによると、一般に法幣維持論者は常に注意を爲替平準基金の運用に注意をむける。そして法幣の波動が起れば平準基金の枯渴を原因とする。しかし平準基金の使命は市價を平衡するにあつて法幣の價値を支援するにあるのではない。換言すれば、基金の目的は法幣を一箇の自然水準に安定せしめるにあり騰落の差を過大ならしめず、外貨の無制限放出を行つて日本の外貨獲得に供するのでも決してない。如何なる場合でも基金が日本によつて獲得されることを避け基金を増加し得るのであつて決して枯渴しない。これは上海の外貨市場に對する嚴密なる検討によつて得た信念である。したがつて平準基金は治標（枝葉の問題）であつても治本ではない。法幣の治本的培養策としては、一、輸出増加二、華僑送金の吸引、三、日本の占領區域經濟機構の破壊、右の三つのうち最後の對日破壊工作を最も重要なものとしてゐる。

この社説によれば、第一の輸出増加に對しては交通の改良發展を重要視し、この交通の發展によつてのみ輸出増加が可能なりと論じてゐる。第二の華僑送金については、これを法幣支持の主要なる根幹となし、華僑の送金をもつて中國の收支を補ふのみならず、その性能は事變以來著しく變化し、たんに普通の貨幣であるのみでなく内地開發のための積極的建設資本となつた。華僑送金は今日かかる二つの使命をもつものであるが故に積極的に華僑送金を吸引してゐる。

なければならぬ、と論じ、最後の對日破壊工作に對しては、それをもつて法幣維持のための直接工作であるとし、又外國人の中國における支出は中國における一種の無形の收入であるから占領地區における日本の經濟建設を破壊してその消耗を増加せしむることは日本の經濟を脆弱ならしめるとともに中國の收入を増加せしむるものであると結論してゐる。

## 二

大公報所載の第三の論文は、顧翊羣の中國の法幣對策についての論策であつて、その譯文は國際經濟週報本年五月十八日號に掲載されてゐるからここではその主要なる點を摘記するにとどめる。この論文は、中國内地のインフレーション的傾向を指摘してゐる點で重要な意味をもつてゐる。すなはち内地の物價騰貴をもつて『中國の基本病態の表面化』であるとし、この異常物價騰貴の原因をもつて生産運輸費用の騰貴、投機家の買占、賣惜みとするが如きは枝葉末節の問題であつて、根本的な原因は通貨と物資の不平均から生ずる『擴大せる購買力』にあると斷言し、内地におけるインフレーション傾向を指摘してゐる。

筆者顧翊羣の法幣に對する意見は、法幣の安定は『すでに理論の問題でなく、事實がその必要を認めてゐる』とし法幣の根本的安定のために、一、國內物價の抑制、二、國際收支の改善を提唱してゐる。國內物價の抑制については國內物價が高ければ資金が外流して商品にかへられ、法幣價値はそのために常に壓迫をかうむることを指摘し、これ



が解決策として國內購買力の吸収、奥地資金の偏在矯正の二つを擧げてゐる。第二の國際收支の改善については、先づ中國當面の對外收支の主要項目として、一、收入項目は商品輸出、華僑送金、外國投資及借款、外國人在支各種消費、金銀輸出、二、支出項目は蔣政府內對外商品輸入、被占領區對外商品輸入、外債償還、各種對外施設費用、資金逃避とし、支出のうちで重慶政府の権力のおよび得るのは、第二の被占領區對外商品輸入以外の四項目であり、收入項目では商品輸出、華僑送金および外國投資および借款の三つであるとしてゐるが、これらの收支に對する重慶政府の制禦力は今日まで充分なる効果を發揮してゐない點を鋭く指摘してゐる。すなはち支出についていへば、この顧翊羣の計算によれば、支那の昨年の對日貿易は中國貿易總額のうちで第一位を占め、しかも輸入貿易の日本占領地區を経由するものは全國對外貿易總額の百分の八十六に達する點を指摘してゐる。このことは外貨資金が日本によつて多額に使用されてゐることを證するものである。また收入項目についていへば、第一には密輸が行はれ、第二には輸出爲替の取組が繁雜なるため輸出業者は輸入業者に轉じ、したがつて輸出が減じ輸入が増加するといふ傾向を示してゐることを指摘し、又華僑送金については、本年度の華僑送金をもつて十二億元前後と推定してゐるが、重慶政府の措置はただ華僑の外國爲替吸收に重點をおいて、それが如何に國內に流入するかの點に意を用ゐてゐない點をあげてゐる。すなはち華僑の送金は香港に集り、そこで法幣とかはり内地に行くのであるが、香港の爲替市場は中國政府系の銀行も容易にこれを制禦し難い實情にあり、故に華僑の外貨は政府銀行で取得し難い有様であると説いてゐる。又法幣に對する民衆の信用は、補助貨幣の缺乏、破損紙幣の充満、紙幣の多種類等のために「民衆に障りを感じしめて

ゐる」と論じてゐる。要するに顧翊羣は、奥地の物價騰貴をもつて中國の基本病態となし、この基本病態の治療には法幣を安定させることが絶対に必要であり、しかもこの法幣安定策は今日充分なる効果を擧げてゐないことを重慶政府側に立つ筆者が比較的正直に自白してゐる點において資料としての價値をもつものと考へる。

## 三

奥地における物價は、顧翊羣も指摘したやうに、異常に高騰してゐるらしい。たとへば重慶所得稅局の陶啓慶の發表によると（經濟叢報、四月四日號、從實業觀點論重慶市之新建設）、重慶市内の一般卸賣物價指數は事變勃發年度たる一九三七年末には九八・三であつたものが、翌三八年には一六〇に上昇し、昨三九年末には三三〇・七に更に高騰してゐる。又中央銀行の發表にかかる數字によつても、昨年の重慶卸賣物價指數は一月と八月の間の八ヶ月に一倍半の騰貴をみせてゐる。これらの物價騰貴は根本的には法幣と物資との間の比率の不公平から生じたものであり、法幣の跌價増發がこの不公平を誘發したものであると思はれる。法幣の發行高については、本年初頭公式發表をみたが、實際は五十億以上も増發されてゐるだらうとの推論が行はれ、カンも、かかるルーマーを根絶するため、發行額を發表するのが賢明だと論じてゐる。とまれ、カンさへも『自由支那の物價をみてもインフレのほか何ものでもない』と診斷してゐる。

重慶政府の對法幣政策には、一般の方策と特殊の方策とがある。一般の方策は、促進輸出、抑制輸入、華僑送金借款、平準資金等であり、ことに前記三論文がいつれも主張するやうに、輸出の増加と華僑送金とが當面緊急事とし



て必要である。しかも輸出の増加は顧翊羣の指摘するやうに密輸が行はれたり、輸出爲替取組が不便であつたりして障碍も多い上に、貿易ルートの限局によつて甚しく困難を加へつつある。たとへば一昨年と昨年との僅か一年を比較しても自由支那の輸出は、一二、四〇二磅から五、八三七磅へと半減以上の低落を見ており、輸入も一六、五四六磅から九、八三九磅へと減少してゐる。最近日本による昆明——佛印輸送路杜絶要求の實現によつて、貿易ルートはさらに狭隘化するであらう。中國は香港を利用して貿易を行ひつつあるが、いま香港の各港貿易表をみると左のごとくなつてゐる。

香港の各港への貿易(單位千香港幣)

	海防	廣州灣	澳門	緬甸
一九三六年	(出) 一七、三〇〇 (入) 二五、七〇〇 (合) 四三、〇〇〇	一〇、五六六 六、〇四三	三三、〇〇一 六、五〇一	二、五五五 五、五二一
一九三七年	(出) 二四、〇〇四 (入) 四〇、七九〇 (合) 六四、七九四	九、七五五 七、五五五	一七、三〇〇 二、〇四四	三、四七七 三、〇三三
一九三八年	(出) 三三、六〇〇 (入) 三三、九三三 (合) 六七、五三三	九、九三三 一〇、六三〇	二〇、八五〇 三、六八二	三、三三三 五、一三八
一九三九年	(出) 四三、三三三 (入) 四三、三三三 (合) 八六、六六六	二六、〇七七 一五、九九七	二六、一五七 四、八〇八	四、〇三三 九六一

この表によつて海防を中心とする佛印が中國貿易によつて如何に重要な地點をなしてゐるかを知るに足りやう。それとともに、今後残されたビルマルルートに對する關心を日本としては是非必要とするであらう。また中國の輸出は

日本の海上封鎖にもかかはらず、寧波、福州、廣州灣、九龍、漢門、雷州半島から目をかすめて行はれつつあるのであるから、それに對する監視をさらに強化することが必要であらう。また中國の貿易は、上海、澳門その他の租界を利用して大量に行はれつつあるのであるから、租界問題の一般的解決が前提となる。

華僑送金についても顧翊羣のいふやうに、政府は送金外貨を全部的に支配しうる力を持つてゐない。また法幣に換つて内地に行くとしても物資もすくなく、生産力も強くないために、反つて内地の過剰資金を増加させ、インフレを促進する危険がある。現にそのために、資金で沿岸地方に逃避し來つたものもすくなくない。

一般的な法幣對策に對して、特殊的法幣對策といふのは、對日通過抗策であり、これは日本の攻勢過程を、圓系通貨——(物資)——法幣——外貨の方式に還元し、この過程の各段階に對する破壊工作を意圖する。圓系通貨に對してはその流通に對する妨碍、物資に對しては日本物資の奥地流入抑制、中國物資の占領區域流出禁止、法幣に對しては流通量の減少、内國爲替の制限、外貨に對しては、外國爲替統制の強化等がそれであり、大公報社説の言葉をかりると『對日人佔領區經濟之破壞』である。過般の法幣低落にも多分に對日抗策の企圖を含むものであることは、チャイナ・プレス紙が、新中央銀行の法幣攻撃の機先を制するものと論じたによつても明白だ。またカンは、最近重慶政府が法幣増發政策をとり、その法幣を間斷なく上海におくりインフレ化を計りつつあることを指摘してゐるが、その點新華日報が、『今度の爲替變動により圓の在支價值も低落した、これは日本の外貨獲得工作に重大な障碍を齎すものだ。爲替變動によつて日本が重大な影響を被つたことは中國の政策の成功である』と言つてゐるのと對照して考



察さるべきであらう。(昭和十五年七月號、商工經濟)

#### 第四節 支那の對日法幣工作

事變發生の前々年末、即ち一九三五年末中國が法幣制度の成立によつて、近代的統一貨幣制度をうち立てたことは中國側の事變の遂行および繼續を今日のごとくならしめた有力な一因をなしてゐる。統一的な貨幣制度は、すべての經濟の中樞をなすからだ。したがつて、中國としてはあくまで法幣維持のために全力を傾注するであらう。法幣維持の基本條件は法幣の發行額、準備額、在外正貨、貿易及び貿易外收支、爲替平衡資金等等であるが、これらに對して中國は經濟建設、輸出獎勵、銀協定、列強よりの借款、爲替平衡委員會設置の方法によつて法幣の維持と強化とをはかりつつある。また一方では、中國は中日貨幣戰の名において法幣の防禦に全力を盡しつつある。

中國の對日通貨抗策は、被占領地區における日本、および新政府側の通貨政策に對する中國の次のやうな危惧から出發してゐる(中外經濟抜萃、本年四月一日號、匯市動態による)。

- 一、日本は銀行を設立し、銀行券を發行し、法幣とともに流通せしめ、その後法幣の流通を禁止して法幣を取得し、その法幣をもつて外貨を換得し、その外貨をもつて歐米から軍需および建設資料を購入する。
- 二、圓紙幣および軍票を流通せしめて土産を收買し、その土産を法幣にかへ、その法幣をもつて外貨を換得する。

三、占領地區内の商品市場および原料市場を支配して、そこで過剩商品又は土産品を收集してこれを中國商人に賣り、又は輸出して法幣および外貨を獲得する。

四、占領地區の税關を支配し、關税を通じて法幣を取得する。

其の他六箇の理由を擧げてゐる。これらは日本および新政府の占領地區内における、通貨政策に對する中國側の危惧と推定とに過ぎないのであるが、かかる危惧と推定に基き新政府の通貨政策に對して、猛烈なる反抗工作をつづけ來つたのであり。今後事變の進行につれて一層強化されるであらう。法幣の動向を知る爲めには、さきに述べた一般的條件のほかはこの政治的な中國側の抗日通貨闘争の本質をも知るを必要とする。

さきに述べた中國側の、日本および新政府通貨政策に對する危惧は、次の如き基本的方式の過程に還元し得るであらう。

圓系通貨↓(物資)↓法幣↓外貨。すなはち、圓系通貨は、直接に、または物資を通じて間接に、法幣に轉化し、その法幣は外貨にさらに轉化する。かかる轉化の過程は、中國側の見解によれば、中國の所有する、爲替平衡資金又は在外正貨を減少せしむることによつて法幣の基礎を危くし、他方では、日本の占領地區内における工作を速進せしめ『以華制華』を容易ならしめる。そこで、中國の對日通貨抗策はかかる基本的な轉化の各過程、すなはち圓系通貨の流通、物資の流通、法幣の流通、外貨の獲得等に對する強制的統制となつてあらはれて來る。次にこれらの各過程に對する中國側のかかる工作を二三の例によつて説明する。



## 一 圓系流通に對する妨碍

(イ) 一九三九年二月公佈の禁止行使日鈔票辦法。この辦法は八箇條よりなり、第一條においては圓系通貨は總べての地方において、一率にその收受使用を禁止すと定め第二條において、凡そ各戰區の軍隊或はその他の機關にして、もし圓系通貨を收藏、轉運或ひは行使したる者ある時は、その圓系通貨を沒收するのみならず、犯人を軍法機關に送つて徴治漢奸條令第二條の、敵國を幫助し、金融を擾亂するの罪をもつて處斷し、また利を計る目的をもつて、圓系通貨を取得したる者また同罪と規定し、第五條においては私團體、軍民等にして或ひは人、或ひは團體にして圓系通貨收藏、轉運、行使するものある時は、直にこれを軍警機關に報告すべしと定め、その報告者に對しては財政部は賞金を與へ、事情を知りて、報告をなさざるものに對しては、通敵の罪をもつて處斷すと規定してゐる。本年六月六日重慶政府は更にこの法律の強化、強行をあらためて聲明した。

(ロ) 昨年の夏發布した經濟遊撃隊辦法は、日本軍後方、すなはち占領地區内の經濟擾亂を目的とするものであるが、その第一條においては圓系通貨使用妨害を規定し、更に第五條においては新政府およびその經濟機關の破壊を定めてゐる。

(ハ) 本年四月二日重慶政府財政部は上海各同業組合に『軍票は日本の中國進出に用ゆる工具である』との理由をもつて、軍票に對するいろいろのデマを附記して上海租界内における軍票の收受使用を禁止する訓令を出してゐる。

る。

## 二 物資流通に對する制限

(イ) 日本物資の中國内地流入禁止。中國側としては、日本物資のかかる流入によつて法幣が日本側に取得されることを危惧する。

(1) 査禁敵貨條例。この條令は一九三八年十月に發布されたもので二十條よりなり、第二條においては日本物資を、日本國およびその植民地或ひは委任統治地の物資、それら區域以外の工場會社にして日本人の投資によつて經營せらるるものの物資、これら以外に日本人によつて統制および利用せらるるところの工場會社の物資、と定め第三條においてこれらの日本物資が中國内に輸入および販賣されることを一率に禁止してゐる。第十三條、第十四條、十五條に在りてはこの法律に違反する者に對する處罰を定め、最高死刑或ひは無期徒刑に處すと規定してゐる。

(2) 本年一月蔣介石は『經濟的長城』の構築を決意し、それは國內に五箇所の監視處を設けて日本製物資の輸入を監督せんとしてゐる。

(3) 本年五月重慶政府は財政部、經濟部、軍事委員會、軍法會議の代表をもつて經濟封鎖委員會を設置し、最近には戰區經濟委員會を設け日本物資の内地流入禁止に懸命の努力をなしつつある。



(ロ) 中國物資の日本占領區域への流出禁止。これらの物資が新政府の建設工作に利用せられ、日本側の手に入つて、法幣または外貨に換得されることを危惧し、それを防止せんとしてゐる。

(1) 禁運資敵物品條例。この法律は一九三八年十月に發布せられ十一條よりなり、第二條においては、凡そ國內の物品にして日本の實力を増加するに足る物資は日本およびその植民地、委任統治地、日本軍によつて控制せらるる土地に對して、輸出することを嚴禁すと定め、第六條において、この法律に反して、日本人に物資を賣りたるものにして、證據あるものは死刑又は無期徒刑に處すと定め、第九條においては、この法律を犯したるがために沒收せられたる物資は、これを傷病兵および前線將士の慰勞および難民救済に當つることを規定してゐる。

(2) さきに述べた蔣介石の企圖した經濟的長城は、日本物資の内地流入を監督するのみならず、また『法幣及び奥地物資』の流出をも監視する目的をもつてゐる。

(3) 前記の經濟遊撃隊辦法第四條では日本物資の輸入を禁止すると同時に、奸商の中國物資輸出禁止を規定してゐる。

(4) 重慶政府は現在までに六回にわたつて『敵用物資禁輸區域』を各所に設けて中國物資の占領區域内の流出を妨止してゐる。最近の第六次禁輸區域設定によつて上海もまた禁輸區域に指定せられた。

### 三 法幣流通の制限

法幣流通量を多くすることは、日本側によつて取得または利用される惧ありとし、その流通を制限せんとした。

(イ) 非常時期金融安定辦法。この法律は一九三七年八月に公布せられ七條よりなるものであり第一條において、銀行、錢莊に當座勘定を有するものに對する拂戻は、毎週その預金の五%をもつてその限度とし、金額からいへば百五十元を越える事を得ずと規定し、もつて預金引出の制限を行ひ、法幣流出をそれだけ制限した。

(ロ) 一九三九年六月第二次金融安定辦法が發布せられ、預金の引出し毎週制限額を五百元以下とした。第一次辦法よりは制限額を引あげたが、これは第一回預金引出制限によつて、取引資金の缺乏を來したがために、やむなくこれを修正したのに過ぎないのであつて、第二次辦法において引出し額を制限した趣旨は第一次と全く同じである。

(ハ) 一九三七年に匯割制度を設立し、更に翌年七月新匯割を実施したが、この匯割制度の目的とするところは、預金及び證券類の現金を禁止して振替預金の勘定に變化させた物であり、換言すれば現金による取引の代りに帳面上の取引勘定を定めたものであり、したがつて、法幣の流通量を減少せしむることを目的とした物である。この匯割制度のもとにおいては匯割の現金化(貼現すなはち割引)を原則として禁止してゐる。

(ニ) 内國爲替に對する統制(内匯統制)。その目的とする所は法幣が内地より占領區域内へ、流出することに制限を加へ、また占領區域に近き區域から法幣を吸収して、これを内地に轉送させるやうに内國爲替を統制せんとしたものである。

(1) 制限携運鈔票辦法。この法律は第一條において中國の國境から法幣を運輸する者に對して其數量、目的、行



先を財政部に届出てその許可を得ることを必要とし、旅行携帯の法幣の量を大体において二百元乃至五百元に限定した。

(2) そのほか法幣による送金の制限、奥地における小額紙幣の發行、公債の元利支拂を奥地において行ふべきこと等を定め、法幣が占領区域内にはいる事を防止してゐる。

(3) 昨年の秋には内匯辨法を發布して内地より上海への送金には送金の額を制限し、又四〇%といふ高率なる手数料を取ることによつて内地からの法幣の流出を防止し、反對に上海より内地への送金に對しては送金額に制限を附せず、また手数料を無料にすることによつて、法幣を内地に吸収せんとした。内匯審核處を設けて、これらの内國爲替統制の中心機關ならしめた。これらの制限にもかかわらずこの統制を破るものすくなく、例へば浙江海關の如きはこの統制に違反して押收せられた法幣額は十四萬元に達し、最近デリー・ニュースの報ずるところによれば旅客携帯法幣額は從來二百元乃至五百元であつたものを最近ではこれを五十元に制限した。

(4) 本年四月の參政會議で蔣介石は、上海の遊資三十億元を内地建設のための資金として、内地に移轉せしめんことを提案したが、本年五月には財政部は上海銀行同業公會をして西南西北建設を目的とする信託預金を開設せしめ、また政府系の四銀行及び民間の大銀行の預金調査を行ひ、今後預金の一定率を内地に移轉せしむべきことを通告した。

(5) 本年四月孔祥熙は上海向送金の制限を通告し、左の如く發表した。一、政府雇傭者の上海居住家族に對して行はれる送金は、今後重慶、桂林、昆明等にある中央、中國、農民、交通各銀行の支行を通じて行はれる。二、送金者の俸給の半分若くは最高二百元を超ゆることが出来ない。三、俸給收入の半分が四〇元以下の者は四〇元迄送金出来る。四、送金手数料は月一回の場合は不必要、それ以上の場合には二パーセントを要す。

#### 四 外貨收得への制限（外匯統制）

これ前記内國爲替統制に對應するもので、この外匯統制によつて日本側による外貨獲得を防止せんとするものである。

(イ) 輸入爲替統制（進口匯兌統制）。

(1) 一九三八年三月中央銀行辦理外匯請核辦法及購賣外匯請核辦法を發布し、外貨の賣出は中央銀行本店が政府所在地においてなすこととし、外貨の收得のためには申請書を提出し、中央銀行の審査を経て許可書を受けて、はじめて可能であることを規定した。その後申請外匯提供現金増訂辦法および定貨核准制度を設けて之を強化し又留學生及び學校等が外貨を申請する規則を設けて軍事國防に關係あり、目前急切のものに限つて外貨を與へることを規定した。

(2) 昨年四月には外匯審核委員會章程を發布し、之によつて外匯審核委員會を建設して外貨購買を嚴重に調査すべき事を定め更に各機關請購外匯應行注意事項を發布して申請調査を一層嚴重にした。



(ロ) 輸出爲替統制(出口外匯統制)。

(1) 輸出爲替統制のため、一九三八年四月左のごとき四つの法律を發布した。

商人運貨出口及售結外匯辦法

出口貨物應結外匯之種類及其辦法

關係機關稽查出口貨物外匯注意事項

實施「出口貨物應結外匯之種類及其辦法」

(2) これらの法律の目的とする輸出爲替統制の趣旨は、輸出爲替はすべてを外貨建とし、その輸出爲替を法定價をもつて中國銀行および交通銀行に賣却すべく、その際、實際相場との間に生じた差損に對しては政府がこれを辨償するといふにある。

(ハ) 外貨定期預金辦法(外幣定期儲蓄存款辦法) この法律は、昨年十月に發布されたもので、その内容はつぎのごとくである。

外貨定期預金。

(甲) 預金は英・米・佛その他各國の外幣をもつて預入し、期限到來せば元利ともに外幣をもつて支拂はれる。

(乙) 右の預金期限は、二年、三年、四年、五年に分たれ、利率は四分、五分、六分、七分である。

此法律の目的とするところは外貨を中國に存置せしめるにある。

(ニ) 外貨賣止。

(ホ) 法幣の價値低落。

それによつて、日本側の法幣を通じての外貨買を出来るだけすくなくせんとしたものである。

以上が、今日までなされた中國の對日法幣工作の概要であるが、これらは如何なる効果をおさめつつあるであらうか。まづ圓系通貨流通にたいする妨害は、今日のところ圓系通貨それ自體の弱體化のために流通が限られてゐる。それは圓系通貨の強化につれて、自然と解消するであらうし、新政府および日本としてはさうしなければならぬであらう。物資の流通も圓系通貨の政策如何によるところ多くそれにたいする中國人の信頼が増せば、内地の物資はあらゆる間隙を利して出廻つて來るであらう。

また中國内地の物資缺乏は、日本物資の價格如何によつて、それにたいする需要を、障碍にかかはらず、呼びおこすであらう。法幣流通にたいする制限は、多くの効果を收めてゐない。現在すでに多くの資金が續々上海等に集中しつつあるし、重慶政府の資金奥地吸收策も成功してゐない。反對に奥地の法幣は機をみて上海等に逃避しようとしてゐる。預金引出制限も、それによつて反つて、中國側取引の制限を來し、むしろ制限額の引上を要望する傾向にある。爲替統制も、上海に法幣市場が存在するかぎり、大きな効果は期待し得ない。外貨賣止めも、繼續的に行へば反つて法幣それ自身の不信をよびおこすといふ逆効果におち入る故に、外貨の流出を絶對にとめる事は出来ない。法幣の價値下落も日本側に對する打撃ばかりでなく、物價騰貴といふ形で、中國人自らも苦しまなければならぬ結果となる。



要するに、この中國側の對日通貨抗策は多少の効果をもつても中國側にたいしても、別のかたちでの打撃となるといふ點に矛盾があり、その意味から決定的な効果は收めえないが、新政府側のすべての工作が未發達であり、また租界といふ特別區域の存在があるために、無視しえない力をもつことを忘れてはならぬ。(昭和十五年八月、滿洲經濟)

## 第五章 支那の抗戰財政

### 第一節 支那戦時財政の展望

#### 一 財政建設の進展

日支事變は、基本的には、日本の大陸政策と中國の統一民族國家建設運動の發展との相剋である。この建設運動は一九一一年の辛亥革命ののち、孫逸仙によつて企圖され、それが繼承されて軍事・政治では蔣介石、財政經濟では孔祥熙、宋子文等の指導により、澎湃たる民族運動の支持をえて、擴大・發展し、日支事變勃發年度である一九三七年にはある程度の成果を收めたのである。一九三六年度の雙十節の蔣介石の記念報告たる『支那の統一と建設』中の字句をかりれば、かかる短期間における支那建設の成果は支那歴史未曾有であつたのである。

日支事變は、中國の獨立と解放とを意圖する建國運動の發展路線のうへに發生したのである。しかして中國としては、この事變によつてその建國運動を中止または斷絶することなく、反對にこの事變を利用してその建國運動に一層の拍車をかけ、それによつて劃期的な建設の躍進を計らうとしたのである。一九三八年春の抗戰建國大綱はそのプログ



ラムであり、それによつて抗戦と建國とを並進させたのである。この抗戦建國大綱は、民國十三年に孫逸仙によつて書かれた建國大綱の戦時化である。

この民族國家建設運動の経済的部面が、いふところの経済建設であり、中國の事變對策は、事變前までに發展した経済建設の成果の基礎の上に立ち、また事變中に進行しつつある経済建設工作によつて賄はれつつあるのである。かかる意味からして、事變下の中國財政の變化を知るがためには、統一民族國家運動の重要な基礎的部門たる経済建設中の財政建設を、その民族國家運動との聯關において觀察することが先づ必要であらう。

まづ租税を見る。その一は中國の關稅自主權の獲得であらう。一九二八年國民政府の北伐軍が北京を占領後、宋子文(當時財政部長)はまづアメリカに交渉して米支關稅協定を新たに締結して舊協定を破棄し、さらに十一ヶ國とも個別的に交渉を行つて新協定を結び、これらの諸協定は一九三〇年五月の日支新協定によつて效力を生じ、中國はここにはじめて關稅自主權を回復、以來、從來從價五%であつた關稅率を數度にわたつて引上げることによつて海關收入を増加させることが出來た。この關稅自主權の回復は、中國の企圖してゐる統一的民族國家への一つの重要なモメントをなしたと同時に、これによつて財政收入を増加させることが出來た。一九三七年度、中國歳入豫算をみると、關稅は三億七千萬元であり、總歳入豫算の七割七分で、歳入割合中第一位を占めてゐた。一九二九年と比較すると約一億元の増加である。かかる關稅收入の激増は、單にそれだけの收入を政府に約束するばかりでなく、それを擔保とする内外債の獲得によつて、莫大なる財的援助を中國にあたへたる基礎となりうるのであり、事實多くの内外債がそ

れを保證としてなされたのである。その二は、鹽稅が財政部統制下の鹽務稽核總署によつて統制されたことである。これによつて鹽稅收入も増加し、例へば一九三七年歳入豫算では鹽稅收入は二億三千万元で、總歳入豫算の二割三分を占め、歳入割合中關稅三割七分について第二位である。この鹽稅も、關稅と同じくそれ自體の收入のみでなく、それを擔保とする多額の内外債を吸收する基礎たる點において、中國財政にとつて大きな意義を持つのである。その三は、一九三四年の第二次全國財政會議による稅制の改革である。高秉坊によれば、『第二次全國財政會議は、ただに地方財政興革史上において重要な關鍵をなすのみならず、中國稅制改革の過程において重要な樞機をなすものである。五年來の稅制上の重要改革は、この會議をもつてその導源となさざるなし』と言つてゐる。この稅制改革の方針は左の如くである。

- 一、賦稅の系統を劃清すること。すなはち各級政府(中央、省、縣、市等等)間に賦稅の分割、配置、分類をなし、健全、完全の制度を確立する。
- 二、稅制を改革するには、先づ舊稅を整理して、苛酷なるもの煩瑣なるものを廢除し、負擔を減輕するをもつて原則とし、以て民力の舒ぶるのを期し、稅源を培養する。
- 三、稅制を改革するには良稅を創設するのを主要工作となし、直接稅を基礎とする租稅制度を奠定して、近代稅制の趨勢に適應せしめる。
- 四、健全なる稅務行政制度を樹立して、稅制を改革する工作を順次に完成して、良好なる稅制を永遠に維持する。



釐金、海岸營業稅、附物品通過稅の廢止（一九三一年）、また一九三四年以來の自治捐、建設特捐、土物出口稅、養豬捐、牛頭捐、住居捐、賭捐等の所謂苛捐雜稅の廢止、田賦の整理、印花稅の改革、一九三六年十月一日よりの所得稅の創設、中央・地方政府の稅系統の調整等は、この稅制改革の結果である。

つきに公債を見る。一九二七年、政府の手によつて債務委員會を設け、政府代表、銀行並に債券所持者代表を委員として参加せしめ、債務支拂に必要な額を同委員會に預託して債信を維持する方針を採つた。一九三二年政府は債券所持者と協議の上、内債の期限延長、利率の六分一律、内債年償還額一億元を決定した。これが第一回の公債整理であつた。なほこの改革以後國債基金委員會を設けて關稅收入八百六十萬元を基金として債信維持を計つたことも注意を要する。第二回内債整理は一九三六年二月に行はれ、從來から存在した三十三種の内債を、統一公債に借換へて十四億六千萬元を發行し、これによつて利子の輕減、債務費八千五百萬元の節約と公債の整備とを斷行した。この統一公債は六分の利率で、償還期限は十二年、十五年、十八年、二十一年、二十四年の五種に分られた。なほ同年に鐵路借款（外債）整理も行はれた。なほ公債政策について特筆するを要するのは、國民政府の南京奠都以來、蔣介石が浙江財閥と接近し、それら財閥のもつ銀行資本を公債引受に動員せしめ、それがために、これを機縁として浙江財閥が國民政府の財的支持者となつたことである。イギリスが法幣制度創設のための諸種の助力をなしたことと、浙江財閥が國民政府の財的支持者となつたことは、その後の國民政府の經濟力によつて劃期的な重要さをもち、日支事變發生後、内外とも政府支持の力が意外に強いのはこの兩者のバックによるところ多大である。『この國民政府創立當初の公債政策こそは、國民政府成育途上における、母乳ともいふべき重要政策であつたのである。後年の銀行改革も通貨改良も、また幣制改革もその成功の遠因をこの國民政府の銀行抱込みの成功に認め得るのである。これは支那の政治史および財政史において特記すべき事柄であるとともに、日本の朝野が蔣政府を相手としてその通貨策をはじめ、その他の内治外交の對策を批判しこれに對處する上において常に念頭から放してはならぬ重要事項であつたのである』（註一）

最後に通貨政策を見よう。一九三五年十一月斷行された通貨制度の改革、法幣制度の創設は、支那の財政的統一政策からみてもつと重視しなければならない。史亦聞がいふやうに（註二）、法幣制度が創設され、金融の中心が確立されたからこそ、日支事變においても抗戰繼續が可能であつたのである。この幣制改革にあつて、財政部長孔祥熙が『十八ヶ月後には國家豫算もまた收支相ひ適合せしめうるであらう』と語つたことは、財政とこの幣制改革との關係を物語るものであらう。この幣制改革と並んで、一九三五年から宋子文によつて着手された銀行の改組も注目されなければならぬ。これによつて、中國、交通銀行等の株の六割を政府所有として、これらを國立銀行化したことである。その後、中央、中國農民銀行も國立銀行となつた。この銀行の改組はその後もつづけられる筈であつたが、日支事變の勃發によつて一時中止された。一九三五、六、七年にわたるアメリカとの白銀協定の締結も、中國の財政を強化する役割を演じた（註三）。かくて、幣制の改革、銀行の改組、白銀協定の締結等は、統一的金融制度を確立し、それを通じて貿易、爲替、公債等の部面において、中國の財政制度を漸次強固ならしめつつあつたのである。

以上の敘述によつて、財政の各部門が、建設運動の流れに乗じて、日支事變勃發年度たる一九三七年までに相當な



發達をなし來つた事實は否みえない。しかし他方では一九三一年の滿洲事變、一九三二年の第一次上海事變、共産黨の討伐、一九三三年の福建革命、北支における頻々たる紛擾等々は、中國の財政に多大の負擔を課したことも事實である。

いま簡単に、事變勃發前における財政の状況をみると、收支の決算は、一九三四年までしか發表されてゐない。これによると、總収入は七四五萬圓、總支出九四一萬圓、不足一九六萬圓、その不足率二〇・八%である。不足額は、公債及び庫證、擔保借款及び庫券、立替金收入、對米棉麥借款、前年度繰越等によつて補はれてゐる。一九三五年以後は豫算のみが發表されてゐるが、事變發生年度たる一九三七年度歳出入豫算表をみると、豫算總額一、〇〇〇百萬圓であつて、歳入豫算においては關稅は三六・九%、鹽稅が二二・八五%、統稅が一七・五五%、雜收入（公債その他）が九・九三%、所得稅が二・五〇%を占めてゐる。歳出豫算では軍務費が三九・二二%、債務費が三一・四五%、建設費が七・〇%、財務費が六・九二%である。

いま、中國財政を、一九三〇年度から比較してみると、つぎの特徴がみられる。總支出、總出入とも漸次増加し來つたこと、不足額が漸減の傾向にあること、収入においては關稅、鹽稅、統稅が壓倒的であること（一九三七年度豫算では三者合計して總収入の七七・三〇%）、支出においては軍務費、債務費が過半を占めてゐること（一九三七年度豫算では兩者合計して總支出の七一・六七%）、しかし軍務費、債務費の全支出に占める割合は漸次すこしづつ減少し反對に教育費、建設費等の文化費の割合がすこしづつ増加しつあつたこと、等等である。

イ・カン氏の推算によると、事變勃發期たる一九三七年七月現在の支那の公債は、外債合計二、〇一四萬圓（内、財政部所管、一七種借款一、〇九三萬圓、鐵道部所管、三四種借款九二二萬圓）、内債二、二一九萬圓、（内、財政部所管七種、二、〇一四萬圓、鐵道部所管、十種一、四四萬圓）、内外債總計、四、一四三萬圓である。王宗培の計算によると總計約四十五億圓、内債は二分の一以上といふことである。

（註一） 吉田政治氏、最近の支那通貨事情、四五頁。

（註二） 史亦聞、日本果して能く中國法幣制度を破壊しうるか、財政評論（中國）第一卷第一期。史亦聞、同題、中美日報、一九三九年十一月七日、十日所載。

（註三） ロンドン王室國際問題研究所、英國の見た日支關係、堀江邑一譯、二三六頁。『一九三七年の白銀協定によつて、合衆國政府は金を銀と交換することを引うけた。この方法によつて、支那政府は金及び在外資金として外國爲替から成る巨額の準備をつくりえたのであつた。その額は一九三七年五月の孔財政部長の言によれば、八億萬圓（四千八百萬磅）に達することであつた。』

## 二 事變後の戦時支出

事變發生以後、重慶政府は、毎年の收支も發表しなければ（その最終は一九三四年）、また豫算をも公表してゐない（豫算發表の最終は一九三七年度）。その理由は、恐らく抗戰經濟力を秘密にするためと、各地方の淪陷による收支計算の實際上の不可能といふ事實に由るものと思はれる。したがつて、嚴密にいふならば、抗戰下の支那財政を敏



字的に正確に検討することは全く不可能である。

事變勃發年度一九三七年度の豫算額は十億元であつた。しかし事變勃發によつて實行豫算は恐らく激増したことであらう。重慶の國民通訊社の報道によると、一九三八年度の豫算は二十四億元、一九三九年度の豫算は二十八億五千萬元だといふことである。

ジョン・アラーズは最近中國財政に關する一論文において(註一)、つぎのごとき推算をなしてゐる。

國民政府の、戦費をもこめての全支出は、一九三九年度において約三十億元に達するものと推定される。この全支出を無條件に事變前の十億元の支出と比較するのは適當ではない。何故なら、現在の中央政府支出は、事變前は各省の負擔であつた多額の費用をふくむからである。しかし他方では、かつては各省収入たるべきものが、現在では多額に中央政府に入つてゐる。今年度の政府の収入は約十五億—一九三七、八年度より五億元多い——と推算される。だからこの収入によつて支出の約半分はカバーされる。今年度の不足額は約十五萬元であるわけである。この不足を補ふ残された唯一の道は、新しい公債を發行することである。一九三九年四月一日には、三億元の建設公債が發行された。また六月一日には三億元の軍需債が發行された。八月一日及び十月一日には、三億元づつの建設及び軍需公債が發行された。これで總計、十二億元に達する。アラーズの推測によれば、残る十一、十二の二箇月に更に三億元の公債を出して、合計十五億元とし、もつて一九三九年度歳入不足十五億元を補足するであらう、と言つてゐる。さて三十億元の年支出のうち戦費はどのくらいの割合を占めるであらうか。羅明和、張一凡氏の推定は毎年約十億

元前後であり、候補形と魏友業との推定は毎年約三十億元であり、李宏略(中山大學教授)は約二十億と見積り、今後の方針如何によつては二割の減少を豫定することが出来るといつてゐる(註二)。アラーズが昨年初のチャイナ・ウキークリー・レビューにのせた論文によると(註三)、毎月の支出豫算は約二億七千五百萬元であり、そのうち戦費は二億元であり、従つて一年の戦費は約二十四億元に達する勘定となる。

さて、毎年の戦費を約二十億元と中庸に見積り、この戦費二十億元をふくむ一年の支出三十億元は、アラーズによれば、その半分が公債によつて、他の半分が租税、紙幣増發、借入金その他によつて賄はれるのである。アラーズは上海發行イヴニング・ポストの財政記者であり、重慶の事情に詳しく、重慶政府にも多くを献策したといはれ、昨年六月の法幣下落についてもその一ヶ月程前からそれを豫言し、外貨賣止の前日にすでに賣止を豫報してゐる點よりみて、やや信するに足るものと考へられる。

さて、この老大な戦時支出を賄ふに當つて、事變勃發以來、如何なる具體的な租税政策が國民政府によつて採られたかを、次に略記する。

(註一) John Ahlers, *China's New Financial Measures*, The China Journal July, 1939.

(註二) 李宏略、中國戦時財政の出路、中國財政評論、第一卷第六期。

(註三) 上海大陸新報、一九四〇年一月二十一日社説。



### 三 事變後の租稅政策

戰時財政の財源捻出策としては、租稅政策、公債政策、紙幣増發政策、その他（對外借款、貿易、貿易外收入、金増産等）の政策が採られるのを普通とする。いま中國の戰時財經政策を論ずるにあつて、それを課稅、募債、發鈔、等に分別されうるが、ここでは主として課稅のみを對象とする。

一九三七年度中國の豫算によると、前記したるがごとく、稅のうちでもつとも大きな割合を占めたものは、三六九百萬元に達する關稅（一九三五年度實行豫算では三一六百萬圓）であつて、全歲入中、實に三割七分を占めてゐる。中國の關稅は、貨物進出口稅（輸入稅）、貨物出口稅（輸出稅）、船舶噸稅（船鈔、船舶稅又は船噸稅ともいはれる）、救濟（水災）附加稅、海關附加稅等の五種より成り、一九三七年十月一日からそれに轉口稅及び轉口附加稅を追加した。いま、事變開始以來の關稅收入をみると左のごとくである。

#### 事變來海關稅收入（單位千元）

	一九三七年	一九三八年	一九三九年
輸入稅	二六二、二九〇	一六〇、九四〇	二二七、六八〇
輸出稅	二九、〇七〇	一六、五三〇	一七、四二〇
轉口稅	二〇、二五〇	五五、八四〇	四六、六六〇
噸稅	三、二〇〇	二、九一〇	三、六六〇

水災附加稅	一四、五九〇	九、一八〇	一一、九五〇
海關附加稅	一四、五八〇	九、一六〇	一一、九五〇
合計	三四二、八八〇	二五四、五六〇	三三一、三二〇

一九三八年の海關收入のすくないのは、事變の影響による支那貿易全體の減少のためである。（註五參照）

#### 全支貿易總計表（單位百萬圓及千磅、海關統計表より作る。磅是は、イ・カン作製）

一九三六年	一、六四七（百萬圓）	九八、六七五（千磅）
一九三七年	一、七九二	一〇六、七七七
一九三八年	一、六四九	八六、三三七
一九三九年	二、三六〇	一〇七、三三八

さて、かかる海關收入はすべて、中國政府の歲入となつたのではない。支那の海關は、秦皇島、津海（天津）、東海（龍口及び威海衛を含む）、膠海（青島）、江海（上海）、浙海、閩海、潮海、粵海、江漢（漢口）、拱北、雷州、龍州、蒙自等があり（本論文末の統計表參照）、その大部分、しかも一流の貿易港は殆ど皇軍の手に陥ち、それらの海關收入は、昨年二月のイギリスとの協定によつて從來の滙豐銀行（英商）から我正金銀行へ移藏したので、それらは、中國の財政收入とはなつてゐない、しからは、事變來の海關收入中、どれだけの額が正金銀行に移藏されたか。

准敬伯は昨年半までに一億五千萬圓なりと推定し（註一）、アーラーズの推算は昨年半までに約二億圓なりとし（註二）、共產黨の許濬新の推定は昨年半までで三億元である（註三）、また最近の大美晚報（上海發行、華字紙）一月六日



號では、昨年の海關收入中、日本の手に入ったものは二萬七千三百九十三萬元だと言つてゐる。鐘淦恩は、その論文のなかで(註四)、次の表をかかげてゐる。

日本側支配の關稅		重慶政府支配の關稅	
一九三七年下半年淪陷區域稅收	六〇%	未淪陷區域	四〇%
一九三八年一月—五月淪陷區域稅收	五五%	未淪陷區域	四五%
十月廣東漢口失陷後	八〇%	未淪陷區域	二〇%

許滌新も、『一九三八年六月一日から一九三九年五月三十一日までの中國の海關稅收入の七〇乃至八〇%が中國から失はれた』と言つてゐる(註五)。中國財政收入の大宗であつた關稅も、事變によつてその八〇%を失つたわけで、その打撃は大である。

なほ、中國政府は、かかる關稅收入の激減の對策として、一九三七年十月一日、輸出及び移出稅則暫行章程七ヶ條を發布して、轉口稅の徵稅範圍を擴大した。これによると、民船、鐵道、公路による運輸貨物にして、統稅、煙酒稅を課せざるものに對し、海關及びその分所通過の際すべて轉口稅が課徵されることとなつた。そのために轉口稅收は、一九三八年度には前年度より約三千五百萬元の増收を見た。

事變の影響をうけたものにさらに鹽稅がある。鹽の主産地は兩淮、山東、長蘆の三區及び兩浙、兩廣、福建等の沿海地方がこれに次いでゐる。兩淮、山東、長蘆の三區の製鹽類だけで全支の過半を占め、一九三五年度では全支の六

五・八%、三六年度で四八・一四%を占めてゐる。これらの地方、および兩廣の製鹽地が淪陷によつて支那の手を離れ、これらの主要地は漸次華中鹽業、華北鹽業等の日本國策會社の經營に移りつつある。中國ではこの製鹽を稅源として鹽稅を課し、財政收支としては關稅收入について全歲入の二二・八五%を占めてゐた。事變による產鹽地の失陷のために鹽稅收入も當然減少し、最近の一支那紙の報ずるところによると、事變前には二億六千萬元(一九三七年豫算では二億三千萬元)たりしものが、昨一九三九年度では僅かその三分の一たる九千萬元に激減したといふことである。かかる產鹽の喪失を補ふために、中國は事變發生以來、失陷危險區域の鹽を内地に輸送するとともに、内地の製鹽(池鹽、井鹽、岩鹽)の產出につとめ、ことに最近では西北各省の鹽務整理に努力し、そのために西北諸省の鹽稅收入は、一九三七年度において百五十萬元、一九三八年度において、二百三十萬元にまで増加したといふことである(註六)。「政府では前線地方の鹽を後方の安全地帯へ移送・貯藏した。また奥地では諸種の方法で生産増加を圖つたのにかかはらず、『鹽稅收入としては大に減少し、民食問題として憂は決してない』程度の製鹽力しか有しなくなつた(註七)。中國政府の今後の方針としては、(一)出來るだけ鹽產を増加すること、そのためには、いまだ淪陷しない浙江、廣東、福建の増鹽に努力し、金融上の便宜を與へてそれを補助し、その製鹽を後方の安全地帯に分別貯藏せしめ、また鹽業銀行を設立して川鹽の生産を組織化せしめる。(二)從業の鹽政、稅制の積弊を打破して、戦時の鹽政制度をして戦後の新鹽法の實施に備へること、の二つを企圖してゐる。

統稅は消費稅であつて、現在中國では、捲菸(卷煙草)、火柴(マッチ)、水泥(セメント)、棉紗、麥粉、薑菸(シ



ガ一)、火酒、啤酒(麥酒)、洋酒の九種の統税がある、これらの統税は、一名貨物出廠税といはれ、工場を出るとき課税されたのであるが(就廠徵稅辦法)、これらの主要生産地たる上海はじめ諸沿海都市が失陥したために、入境第一道主管稅機關によつて課税することとした。この統稅收入は、一九三七年度豫算で、一七・五五%で、歳入中の第三位を占めた重要収入源であつたが、最近の統計は見出しえないが、重要工業區域の淪陥によつて激減したものと推定される。それを補ふために、統稅の徵收區域を擴張し、雲南、新疆、西康、青海等の所謂邊疆諸省までも徵稅區域とし、また海關兼徵查驗辦法の改訂によつて、密輸出を防止し統稅の脱離を豫防することに決定した。このほか消費稅としては菸酒稅(煙草、酒稅)がある。これは統稅のごとく工廠生産のものでなく、「人々可以自造」のもので、かかるものに對しては一九三七年の新發布にかかる、土菸土酒及煙絲稅新徵辦法によつて一律に五割増徴することとした。一種の奢侈消費稅である。

從來中國の租稅主義は、間接稅中心主義であつた。これを直接稅中心主義に改變しようとするのが、事變前からの中國の租稅方針であつた(前記、稅制改革方針參照)。その最初をなすものは、一九三六年十月一日徵稅を開始した所得稅である。所得稅は、一九三六年七月二十一日に公布された所得稅暫行條例二十八條によつたもので、この稅の對象たる所得は、第一類營利事業所得、第二類薪給(俸給)報酬所得、第三類證券存款(預金)所得である。所得稅徵收の成績は、一九三六年度決算六、四八七、二七一元であつて、豫算を超過すること一、四八七(千元)であつた。一九三七年度豫算は二五、〇〇〇、〇〇〇元(豫算の二・五〇%で歳入中第五位)であつたが、財政部所得稅主管主任の

發表によると、事變中にもかかはらず、一九、一一六、三七〇元であつたと言はれる(註八)。その後の年度の成績は明瞭ではないが、崔敬伯のいふやうに、『抗戰開始後、工商各業とも甚大なる破壊をうけ、營業所得は散々に打撃を蒙り、公務人員は機關の撤廢、合併、並に人員の分散により俸給の引下も行はれたので、稅源に著しい影響を及ぼした』ことは疑のないところであり、従つて所得稅收入も大なる減收をみたことと推定される。そのために、所得稅徵收機關を、寧夏、新疆、西康、青海等の奥地にまで設置して、銳意徵收に努力してゐる。

事變中に、直接稅系に屬するものとして、遺產稅と過分利得稅との二稅が創辨された。

遺產稅は、一九三八年十月四日公布された遺產稅暫行條例(二四條)によるもので、それが實施は別令をもつて公布される筈のところ、一九四〇年一月六日遺產相續稅條令が發表された。これによると、課稅される財産は、中國領土内に死藏されてゐるもの、中國及外國における故人所有の財産であり、遺產稅の對象は、動産、不動産、價値を有する商品及び利子であり、五千元以下は免稅となる。稅率は一萬元以下一%、一十萬元以上五〇%であり、戰傷死軍人の財産、教育、文化、慈善、公共福祉のために寄附された財産は、五十萬元以上ならざるものは免稅される。遺產相續者は十日以内に相續稅局に申告するを要する(重慶一月六日ルーター電)。

過分利得稅は、一九三八年十月二十八日公布された非常時期過分利得稅條例(一七條)によるもので、所得稅以外に加徵せられるものである。これによると、營利事業においてその利得が資本額の一五%を超過するもの、租賃に對しては利得が財産價格の一五%を超過するものについて課せられる。さらに、一九三九年七月六日修正條例が公布



された。

一九三七年十月十一日公布實施された印花稅（印紙稅）の改革は、現行印花稅法による第十六條稅率表第一目乃至第三五〇目による規定の稅を一律に倍加したものである。

以上が、事變下における租稅政策の概要である。これを綜論するに、事變の勃發のために、中國租稅の稅源は事變によつて甚しく稅源たるの價値を喪失し、ことに直接稅中心主義によらず、間接稅中心主義の上に立つ中國財政體系は、事變による關稅、鹽稅、統稅の莫大なる減收によつて多大の損害をうけたことは疑のない事實である。その減收を補給せんとして採つた戦時稅政策としては、舊稅の改訂、加徴、舊稅徵稅範圍の擴張、および租稅體系の改變および稅務行政の改革等である。稅務行政の改革としては、公庫の設定および財務人員訓練所の創立である。公庫は一九三八年六月發布の公庫法によつたもので、これによつて國庫、省庫、市庫、縣庫等を設立し、政府のために現金、票據證券及びその他財物を經管せしめるもので、一つの徵稅機能をも有するものである。財務人員訓練所は中央直接稅務人員を訓練するもので、その目的とするところは、新人材は以て新稅を辨理し、新銳の幹部を推動し、稅制の鞏固なる基礎を速に奠するにある。なほこれらの戦時對策のほか、最近（一九四〇年一月）「各省戰區及び戰區に接近する地方の統稅、礦產稅、煙酒稅に關し、地方の狀況を考慮し、區域を指定し省政府をして當分代徴すること」を定めた各稅代徴辦法の公布なども注目すべきものであらう。

しかしながら、稅源の培養、社會の靜平を前提條件とする租稅のごときは、敗戰、動搖のもとにおいては、如何な

る對策を講ずるも、すぐにその效果を期待することは殆ど不可能であらう。

財政部長孔祥熙は、昭和十五年一月一日の新聞報に、民國二十八年度（一九三九年度）の戦時財政と題して一文を寄せてゐるが、その中の一節を左に摘記する（註九）。

『中國の戦時租稅は、普遍的に民衆の負擔を加重せしめてゐないのである。即ち若し新稅を創設するにしても遺產稅とか過分利得稅の如きものを第一義に置き、公平にして民衆を混亂に陥らしめざる事を原則とし、戰區及び戰區に接近し事變の影響を被れる地方の者には可能なる範圍において課稅の減免を行つてゐるが、これは凡て國計と民生との二つを共に顧慮した結果に外ならぬのである。凡そ力ある者には力を盡さしめ、力なき者はこれを憐み以てその生活を維持せしめ、その生産力を培養して國家の經濟力たらしめ、これを衰微せしめずして發展を續くるやう努め以て長期抗戰と共に建國の要求に適應するが如くしなければならぬ。これが中國の抗戰以來の財政政策の主旨であることの特にこの機會にお知らせする次第である。而してこの種の政策の各實踐狀況を見るに、後方に遷移された工場は凡て直接戰爭の損害を被つたものであるから過分利得稅を免除したる外、これに援助を與へてゐる。又爲替を取組む輸出品に對しては一切輸出稅を免除して輸出を奨励して居り、凡て後方建設に關係あるもの及び軍需品の輸出に對してはこれを區別して輸入稅を減免して生産を扶助し且つ抗戰を容易ならしめてゐる一方奢侈品及び非必需品の輸入禁止を斷行し、以て一般物資の節約、外國爲替の消費節約を提唱してゐるが更に又輸入禁止品以外の必需品の輸入稅は概ね現行稅率の三分の一に減じ民衆の負擔を輕減せしめてゐる。最近中國物資の移入に



對して免税品目表を公布したが、民國二十九年一月一日から實施し、國內貿易に盛んに提唱してゐるのである。かくては、中國の稅收はますます著減せざるを得ない。最近の一支那紙の報ずるところによると、昨年度の各稅收入は總計三億元足らずであり、事變前より六、七億元の減收だといふのも過大ではないであらう。そこで支那が、今後とも抗戰を繼續するにおいては、租稅以外の戰費調達をなさなくてはならぬであらう。公債、發鈔、外債、華僑送金その他が、そこで重要な使命を帯びることを餘儀なくされるのである。(昭和十五年三月 國際經濟研究)

(註一) 崔敬伯、黨政府の戰時財政、大陸新報、本年二月三日號。

(註二) John Ahlers, Japanese seizure of and use over \$ 200,000,000 in Customs Funds. The China-Weekly Review, June 10, 1938.

(註三) 許濬新、民國二十八年に於ける支那經濟の動態、一月二、三日、新華日報所載、東亞情報三五三號による。

(註四) 鍾淦恩、我國現行間接稅之檢討、財政評論第二卷第二期

(註五) 許濬新、前掲論文。なほ支那貿易も事變によつてその八〇パーセントを失つた。(本書、抗戰下の支那貿易參照)

(註六) 王宗培、事變前後の中國財政金融、金融導報、第一卷第一期。

(註七) 崔敬伯、前掲論文。

(註八) 王宗培、前掲論文。

(註九) 孔祥熙、東亞情報、三五二號による。

附錄 各關關稅收入表

	一九三七年	一九三八年	一九三七年	一九三八年
天津	三三,三九九,二六・五三元	五,四四三,九八四・二元	瓊州	一,九三三,〇九九・二二
膠州	二四,三六五,九二・一八	八,八六九,七三三・六	北海	六六六,六七〇・三二
重慶	三,八九三,三三六・三六	三,二八〇,〇〇一・六	龍州	五,四九二,六四
漢口	二五,八二六,六七・七五	八,二二三,六一・三三	蒙自	三,〇八,三三三・五〇
九江	六,六八四,三三三・八四	四二八,一四六・三五	思茅	一八,七八八・六七
蕪湖	四,五〇九,六九・二二	三六・八〇	騰越	三〇四,六五九・〇一
南京	四,〇三八,七三二・〇〇			五三三,七〇三・四六
上海	一四二,一〇六,七〇・八八	八四,九三三,六五〇・四五		
溫州	九,九八・〇三	三,〇六,九一八・〇三		
福州	三,五九一,六八〇・二二	五,四〇六,〇八五・九七		
廈門	五,三〇〇,〇八九・八五	二,六六五,二五四・三一		
汕頭	八,九四一,九四八・九一	九,六二七,二七五・八三		
廣州	二二,八五一,〇六三・四一	一九,五四七,六五九・七九		
九龍	一六,四七六,九二・三〇	三,八四一,六九五・五六		
扶北	一,五三二,五五〇・九七	一,六一七,〇二二・七〇		
梧州	三,三〇八,一三〇・〇三	四,四〇九,九七二・五七		
南寧	三〇七,五三三・九一	五七一,二七八・三九		
雷州	六八一,二四七・二二	一,九八二,七九三・二二		

註、本表は重要な Customs のみを摘記した



## 第二節 抗戰支那の公債政策

### 一 租税と公債

支那は今日どれほどの財政でこの大規模な長期の抗戰を繼續してゐるのであらうか。一九三七年度の民國歲出入豫算を發表しただけで、事變に入つてからは、豫算も決算も公表してはゐない。これは、抗戰力の内容を秘密にするためにもよるが、また他面では事變後の各地の失陥と混亂とのために、豫め豫算を組んだり、計畫的な支出をすることが、事實上不可能だからである。だから抗戰財政の内容を正確に知ることは困難である。

國立中山大學教授の李宏略は、中國戦時財政の出路といふ論文（財政評論、第一卷第六期）のなかでつぎのやうに言つてゐる。中國の戦費總額は政府は發表しない。學者の推算も相距たること甚しい、たとへば、如羅明と張一凡兩氏は年十億元前後だと推計し、侯樹彤と魏友棠兩氏の推算は三十億元以上である。我々は強ひて折衷的計算によつて抗戰第一期（漢口陥落前）の戦争支出を約二十億元と假定し、第二期の戦費は、二割減少して十六億と推計する。その理由は、第二期戦は陣地戦よりも運動戦を、正規戦よりも遊撃戦を重視し従つて軍火の消耗もすくなく、また財政の徹底的改革と政治上の官僚主義とを根絶することによつて、從來の浪費を防止しうるからである。

ジョン・アールラズは、チャイナ・ジャーナル（昨年七月號）の一論文（支那の新財政手段）のなかで、すべての戦費をもこめて、昨一九三九年度の支那の總支出を三十餘億元とみつもりそのうち戦費を毎月二億元と推計してゐる。

さて問題は、この二十億乃至三十億の費用を如何にして捻出するか、である。いま、一九三四年度の決算（これが今日に至るまでに公表された最後の決算）によると、收入總計九億七千百萬圓のうち、税項收入は七億四千四百萬圓で、收入の約七割七分である。また事變勃發年度の一九三七年度の豫算では、歳入總額は十億元であり、そのうち純粹税收入はその約八割四分を占めてゐる。だから、事變前の支那の財政は、その大部分を税收入によつて充當してゐたのである。これに反して債券借款收入は、たとへば一九三四年の決算において僅か二割餘であるがごとく、税收入に比すると、全財政に占める率は相對的にすくなかつたのである。

ところが、この税主債従の事變前の支那財政の比重が事變によつていちぢるしく變化して、今日ではむしろ反對の現象をしめし來つたのである。

その重大な理由は、税收入が事變の進行につれて激減したからである。税收入のうちでも歳入に大きな役割をなしてゐたものは、關稅（三六・九〇％）、鹽稅（二一・八五％）、統稅（一七・五五％）の三者であり、この三者だけで歳入總額の七七・三〇％を占めてゐた。けれども「一九三八年六月一日から一九三九年五月三十一日までの中國の海關稅收入の七〇乃至八〇％を失つてしまつた。この税收入はすべて横濱正金銀行の關稅基金となつたが、その額は一九三九年末までには三億元に達する」（新華日報、許濬新論文）。鹽稅も製鹽區の淪陥と混亂によつて減少し、一支那紙



によると、昨年の鹽稅は九千萬円で、事變前の三分の一に激減した。統稅も重要生産地區の失陥によつてその大半を喪失した。これに對して、新稅の徵收、舊稅の増徴、收稅範圍の擴張、稅務の改革等の政策を行ひ、失稅の補填に努力しつつあるが、元來租稅の本質として政治の靜平、多年の稅源の培養が必要なのであるから、今日急速に稅收入を増加させることは困難である。

鐘淦恩は支那の稅制の不合理制をつぎのやうに指摘してゐる（我國現行間接稅制の檢討、財政評論、第二卷第二期）。

一、支那の租稅制度は間接稅たる關・鹽・統の三稅で總稅收の百分の六七を占めてゐる。若し煙酒稅を加へると百分の八九以上となる。直接稅は、これに反して、一九三六年度の豫算では僅に〇・五%、三七年度豫算では五%前後である。これを英米等の稅制と比較すれば、その差、天壤もただならず。もとより支那は商工業の落後的國家であり、富裕なる者は國庫に對して比較的輕微なる稅を納め、國庫の負擔は全部消費者がこれを負ひ、これ甚しく公平の原則に反するもので、戰時においては速に直接稅の系統を樹立すべきである。

二、海關は多く海岸に設けられ、鹽産も亦濱海各省に多い。統稅の收入は、僅かなる經濟繁榮の大都市に多い。従つて一度戰時となり、沿海の各省、經濟精華の區、十分の九が淪陥して國家の稅收は莫大なる打撃を受けた。支那の租稅制度は戰時の需要に適合しない。

三、財政政策の原則の方面から觀察すれば、關、鹽、統の三稅は、弾力性を缺如して戰時の増稅の條件に適しない

四、國民經濟の原則の方面から觀察すれば、租稅の客體は、選擇個人の支出であつて、即ち個人の消費的事實であ

り、租稅の主體についていへば、擔稅者を以て納稅者としてゐない。

五、公平の原則から觀察すれば、國民の納稅能力に適應することが出来ない。

支那稅制のかかる特性は、今次の事變によつてその缺陷を暴露した。だから稅制そのものの體系を革變しなければ稅收入によつて戰時財政を確立することは出来ない。

そこで、稅主債從であつた支那財政は、事變の繼續によつて變質せざるを得なくなり、公債政策の役割が加重しきたり、反對に債主稅從の傾向となり來つた。工業的先進國家でも、戰爭が長期となり、戰費の調達急速を要するとなれば、募債政策に移行するのが常であるから、支那の如く稅制の歴史も淺く、國家の統一も完全でなく、しかも戰爭が自國領土内で行はれ、敗戦相次ぎ、經濟的中心地が失陥した場合、租稅制度に倚賴しえられなくなり、公債政策に走らざるを得なくなるのは當然である。元來支那は、建國運動の一目標として、從來の募債偏向主義の變態財政（債務費が全歳出の三三%を占めてゐた）から、稅中心の近代的財政システムに進むべく努力しつつあつたのである。一九二七年南京政府成立以來、一途その方針を堅持し、たびたび租稅改革を行ひ、殊に一九三四年の第二次全國財政會議は、支那の財政史上劃期的な租稅革新の方策を決議し、賦稅の系統を劃清し、稅制を改革して舊稅の整理、苛稅の廢止、良稅の創辦、健全なる稅務行政制度の樹立を目的として實行に着手しつつあつたのであるが、その過程において事變に遭遇し、未だ不完全なる租稅制度をもつてしては戰時財政の量と急に應じえざることを暴露したのである。

アラーズの前掲論文によると、一九三九年度の總費用三十億元のうち、半分の十五億元は募債により、残り十五



億元は税その他によつて調達してゐるが、最近の支那紙の報するところによると、税収入は五、六億元と報じられてゐるから、その不足は募債か、借款か、その他の方法によらなければならなかつたはずである。それにしても、公債が歳入の半分以上を賄はなければならなかつたことは事變前の豫算の税主方針からみると大きな變化である。前記の李宏略教授も、今後は募債をもつて戦時財政の主要手段とすることは普議すべき點なしであるが、問題は、如何にしてこの募債政策を推進し、よくその艱鉅の任務を完成しうるか、にあると論じてゐる。今後抗戦のつづくかぎり公債のもつ役割は漸次廣大となつてくるであらう。

## 二 抗戦以來の公債

事變勃發當時、支那の公債は、イ・カンの計算によると、内債（財政部及鐵道部所管）は總計二十一億二千八百萬元、外債（財政部及鐵道部所管）は總計二十億千四百萬元、兩者の合計は四十一億四千二百萬元の巨額に達してゐた。そして債務費は三億二千五百萬圓で、歳出の三二・四五を占めてゐた。

事變勃發以來、どれだけの募債がなされたか。いま、ここに、最近の週報（三月六日號）の『蔣政權の經濟力』なる一文から引用すると、

『事變以來蔣政權は總額三十三億四千萬圓に達する内外債を發行してゐる。すなはち民國二十六年に救國公債五億元、二十七年に賑災公債一億元及び國防公債五億元、二十八年には建設及び軍需公債各六億元、以上内債合計二十

三億元、外債債としては民國二十七年に金公債（一億關金單位、一千萬磅、五千萬米弗）法貨換算十億四千萬元を發行した。』

この計算は、公表のものとして大體一般に一致してゐる額である。ただ外債債の換算率を法定率にしたのと、市中相場率にしたのとでは約五億元の差がある。例へば崔敬伯はその論文『我國財政の檢討』のなかでは、法定率で外債を換算して、内外債の總額を合計二十八億八千餘萬元としてゐる。

しかし昨年八月二十七日の申報および八月二十九日のチャイナ・プレス紙（共に上海發行）には重慶通訊として、在重慶の某財政専門家の研究による調査が發表されてゐる。それによると、事變以來の支那公債發行額は次の通りである。

(甲) 中央發行の内債	
1 一九三七年十月	救國公債 五〇〇,〇〇〇千元
2 一九三七年十一月	整理廣東金融公債 一七,〇〇〇千元
3 一九三八年五月	金公債、關金 一〇〇,〇〇〇千兩
4 一九三八年五月	米金 五〇,〇〇〇千米弗
5	英金 一〇,〇〇〇千磅
6 一九三八年五月	國防公債 五〇〇,〇〇〇千元
7 一九三八年七月	賑濟公債 一〇〇,〇〇〇千元



8	一九三九年四月	建設公債	六〇〇,〇〇〇千元
9	一九三九年六月、十月	軍需公債	六〇〇,〇〇〇千元
(乙) 中央締結の外債			
1	一九三八年五月	(佛) 鐵路借款	一五〇,〇〇〇千法
2	一九三八年五月	(英) 鐵路借款	一〇〇,〇〇〇千磅
3	一九三八年	(露) 易貨借款	一〇〇,〇〇〇千米弗
4	一九三八年	(英) 借 款	五〇〇千磅
5	一九三八年十二月	(米) 借 款	二五,〇〇〇千米弗
6	一九三九年	(米) 第二回借款	一二,〇〇〇千米弗
(丙) 地方發行 of 公債			
1	一九三七年八月	湖北省建設公債	五,〇〇〇千元
2	一九三七年十一月	山東省整頓土地公債	五〇〇千元
3	一九三七年十一月	安徽省完成公路公債	二,〇〇〇千元
4	一九三八年三月	廣東國防公債	一五,〇〇〇千元
5	一九三八年七月	湖南省建設公債	一八,〇〇〇千元
6	一九三八年七月	甘肅省建設公債	二,〇〇〇千元
7	〃	湖南省六厘公債	五,〇〇〇千元
8	〃	福建省建設公債	八,〇〇〇千元

9	〃	浙江省六厘公債	一〇,〇〇〇千元
10	一九三八年十月	陝西省建設公債	八,〇〇〇千元
11	一九三九年一月	廣東省短期庫券	四,〇〇〇千元
12	一九三九年四月	江蘇省整理公債	八,〇〇〇千元
13	一九三九年五月	廣西省六厘公債	八,〇〇〇千元

右内債のうち救國公債の目的とする所は、『人民を鼓勵し、財力を集中し、救國の費用にあてんがため』、『修正救國公債條例第一條』であり、金公債は、『金類、外幣、外匯、有價證券を收換して救國の費用に充てんがため』、『民國二十七年金公債條例第一條』であり、國防公債は、『抗戰軍需を調達するため』、『民國二十七年國防公債條例第一條』である。また、『難民を救済し、生産事業を擴充するため』、『民國二十七年賑濟條例第一條』に賑濟公債を發行し、建設公債は經濟建設の目的をもつて、軍需公債は軍需調達のために、それぞれ發行を見たものである。

なほ、ここに特に注意を要することは、外債であつて、この點は、公表以外になされたものが、多く存在すると推しえられることである。李宏略教授は、根據があり、しかも發表されない外債として、例へば一九三七年八月の英支借款(孔祥熙が英國滞在中協定したもの)二千萬磅、一九三七年八月の佛支借款(同じく孔祥熙在佛中協定)二億法、同じくチエツコとの一千万磅の商業信用借款、瑞と和蘭との間の借款のごときを擧げて、これらは官方資料が公表されないから、正確なる計算は出來ないが、銀行週報の所載によると抗戰の初期においての獲得外債は、一億三千



萬磅、國幣で二十一億四千五百萬元に達する、しかもこの外債には、支那に對して抗戰初期から援助したソヴィエツト聯邦を包含してゐないから、これを包括すれば外債は非常に鉅額になるであらう、と言つてゐる。

これらのほかに、一九三八年二月の米支一億六千萬弗新借款（孔祥熙と香港米國銀行團）、八月の佛支鐵道借款、一九三九年二月の英の三百萬磅新借款、八月の英支クレヂイットの擴張等の報もあり、最近では支蘇の無利子、無擔保の二千五百萬ルーヴルの借款密約、軍用資材供給の佛支密約等の説もあり、そのうちどれだけが實現したかは不明であるが、抗戰の後期においても、外債協定が秘密裡に締結せられつつあることは否定しえない。

かかる内外債のうち、未償還分として、本年一月一日現在、存在する額は、イ・カンの計算によると、内債においては、財政部の内債未償還額は三十九億八千七百八十一萬元であり、地方の稅收を擔保とし、中央政府が保證せる内債未償還額は一億七千八百七十萬元で、結局國民政府の本年一月一日現在の内債未償還額は四十一億六千六百五十一萬元に達し、昨年一月一日現在の内債未償還額三十億二千六百九十一萬元に對して、約十一萬元の増加である。又本年一月現在の外債未償還額は次の如くである。（財政部所管）。

關稅擔保	二三、八五〇、五六九磅
	二二、九六五、五五〇米弗
鹽稅擔保	一六、三二〇、一七一磅
	六一、五〇五、五〇〇米弗

其他擔保

	四五、四七八、四〇〇圓
	六、八六六、〇四六磅

合 計	一一、〇〇〇、〇〇〇米弗
	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇フラン
	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇海關金
	四七、〇三六、七八六磅
	九五、五七一、〇五〇米弗
	四五、四七八、四〇〇圓
	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇フラン
	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇海關金

### 三 公債の消化

申報の報ずる所によると、内債のうちで一般人民から募集したものは、抗戰の初期に發行した救國公債一種だけであり、且つ募集しても定額に達せず、大多數の内債はみな國家銀行の引受けによつてゐる。

又李宏略によれば、一九三七年發行した五億元の救國公債は、その性質は元來自由公債ではあるが、其の消化過程において、未消化の爲めに強迫公債に轉じた事を指摘してゐる。



アーラーズのチャイナ・ジャーナルに寄せた論文によると昨年の四月及び六月に発行された新公債は、全部が諸銀行の引受けであつて、新内債の一般民衆への賣出額はごく僅かであつた。その理由の一つは公債投資の爲めの人民の資力が消耗されたからであり、今一つは支那の公債償還政策の不安の爲めである。昨年是一般民衆で公債を手放すものがかなり増加した。

孔祥熙ですら事變の勃發から昨年六月までに發行された公債十九億元のうち、銀行殊に國家銀行所有の額は十四億元であり、一般民衆は僅か五億元を有するに過ぎない、といつてゐる。

これらの事から考へると、公債の大部分は國家銀行の手に止つて、一般民衆が公債消化の爲めに盡す役割は非常にすくないといはなければならぬ。しかも抗戰の長期化につれて、アーラーズの指摘したやうに、一般民衆の資力がへり、公債に對する不安が増加したが爲めに民衆の公債買入れがへり、その手持公債の賣放ちが増加しつつあることは支那公債政策の將來に一つ不安を與へるものである。財政部長孔祥熙自身も、本年一月一日の新聞報紙上で、民國二十八年の戦時財政を論ずる一文のなかで、『中國は農業國であるから流動資金がすくなく、かつ國民の富力が低度にあるために、たとへ大量の公債を發行しても、容易に消化されずに、かへつて弊害を惹きおこしやすい』と言つてゐるほどである。

前にも述べたやうに、租税収入は淪陥によつて激減して、それにかはつて公債政策が、戦時財政を賄ふうへに重大な任務を負荷されたのであり、事實抗戰開始以來多くの公債が發行されたのであるが、今後この主債主義を繼續して

行くがためには、消化力の問題のほかに、公債の信用を維持し、高めて行かなくてはならない。所謂債信問題がこれであり、それがために支那は孔祥熙のいふやうに、『最近數年來公債の信用維持に全力をつくし來つた』のである。

債信を維持するがためには、公債の元利償還を正確にすることが必要であり、それがためには、償還計畫の確立と償還擔保を期さなくてはならない。一九三二年に、國債基金管理委員會を設け、擔保よりの一定の収入をそこに管理して、償還事務を専任せしめたのも、もつぱら債信を維持せんがためであつた。

しかし支那の公債の擔保の大部分を、占めてゐた關稅の十分の八、鹽稅の三分の一は、事變によつて喪失してしまつた。このことは、債信にとつては重大なる問題である。

そこで支那政府は、一九三九年一月十五日關稅擔保支拂停止聲明を發して、關稅擔保公債の支拂を中止した。政府の聲明は、『國府償還債務に對し、從來、期限通り履行し來つたが、特に海關擔保の各債に對しては未だ支拂を怠りたる事なく、天災人禍及び世界經濟恐慌によつて稅收が減少せる場合においても國府は信用の維持、債權者の利益保護の見地より巨額の金員を立替へ期限の如く支拂ひ來れり。然るに今事變勃發するや日本は戰區内にある各海關を接收、海關擔保債務の稅收を全部日本銀行に預金せしめるに至れり。斯くて戰區各海關に割當てられし償還金にして未だ送付し來らざるものに對する國府よりの立替金にして中央銀行へ貸越しとなりしもの既に一億七千五百萬元の巨額に達せり。政府はかかる情勢の下においては正當の措置を採らざるを得ず。故に總稅務司が最近、從來通り立替償還債辦法を請求し來たりしに對しこれを許可せず、同時に各海關にその貯蓄せる稅收の中より割當てられし額を送付す



る可く命令せり。今後海關擔保の各種長期債務にして凡そ戦前に契約し而もなほ完済しおらざるものに對しては、戰區外の各海關の稅收を比例に應じて數額を割當て期限毎に中央銀行に納付せしめこれを別に貯蓄する事とせり」(中支經濟研究所譯による)。

又一九三九年財政部長孔祥熙は、「鹽稅を以つて擔保とする公債も本年一月十五日に發表した關稅擔保公債辦法により同様に取扱はれる。しかしこの辦法は止むを得ざる便法であつて近く現在の長期抗戰及び支那財政經濟原則のもとに適當なる方法を講じて支那の債信を維持するつもりである」との談話を發表して鹽稅擔保公債に對しても關稅擔保公債と同様の處置をとつた。

其の他、或は元利の支拂停止を行ひ、或は元金の支拂は停止するが利子は支拂ひ、或は匯割を以つて支拂ひ、或は分割拂ひを以て支拂ひ、或は重慶にて支拂ふ、とかといふ種々の方法を講じて債信の維持を講じてゐるが、もし王宗培のいふやうにかかる區々たる方法を統一して組織的な戰時公債償還政策が決定されたならば、債信喪失の危機はこれを延すことが不可能ではないであらう。

#### 四 今後の公債政策

孔祥熙のいふやうに、國內の公債消化力は少いにしても、對外借款をうるがために支那政府は債信維持に汲々たる努力をしてゐる。そして事實において、さきに指摘したやうに、外國からの財的援助は、表面にあらはれた以外に、

秘密のものが非常に多く、これがおそらく支那の財力を今日において支へる一つの大きな力をしてゐると推測される。しかし、在來公債の重要擔保を形成してゐた稅收入の激減は明白なる事實であるから、今後の外債の擔保は、變化するであらう。そして今後は、鐵道とか、資源とか、土地とか、利權とかといふものが擔保となるであらう。このことは稅收入を擔保とするといふ正確な經濟的條件のうへにたつ外債から、もつと政治的な條件のうへにたつ外債へと移行して行くであらう。その徵候は今日においても推知しえられる。またすでに、無利子、無擔保といふ純政治的な借款形態さへもが、みられるに至つてゐるのである。雲南その他奥地の土地を割讓することによつて借款を獲得するといふ報道ももたらされてゐる。

一九三六年に、統一國家運動への一步前進としてなされた公債統一の改革をなした支那は、事變によつて、今また一つの大きな試練の前に立たせられてゐるのである。(昭和十五年四月 公論)

### 第三節 最近支那財政の諸問題

#### 一 雜幣の増發

共產黨の許滌新の論文によると、事變前から昨年六月までの二十四ヶ月間における法幣の發行増發額は十億元であ



り、ことし二月二十八日香港で開催された香上銀行株主總會における取締役會長シールドの演説によると、過去十八ヶ月間における發券高は十三億元である。さらに本年二月重慶發行準備委員會の發表による昨年十二月三十一日現在の法幣發行總額三十一億元を、昨年六月發表の二十六億元に比すると、僅か六ヶ月間に五億元の増發となつてゐる。これをみると、最近にいたるほど、増嵩の速度が速くなつてゐる。しかし之らの數字は、支那の當局の「公式」發表であるから、どこまで信を置くに足りるか明かでない。上海財界の推計では、法幣發行總額を五十億元内外としてゐる。崔敬伯は昨年六月の發行高と現金準備との比例は四四%であり健全であると自賛し、孔祥熙も本年一月一日發表の民國二十八年度（一九三九年）の戰時財政といふ論文のなかで「中國の通貨發行高は飽和點を超過せざるのみかむしろ反對に飽和點以下にある」と言つてゐる。しかし、前中央銀行副總理、現交通部長張公權が公表してゐることく中國のごとき貧困なる國家が長期戰を維持するには、通貨及び信用の膨脹政策によるほかはないのであるから、戰費調達法として紙幣増發政策が行はれてゐることは想像にかたくない。重慶はじめ奥地の物價暴騰はその一證左であらう。

二月二十六日の中華日報の經濟週刊に、弓盈が「重慶今後の財源に對する唯一の方法」と題して、紙幣増發に關連する雜紙幣政策を指摘してゐる。それによると、重慶政府は、租稅收入、公債政策にはすでに期待しえられず、また紙幣の増發もある限度に達してゐることのために最近殘された唯一の方法として雜幣の増發をはじめた點を摘發してゐる。この雜幣には小額幣券、地方券が考へられる。

弓盈によると、小額幣券は、(一)支那の法幣制度を援助してゐるイギリス、アメリカの諒解を求めずしても隨意に濫發することが出来る。(二)この小額幣券は外國爲替を購買しないのであるから爲替基金に影響なく一種の不兌換の流通券である。(三)内地に普遍的に流通し、流通並に回收が比較的容易なること。(四)占領地區に行はれてゐる華興銀行券、日本軍票、新中央銀行券等に對抗する爲め的手段となり得る。といふ四つの點を重慶政府は強調してこの小額幣券増發の理由としてゐる。今年二月一日重慶政府財政部は小額幣券推行實施辦法五條を發表した。この辦法は

- 一、中國、中央、交通、中農四行の各地の支分店は、政府の命令によつて小額幣券を極力流通せしめてすくなくとも各地の需要に應ずるやうにすべきである。その幣券の流通、在庫數額は毎月財政部に報告すること。
- 二、運送費、交通器具節約の爲めに幣券の配運は四行聯合辦事處總處によつて集中辦理さるべく、法幣を運送する時にはすくなくとも小額幣券百分の十を含むべし。
- 三、軍の經費支拂に當つては、財政部規定の比例に従つて百分の十の小額幣券を含むべく、各軍隊の主計はこれを受け取ること拒絶することを得ず。
- 四、各機關經費の支拂、工場、公司、商店等の俸給及び工賃の支拂、農、鑛、工、商業等への貸付の場合において、すくなくとも百分の十の小額幣券を含ませしめること。
- 五、前線、戰區地方に小額紙幣を運輸する場合には財政部に申請して後方勤務部をして責任をもつて代運せしむべし。



右の五條から成り、この小額幣券の發行、流通、監督の權は四行聯合辦事處の握るところであり、蔣介石これを統轄する。この流通に當つては、武力をもつて強行し得る事が規定され、人民にして異議あるものは犯罪をもつて罰せられる。又軍費、黨政費等の凡ての國家の支出、貸付、銀行預金支拂等にも今後この小額幣券を百分の十混入せしむる事を決定してゐる。従つて今後この小額幣券の發行流通は非常に巨額に達すべく、政府はこれをもつて一つの財政補足の手段として今年から強行しようとしてゐることは明かである。この小額幣券は不換紙幣であり、同時に又外貨にかはり得ざるものなるが故に、その巨額の發行は同券の信用ひいては法幣そのものの信用如何にも關聯するものと思はれる。

右の小額幣券のほかに、政府財政部は別に地方券の發行を計畫し、湖南省、福建省、江西省、陝西省等の各省銀行で各々三千萬元の地方券を發行せしむる豫定である。又從來無効とされてゐた戰區地方券をも有効に流通せしむる計畫である。

これらの地方券の發行流通は、重慶政府が目的とした地方券中央化政策に逆行するもので、又多分にインフレーション政策の性質を持つものである。

これらの小額幣券及び地方券等の雜幣を統轄するものは四行聯合辦事處であつて、これは事變後軍事委員會のもとに軍の收支を經理するところの機關であつた財政委員會の改組されたもので、軍經理のみならず、金融財政全分野に

わたる統合機關であり、四大銀行を通じて蔣介石が金融獨裁權を握る中心的機關であり、これによつて戰時金融及び經濟の一元的統制を強化する目的をもつて設立せられたものである。

## 二 金 收 集 政 策

重慶政府は戰時財政強化の爲めに事變以來金の収集に狂奔してゐる。一九三七年九月金類兌換法幣辦法六條、十月には金類兌換法幣辦法施行細則十一條を發布して、金、金器、金飾、金幣、金塊、金砂等を法幣に兌換するものには百分の三乃至五の手續料、救國公債を購入するものには百分の六の手續料を與へ、法幣預金とするものには銀行規定利率に照すほか一週二厘の利息を加給した。又一九三八年十一月一日には『監督銀樓業收兌換金類辦法』を公布して銀樓業の赤金、九成金、原金の賣買については飾物、器具の形態あるものに限る、金條、金塊、金箔、砂金、金鑛の賣買を禁止した。又砂金、金鑛の買入業者は、中央銀行と連絡して中央銀行に賣るやうに規定した。同年十一月には金並びに金飾品の密輸及び淪陷地區への搬出を禁止し、補助方法として救國公債募集辦法中に法幣、硬貨、外貨、金銀塊による購入を規定した。

一九三九年十月二十二日には、更に金所有統制の爲めに新らしき條例を發布した。これによれば、銀行、錢莊は金をもつて借款の抵當品となすを得ず。質屋は金を質物として受入れることを得ざる旨を規定した。又、銀行、錢莊において、既に抵當として金を所有するものは、三十日以内に中、中交農の四銀行、並にその支店に詳報し、借款返済



の期到來し償還しない場合にはその抵當たる黄金は四銀行に交付して法幣と取換へるべく自由に私買することを得ない。政府はこの黄金の交付に對しては、手續費及び獎勵金を交付し、質屋も同様の處置を講ずべき事を規定してゐる金の重量が關平一兩に足らざるものは所有主の自由處分に任されてゐるが、一兩以上のものは質屋は持主と相談の上銀行に呈出して法幣と交換しなければならぬ。もし金を隠匿し、報告をなさざるものに對してはその金を沒收するのみならず、同金價值の十倍乃至五十倍の罰金に處する事を規定してゐる。

以上の諸辦法は政府の黄金國有政策であり、これによつて政府の金準備を増加し、法幣の安定、軍需品の購入の資源にせんとする目的をもつものである。

他方政府は奥地に於ける採金工作に努力してゐるが、その結果は重慶政府の發表するところによれば左の如くである。

四川及西康	三〇、〇〇〇 <sup>オンス</sup>
江西及青海	二〇、〇〇〇
南部湖南	二〇、〇〇〇
廣東及廣西	二〇、〇〇〇
新疆及外蒙	四〇、〇〇〇
合計	一三〇、〇〇〇

これによれば現在は十三萬オンスであるが、政府は一九四一年度の産金額を左の如く豫定して採金工作に拍車をかけつつある。

湖南	三〇〇、〇〇〇 <sup>オンス</sup>
四川	二六〇、〇〇〇
西康	二〇〇、〇〇〇
廣西	一〇〇、〇〇〇
貴州	七〇、〇〇〇
陝西	七〇、〇〇〇
青海	一〇〇、〇〇〇
湖南	五〇、〇〇〇
合計	一、一〇〇、〇〇〇

雲南、新疆及び江西を別として百十一萬オンス(毎オンス三百五十萬元として)三億九千萬元に達する見込である。重慶政府の金買上によつて金塊の取引量、價格も騰貴した。左にかかげるは、重慶政府の金塊買上げと題する上海電報である。

三月十三日(水) 事變後上海の舊企業交易所は停業したまま今日に及んでゐるが、市中においては引續き同業者間相對賣買が繼續されてゐる。重慶政府では戰時財源として金銀の重要性に鑑み民間の金銀賣買にも各種の制限



を設け買上げに百方努力してゐる。上海に於ける市中金塊の取引は相當活潑で、殊に通貨不安激化に伴ひ、爲替その他商品と共に、思惑活動の好箇な對照となり、地場筋のみで無く香港筋或は北支那筋等の買物も巨額に達するに至つた。この種中間取引は總て現金に限られ、取引物件も標準品にのみ限られてゐるばかりではなく、半ば秘密に行はれてゐる爲、正確な取引高は判らないが、最近消息通方面から發表された處によると、昨年中の上海に於ける標金仲間取引高は以下の如くである。(單位條) 一、二月は不明、三月一八三一、四月一一五五、五月一七九七、六月四〇四五、七月二七九五、八月三一、二〇〇、九月五〇、六〇〇、十月三八、六〇〇、十一月六六、九〇〇。右の如く昨年八月以來の取引高激増が注目されるが、これは歐洲動亂勃發を契機とする上海の遊資増大に伴ふ金塊取引の旺盛化を物語るもので爲替安及びロンドン金塊高尙と取引激増に伴ひ、相場も續騰し、殊に本年舊正月明けにはと昨年八月の高値四八二五元を突破する未曾有の新高値を實現した。

銀に對してはすでに一九三五年銀國有法令を出してゐるが、銀器その他の銀加工物に對しても金と同様な政策をとりつつある。

### 三 華僑の送金

一九一一年の辛亥革命當時、在外華僑は數百萬元の軍資金を送つて孫文の革命を助けた。その他蔣介石の北伐、共產黨討伐、長城戰、綏遠戰、排外運動等の資金に華僑の送金が重要な役割を演じ、又支那の如き經濟落後の國家にお

いては在外華僑千萬人の送金が國際收支の上において缺くべからざる要素をなして來た。日支事變以來華僑の捐金は相當な額にわたり或は四億元といひ、或は六億元といひ、その他内地經濟建設の爲めに投資することによつて抗戰を背後より援助しつゝあることは事實である。この投資額は或華紙の報告によれば、三億元以上に達するといはれる。湖文虎の滇邊實業公司、陳守明の華西藥殖公司等、その他雲南、四川等の鑛産開發に大きな華僑の資金が投資せられてゐる。又政府の各種公債に應募することによつても抗戰費を分擔しつゝある。例へば救國公債についていへば、一九三七年から三九年の二年間において在外華僑の應募したる額は一億二千六百萬元に達してゐる。

重慶政府もこれら在外華僑の資金に大なる期待をかけ、あらゆる方法を講じてその資金の吸収をはかりつつある。さき一九二六年僑務委員會を設け、そのもとに駐外僑務特派員、僑務局を置き、華僑を統制したが、事變勃發とともに蔣介石は華僑に告ぐるの書を發表して華僑の財物支援を懇請し、在外各地に華僑大會を開催せしめ、從來の統制機關を通じてその資力の吸収をなした。一九三八年一月には華僑指導處を設けて福建、廣東各地に分處を設けて華僑の投資を集中し、又三月には爲替取引辦法を發布して華僑送金取扱に専ら從事せしめ、送金は政府系の銀行又は外國銀行を通じてなさしめ、華僑送金の便宜と送金取扱料金の輕減とによつて送金を誘導した。各大銀行は華僑の多數在住する地方、例へば河内、ラングーン、ジャバ、タイ國、シンガポール等に支店を設けて資金收集網をひろく海外に伸し、僑資収集にあらゆる努力を拂つてゐる。

更に昨年十月には僑胞投資獎勵辦法を發布して、農鑛工商及び國防産業に資本總額の六割以上を投資した場合には



(一) 經營及び技術の指導援助、(二) 租税の減免、(三) 物資運輸に便利を與へ、運賃を遞減せしむ、(四) 公有土地の使用、(五) 資本及び借款の利子支拂保證、(六) 補助金の交付、(七) 業務安全の保證、(八) 名譽の表彰等の特典を與へ、國營事業の投資及び合辦者に對しては事業困難の場合に於ける救済を特に豫約してゐる。しかし一方では各地の爲替統制、法幣の動搖、新政權運動の發展、華僑内部の對立(例へばタイ國)等の事情は華僑の援蔭、財力援助を阻む條件をなしつつある。

#### 四 白銀協定

アメリカの對支援助のうちで最も重要なものは、白銀協定であつて、重慶政府自身もこの白銀協定をもつてアメリカ對支援助中最大のものなりと公言してゐる。元來この白銀協定は、支那通貨制度設立に當つて、イギリスに出しぬかれたのを取もどすべく計畫したものであり、法幣成立の翌年即ち一九三六年に締結され、更に、三十七年に改訂され、事變以後數度にわたつて改訂乃至延長され、今日では、この協定の期限は無期限に延長されてゐる。

この協定は中國がアメリカに銀を賣り、これに對してアメリカが金及び外國爲替を與へる協定であつて、その目的とするところは、支那の法幣制度の安定及び在外正貨充當にある。今日までこの協定によつて、度々、銀の購入がなされたが、その都度の白銀量及び購買價値は發表されてゐない。最近三月二十一日アメリカの財政部は、事變勃發以後はじめて白銀統計を發表した。

自一九三五年十二月	(四九六、〇〇〇、〇〇〇オンス
至一九三七年十二月)	一一八、〇〇〇、〇〇〇ダラー
一九三八年度	二六六、〇〇〇、〇〇〇オンス
同	一一五、五〇〇、〇〇〇ダラー
一九三九年度	三三、四〇〇、〇〇〇オンス
同	一三、七〇〇、〇〇〇ダラー
合	七九五、四〇〇、〇〇〇オンス
同	二四七、二〇〇、〇〇〇ダラー

この白銀協定の繼續は、事變中における再度にわたるアメリカの對支借款とともに、支那のアメリカに感謝する所で、ことに昨年における日米通商協定の廢棄以來、支那はそれをもつて世界への反日宣傳の資料としてゐる。愈々變は申報本年二月十九日號で、米支關係を論じて次の如くいつてゐる。「アメリカは今日なほ繼續して支那の白銀を購買してゐる。この舉は支那の法幣政策の推行に莫大なる助益となつてゐる。故に米支關係はこの貨幣協定によつて更に接近を加へたわけである。アメリカの對支借款は戦前にあつては棉麥借款あり、戦時には既に二千五百萬弗の借款あり、更に最近二千五百萬ダラーの新借款が締結された。この種のアメリカの行動は支那の抗戦を増強する有力なる援助をなすものである。アメリカはさきに支那の白銀を購入して法幣の價値を安定せしめ、つづいて巨款を我に與へて戦闘實力を増強した。東洋に於けるアメリカの利益は中國の勝利によつてのみ保たれ、然らざれば追ひ出されるべ



き運命にある故に、支那困難の際に當つてアメリカは極力支那を援助しつつあるのである。』(昭和十五年四月、ダイヤモンド)

#### 第四節 支那の財政は何故續くか

中國はいまだ完全なる統一國家ではない。近代統一國家への生成の過程であり、重慶政府の指導者たちもその達成を目的としてゐるのである。したがつて財政制度も、諸列國のやうに近代的に整備し、完成したものではない。たとへば租税制度にしても一九三四年の第二次全國財政會議で、税制系統の整理、税制の改革(舊税の廢除、整備と良税の創設)間接税體系より直接税體系への變化、稅務行政の改革等を漸く決定したのであり、その實施もいまだほ完全に行はれてはゐない。また公債制度にしても一九三二年および一九三六年に公債整理を行つて漸く近代的な公債制度になつたのにすぎず、その元利の支拂もすこし故障が生ずれば所謂債信問題を惹起するといふ有様である。

中國はかかる未完成なる財政状態のもとに日支事變に遭遇して、多額なる戦費を賄はなければならなくなり、そのうへに敗戦と淪陷區域の擴大によつて、稅收入中の大宗たる關稅、鹽稅の八割以上を喪失し、その他の税も激減し、遺產稅、臨時利得稅を創設・徵收しても、戰亂中においてはよくその効果を奏し得ない。また公債政策も、擔保なる關・鹽稅の喪失、中國の人民富力の低度及び流動資金の少量、たびたびの外國借款等のために、今後ながく老大な戦費を賄ふことを約束するほど健全ではない。

費を賄ふことを約束するほど健全ではない。

不完全なる中國の財政制度は、事變に入つてから一層把握しがたい混沌のなかにゐる。しかも、ともかくも敗戦をつづけながらもいまだに抗戰を繼續してゐる。事變發生後は豫算も、決算も發表してゐない。ただ金融會議とか記念日とか年末年初に財政部長がその大要を發表するに過ぎず、それもどれだけの正確さをもつか、は大いに疑問である。支那の戦時財政に對して、ほかの諸國に對してのやうに眞正面からその財政を検討して行く方法は、その眞相を捉へる途ではない。中國の戦時財政はその困難のなかに何故つづきうるかは、我々の關心事であり乍ら、しかもその秘密を捕捉することの容易でないことは、日本の支那經濟専門家たちが、中國の戦時財政持久力や法幣の未來について、いままでも飛んでもない誤算をくり返し來つたことによつても、明白である。

この中國の戦時財政持久力について、支那の經濟専門家たちがどう考へてゐるか、を知ることは直にその眞相の解明には役立たなくとも、それへの有力なる一つの鍵とはなりうるであらう。浙江財閥の有力な一人であり、かつて中國銀行總理、中央銀行副總裁であり、今は國民政府の交通部長である張公權の最近の論文に、戦時財政金融の持久性(中國財政評論、二卷一期所載)といふのがあり、その點に觸れるところがあるからその大要の紹介を試みよう。

彼によれば、瀛戰勃發した時に中國の金融財政機構の持久力を論ずるものは、極大の懷疑的態度を抱いて、中國の如き經濟的落後の國家が空前の大規模の抗戰を維持するには金融財政は久しからずして崩壊の一途を辿り、すくなくとも法幣制度は早晩必ず崩壊するであらうと思つた。しかし戦争は二年に及ぶも中國の金融財政機構にはいまだ甚大